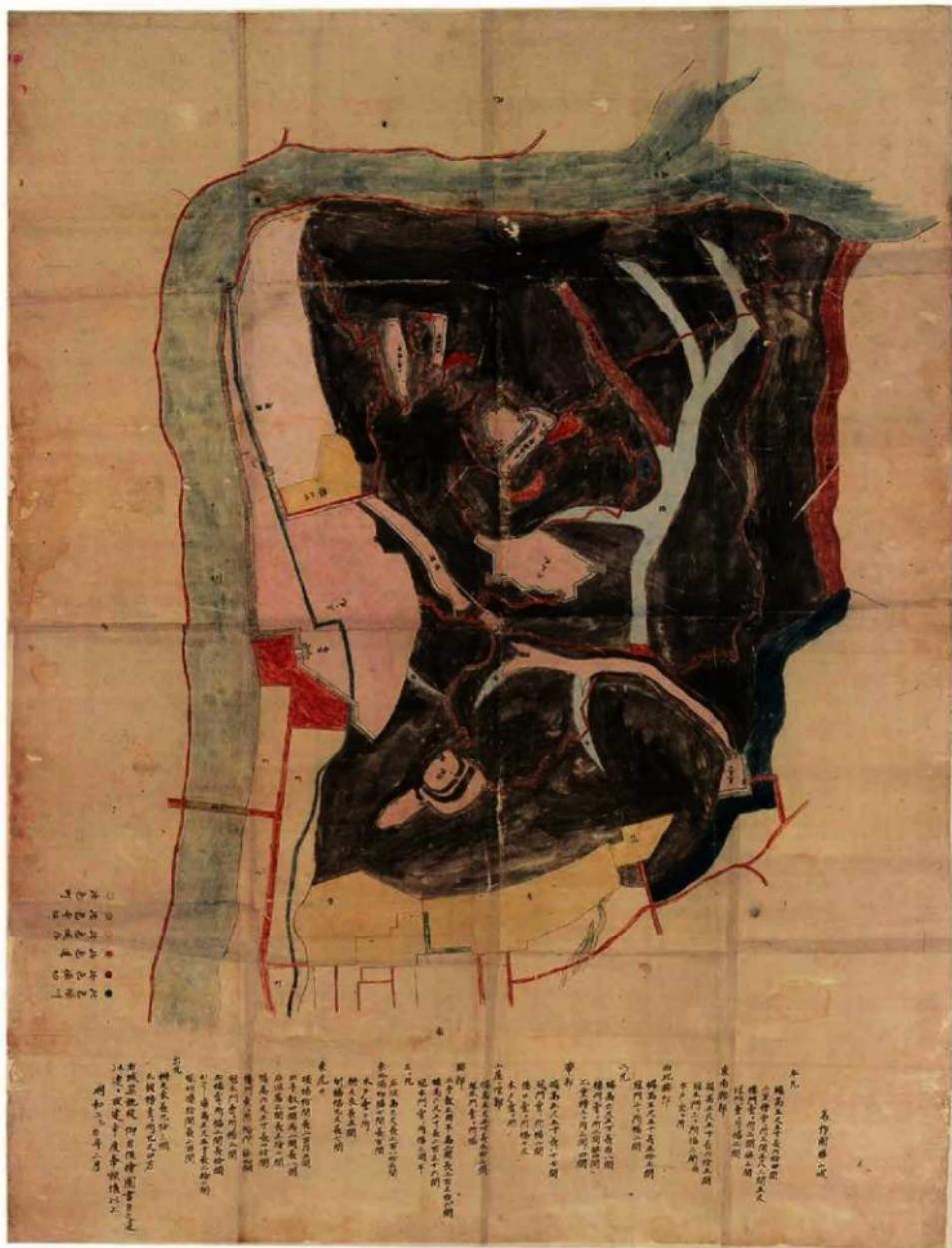


真庭市指定史跡
高田城総合調査報告書

2015

真庭市教育委員会



美作国真島郡勝山城築城絵図（九津見家資料 岡山県立記録資料館蔵）

序

本書は平成23年度～26年度まで実施した高田城の発掘調査等の総合調査報告です。

高田城は真庭市を代表する中・近世の山城ですが、絵図等の記録資料がほとんどなく、その全容については不明であることから総合調査を実施しました。

初年度は地形測量を行い、詳細な測量図を作成しました。2年目からは、明和元年（1764）に移封してきた三浦氏が幕府に届け出た高田城整備計画図を参考に本丸への入口と本丸内の建物跡について把握するため、トレンチと呼ばれる溝を何ヶ所か掘る、発掘調査を実施しました。

その結果、本丸への入口は、虎口と呼ばれる石積による城門であったことや門の脇には矢倉を構築したことなどがわかりました。本丸の中心部分からは建物の規模や棟数は不明ですが、礎石がいくつか見つかりました。

高田城創建の時期や全体の規模についてはまだ不明な部分も多いですが、今回の調査によって判明した成果をもとに、今後は市民に親しまれる史跡として活用していきたいと考えております。そのために、パンフレットの作成、説明板の改修、樹木の間伐などの整備をしてまいります。

このたびの総合調査の成果報告書が当地域の歴史研究の資料として、あるいは埋蔵文化財に対する理解と関心を高めるうえで広く活用されることを期待いたします。

最後になりましたが、調査及び本書の作成に際しましては、関係者並びに地元地域の皆様から多大なご支援とご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

真庭市教育委員会

教育長 沼 信 之

例　言

- 1 本書は、真庭市史跡高田城総合調査に伴い、平成23年度から26年度にかけて実施した発掘調査等について、その成果をまとめた報告書である。
- 2 発掘調査の対象地は、真庭市勝山1-2丁、高田城の本丸に該当する。
- 3 発掘調査と報告書作成は、真庭市教育委員会生涯学習課が行い、現場実務は坂田崇が担当した。
- 4 本書の編集は坂田が行い、本文の執筆は文献編を森俊弘が行ったほかは坂田が行った。
- 5 発掘調査の実施から報告書作成にあたり、次の各氏より多大なるご指導・ご助言をいただいた。略儀ながらここに記してお礼にかえさせていただく。

石田為成（岡山県教育庁文化財課）、宇垣匡雅（岡山県教育庁文化財課）、大橋雅也（岡山県教育庁文化財課）、小郷利幸（津市教育委員会文化課）、尾島治（津市郷土博物館）、島崎東（岡山県古代吉備文化財センター）、白石純（岡山理科大学、真庭市文化財保護審議会委員）、難波澄夫（真庭市文化財保護審議会委員）、乗間実（岡市教育委員会文化財課）、平岡正宏（津市歴史まちづくり推進室）、森上知洋（真庭市文化財保護審議会委員）、行田裕美（津市教育委員会：当時）、横山定（岡山県教育庁文化財課）

（50音順、敬称略）

- 6 遺構の実測・写真撮影・浄写は坂田が行い、実測の一部は坂元伸吉の補助を受けた。遺物の実測は坂田のほか、切明友子が分担し、拓本は三島有利加が行い、浄写は坂田が行った。
- 7 遺物の写真撮影にあたっては、平岡氏および津山弥生の里文化財センターのご支援を受けた。
- 8 出土遺物、実測図・写真等は、真庭市教育委員会生涯学習課が保管している。

凡　例

- 1 本報告書に用いた高度値は標高である。
- 2 方位は、第1・2・3図は座標北で、第4・7・8図は磁北である。
- 3 掲載遺物番号については、すべて通しで付している。
- 4 掲載した遺構図・土層断面図に示した網掛けは以下の範囲を示す。



焼土・被熱面

- 5 土層および遺物観察表の色調は、農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財團法人日本色彩研究所色票監修『新版標準土色帖』1970によるものである。
- 6 第1図は国土地理院発行の1/25,000地形図「横部・勝山」を複製・加筆したものである。

目 次

巻頭図版	
序	
例言・凡例	
目 次	
第1章 はじめに	1
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 地理的・歴史的環境	1
第2章 発掘調査の概要	4
第1節 調査の経過	4
第2節 遺構・遺物	6
1. T-1・T-2 の検出遺構	6
2. T-3 の検出遺構	10
3. T-4 の検出遺構	11
4. 出土遺物	12
第3章まとめ	17
遺物観察表	19
図版	
報告書抄録	
文献編	1 ~ 74

第1章 はじめに

第1節 調査に至る経緯

真庭市教育委員会では、平成23年度に真庭市総合計画の策定にあたり、「人と文化を育むまちづくり文化・芸術・学術の振興と交流の推進」の中で、古来より伝わる市民共有の歴史遺産の未来への継承を行うため文化財の調査・保存を実施していくことを基本方針として定めた。市内に多数所在する各種文化財・遺跡等のなかでも、戦国期から江戸時代にかけて美作西部最大の山城であった高田城（真庭市指定史跡）に焦点をあて、

- ・城域の詳細地形図作製
 - ・城郭遺構の遺存状況など、将来の保存整備に必要な情報を収集するための発掘調査実施
 - ・調査成果を周知するため解説板の整備、パンフレットの作製・配布
- などを行い、勝山町並み保存地区、勝山藩主三浦家遺品等を展示する勝山郷土資料館など周辺の歴史遺産とリンクさせることによって、高田城を真庭市有数の歴史遺産として将来にわたり保存し利活用を図っていくこととした。その実現に向け、城域の詳細地形図作製を平成23年度に、発掘調査および関連文書・文献調査を平成24年度から26年度にかけて実施することとなった。

第2節 地理的・歴史的環境

勝山地域は真庭市の概ね中央に位置し、旧美作国の西端、旧真鶴・大庭両郡のはば中央部に相当する。岡山県の三大河川のひとつである旭川とその支流である新庄川と月田川によって形成された狭小な低地部以外の85%は山地で占められている。

旧石器・縄文時代

勝山地域において、現在までのところ旧石器時代に相当する遺跡・遺物は確認されていない。

縄文時代に入ると、前期では刺突文土器が旦地区で出土しているほか、後期の磨消文土器が県立勝山高等学校の校地内で出土している。

弥生・古墳時代

当地方において弥生時代前期の遺跡は僅少であるが、岡遺跡で木葉文の壺形土器が出土している。中期以降になると陣山遺跡、太鼓山遺跡、打角遺跡、江川遺跡、椎の木遺跡、正吉遺跡、原美尾遺跡、石原遺跡で遺物が出土している。終末期では丹塗りの壺や高杯といった祭祀用遺物を出土している月田堀の内北遺跡がある。

勝山地域では古墳は少なく、15基を数える程度である。最古の古墳は古呂々尾中にある径15m、高さ1.5mの円墳である中尾神社古墳であり、前期古墳とみられている。原美尾池遺跡からは5世紀末の須恵器が出土している。

古代

日本書紀の欽明天皇 16 年(555)、吉備五郡に白猪屯倉が置かれたとあり、大庭郡の一部が比定されている。和銅 6 年(713)、備前国のうち英田・勝田・苦田・久米・大庭・真嶋の 6 郡が割かれて美作国となった。勝山地城は真嶋郡高田郷・月田郷・井原郷と大庭郡の一部の範囲である。奈良時代の遺物としては、柴原地区の船田第 1 遺跡で須恵器の骨蔵器が出土している。

中世以降

鎌倉時代には、寿永 3 年(1184 年)に梶原景時が土肥実平とともに美作国他 4 国の守護になり、梶原景時の失脚後は和田義盛に代わっている。承久 3 年(1221)に起こった承久の変で敗北した後鳥羽上皇が隱岐の島に配流される際に、大庭・真嶋を通ったといわれている。承久の変の後、公家や上皇方の武士たちの所領に新補地頭として御家人が派遣されるようになり、美作においても高田荘(勝山町、現真庭市)には三浦氏が、英田河合荘(英田町、現美作市)には渋谷氏等が派遣された、と考えられている。

三浦氏と高田城

三浦氏は現在の神奈川県三浦半島を本拠地とする、鎌倉幕府でも最有力の御家人であった。しかし北条氏による專制推進の中で次第にその存在を薄まれるようになり、宝治 3 年(1249)、三浦義村らは北条時頼に滅ぼされてしまう。三浦一族のうち生きのびた佐原氏が、のちに三浦を名乗るようになったとされている。建武 2 年(1335)、後醍醐天皇や新田義貞と対立した足利尊氏が九州で力を蓄えて瀬戸内海を東上する途中、三浦介(三浦高継)に美作の新田勢を征伐するよう命じた記録が、御教書として残されている。

高田城は、高田荘の地頭として関東から来た三浦下野守貞宗の築城とされている。築城の年代については諸説があるが、概ね延文~嘉慶年間(1356~1388)の築城とされている。

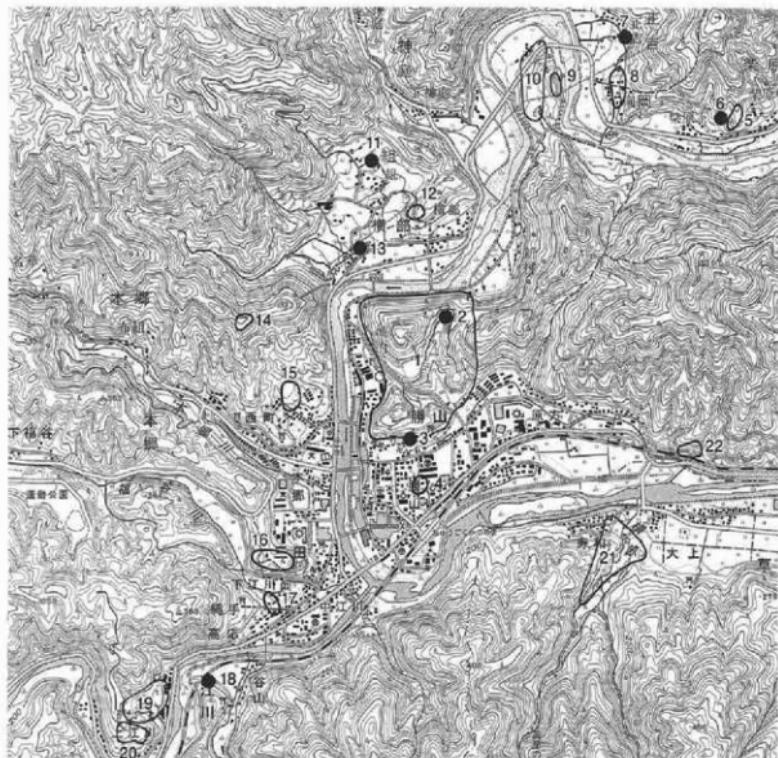
貞宗以後は、行連~範連~政盛~持理~貞明~貞連~貞国と続くとされるが、貞連以前の城主についてはほとんど記録がなく、不明な点が多い。文亀年間(1501~1504)、貞連は美作守護赤松氏の拠点である篠葺(篠葺向)城を攻めていることなど、このころの三浦氏は高田城を拠点にする、作西地方における領国支配的性格を有していたと思われる。天文元年(1532)、出雲の尼子経久が美作へ侵略はじめ、高田城も数度にわたる攻撃によりその度に落城と復興を繰り返した。その間、貞久~貞勝~貞盛と城主が交替していくなか、永禄 8 年(1565)、尼子氏にかわって台頭した毛利氏についた備中松山城主三村家親により高田城は落城、城主貞勝は自害するが、翌永禄 9 年には三浦貞盛が高田城を奪還し、貞広が城主となる。その後三村氏の勢力は衰え、毛利氏により滅ぼされることになる。永禄 12 年(1569)、貞広が尼子氏についたため毛利氏に攻められ落城するが、中山鹿之助の支援を受け元亀元年(1570)に再興した。その後毛利氏の侵攻を受け、天正 3 年(1575)、宇喜多直家による和議の勧めにより高田城を開城、城主には月田城主橋崎元兼が入った。

それから美作の地は毛利氏と宇喜多氏の争いの舞台となるが、天正 12 年(1584)から宇喜多氏の美作領は関ヶ原の戦いまで続くことになった。高田城には三浦氏の旧家臣である牧氏が入った。慶長 5 年(1600)、関ヶ原の戦いで西軍副大将であった宇喜多秀家が敗北したことにより、美作は小早川秀秋により領有されることになった。その秀秋の病死後、慶長 8 年(1603)に森忠政が入封することとなり、高田城には各務氏、大塚氏といった重臣が城番に入った。元禄 10 年(1697)、森氏の改易に伴い城下は幕府直轄となり幕府代官の所管となつた。明和元年(1764)、三河西尾藩主であった三浦明次が当地に転じ、高田城跡に築城、真嶋・大庭両郡の一部を勝山藩 2 万 3 千石として領することになった。明次は高田の地名を勝山に改め、勝山城の西麓に屋形を構え、以後三浦氏による統治が明治維新まで続くことになった。

高田城に関連した既往の発掘調査としては、三の丸遺跡¹⁾および出丸²⁾で実施している。三の丸遺跡は勝山町役場（現真庭市勝山支局）駐車場造成工事に伴い調査をし、室町時代前期～江戸時代初期にわたる建物等の遺構や輸入陶磁器等の遺物を出土しており、三浦氏またはその家臣の館、城番の館跡の一部であると推定されている。出丸は太鼓山の地上デジタル放送施設の建設に伴い調査し、建物跡とみられる柱穴列等を確認している。

註

- 1) 橋本惣司他「高田城三の丸遺跡」 勝山町教育委員会 2005
- 2) 坂田 崇「高田城・田楽城」「真庭市埋蔵文化財調査報告」3 真庭市教育委員会 2010



1 高田城	6 蜀田第1遺跡	11 児津屋敷	16 かぶら山	21 寿和1～5号墳
2 城山窯跡群	7 正吉遺跡	12 祖遺跡	17 高応神社東遺跡	22 宝泉寺跡
3 化生寺東遺跡	8 岡遺跡	13 小山古墳	18 谷山古墳	
4 勝山高校遺跡	9 椎の木1～3号墳	14 陣山砦跡	19 上江川1～5号墳	
5 蜀田第2遺跡	10 岡椎の木遺跡	15 陣山遺跡	20 上江川遺跡	

第1図 周辺遺跡分布図 (1/25,000)

第2章 発掘調査の概要

第1節 調査の経過

本調査は高田城に関する総合調査であることから、まず城郭のほぼ全域にわたっての詳細な地形図作製を平成23年度に行なった。高田城は現在その城域のほとんどが公有地であるが、麓の一部には民有地もあることから、公有地部分のみを図化の対象とした。受託者はフジテクノ有限会社で、実施期間は平成23年11月21日から平成24年3月16日である。成果物として1,000分の1および2,500分の1による詳細な地形図を得ることができた(第2図)。

発掘調査については、平成24年度から実施した。まず、本丸主郭の南端部にある斜面を対象として当初幅2m長さ7mのトレーナーを設定(T-1)し着手した。これは、現存する明和元年(1764)の絵図(巻頭図版参照)に本丸に出入りする門の一つがこの個所に描かれており、斜面付近や周辺において多くの瓦片が散布していること、そして埋没した石垣等の構築材とみられる岩や礫の一部が地表面に露呈していることから、門やそれに関連する遺構の確認を目的としたものである。平成24年度の調査は平成25年2月25日から3月24日までの間に亘り、調査の結果、斜面に石が積まれた状態を検出したが、それがどういった性格のものであるのか、その精査等については翌年度に持ち越すこととなった。

25年度は、24年度調査で検出した斜面の石積の性格等を明らかにすることと、その上位にある平坦面での櫓跡等の遺構検出を目的として新たに幅1m長さ9mのトレーナーを設定(T-2)した。このトレーナーは調査の過程において石積遺構の構造・規模追及のため適宜拡張・延長の必要が生じ、T-2に直交する形でT-2-②を追加設定した。また、主郭中央部に東西約10m、南北約17mの微高地状の高まりがあり、建物の基礎跡であることを想定したことから、幅1m長さ14mのトレーナー(T-3)を設定し発掘を行った。そして主郭北辺の一端に、土星等の構築物の痕跡を確認する目的により幅1m長さ5mのトレーナーを設定(T-4)し、調査を行なった(第3図)。平成25年度調査は平成25年12月16日から翌年3月31日まで行った。

26年度は、25年度調査までに検出した遺構の規模・構造等をより追求するために行った。T-2およびT-2-②で検出した石積遺構の追求のためT-2およびT-2-②の拡幅・延長とT-2-③・T-2-④の追加設定をし、またT-3・T-4についても精査を行なっていった。平成26年度調査は平成26年7月31日から実施し、12月10日に全トレーナーの埋戻しを完了したことで現地調査を終了した。

なお、発掘調査と並行して、高田城に関する既往の文書・文献調査を行い、本書に文献編として収録している。

(調査の体制)

調査主体者 真庭市教育委員会

事務局 真庭市教育委員会

教育長 沼 信之

教育次長 谷口誠一(平成23年7月～平成25年3月)

吉田 畿(平成25年4月～平成26年3月)

新幸知典(平成26年4月～)

生涯学習課長 切明友子

調査担当者 主幹 坂田 崇(発掘調査担当)
 主幹 森 俊弘(文書・文献資料調査担当)

(作業員) 西本 義、堀井清史(平成25年2～3月)
 川勝 始、元島 一、山田勝己、坂元伸吉(平成25年12月～平成26年12月)

(調査経過抄録)

平成 24 年 12 月 6 日 白石氏と高田城現地にて、発掘調査候補箇所の選定協議。

平成 25 年 2 月 25 日 24 年度調査開始(T-1)。

2月 26 日 斜面部の石積状況を検出。

3月 24 日 現地説明会開催。参加者数約 40 人。24 年度調査終了。

12月 16 日 25 年度調査開始。T-1 東側部を拡張。

平成 26 年 1 月 7 日 T-2 調査開始。

1月 10 日 T-3 調査開始。

1月 14 日 T-1 西側部の拡張。

1月 23 日 T-2 にて石積遺構の一部を検出。

2月 6 日 T-2 で検出した石積遺構の展開状況を確認するため、T-2-②を設定し調査開始。

2月 17 日 勝山小学校 5 年生、来跡見学。

2月 18 日 T-1 下位西側部を拡張。

2月 27 日 T-4 調査開始。

4月 5 日 現地説明会開催。参加者数約 50 人。

5月 15 日 現地指導者会議開催(出席者:石田・白石・平岡・森上)。

6月 10 日～6月 24 日 現地指導者会議での指導事項を受け補足調査(遺構実測)実施。

7月 31 日 26 年度調査開始。T-2 西側石積の展開状況を確認。

8月 4 日 T-2-②の一部を拡幅、入口段差部を確認。

8月 12 日 T-2-②での入口段差部確認に基づき、T-2-③、T-2-④を設定、調査開始。

8月 20 日 T-2、西側石積の有無確認のため、西方向へ延長。

8月 26 日 東西方向の1段石積の状況確認のため、T-2 の北側長辺部を幅 20cm 拡張。

9月 15 日 現地説明会開催。参加者数約 60 人。

9月 16 日～10月 7 日 遺構実測作業。

11月 28 日～12月 3 日 遺構実測(補足)作業。

12月 5 日～12月 10 日 トレンチ埋戻し作業、調査終了。

文化財保護法に基づく文書一覧

埋蔵文化財発掘調査の報告(法第99条)

調査対象	遺跡の名称・所在地	面積(m ²)	原因	調査を行った 地方公共団体	調査期間
滋賀県立 文書収集 平成25年3月14日 高田城跡	高田城跡・高崎市勝山1-2号	20	保存目的調査	高崎市教育委員会	平成25年3月28日～ 平成25年3月29日
滋賀県立 文書収集 平成25年12月20日 高崎生第205号	高田城跡・高崎市勝山1-2号	20	保存目的調査	高崎市教育委員会	平成25年1月16日～ 平成25年3月31日
滋賀県立 文書収集 平成26年1月31日 高崎生第225号	高田城跡・高崎市勝山1-2号	19	保存目的調査	高崎市教育委員会	平成26年1月31日～ 平成26年12月10日

文化財認定(法第102条)

認定の対象	物件名	発見の場所 遺跡の名称	発見日	認定者	発見者	土地所有者	保管場所
滋賀県文書収集 平成25年4月1日 高崎城跡	瓦・土器・瓦礫等	高崎城跡1号・2号	平成25年3月29日	高崎市教育委員会	高崎市教育委員会	高崎市	高崎市教育委員会
滋賀県立 文書収集 平成25年12月17日 高崎生第213号	瓦・土器・瓦礫等	高崎城跡1号・2号	平成25年4月12日～ 平成25年4月16日	高崎市教育委員会	高崎市教育委員会	高崎市	高崎市教育委員会
滋賀県立 文書収集 平成26年1月25日 高崎生第236号	瓦・土器・瓦礫等	高崎城跡9号	平成26年2月10日	高崎市教育委員会	高崎市教育委員会	高崎市	高崎市教育委員会

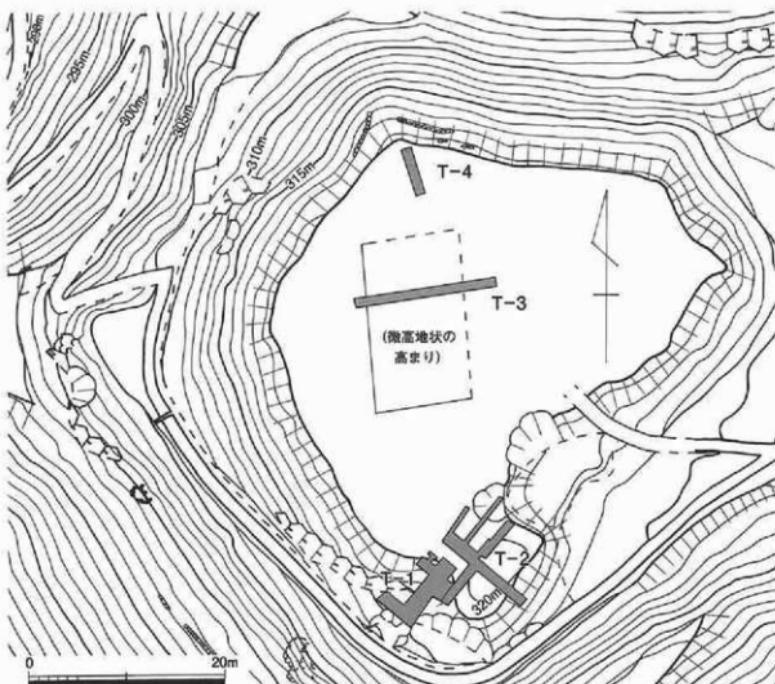
第2節 遺構・遺物

1 T-1・T-2の検出遺構(第4・5・6図)

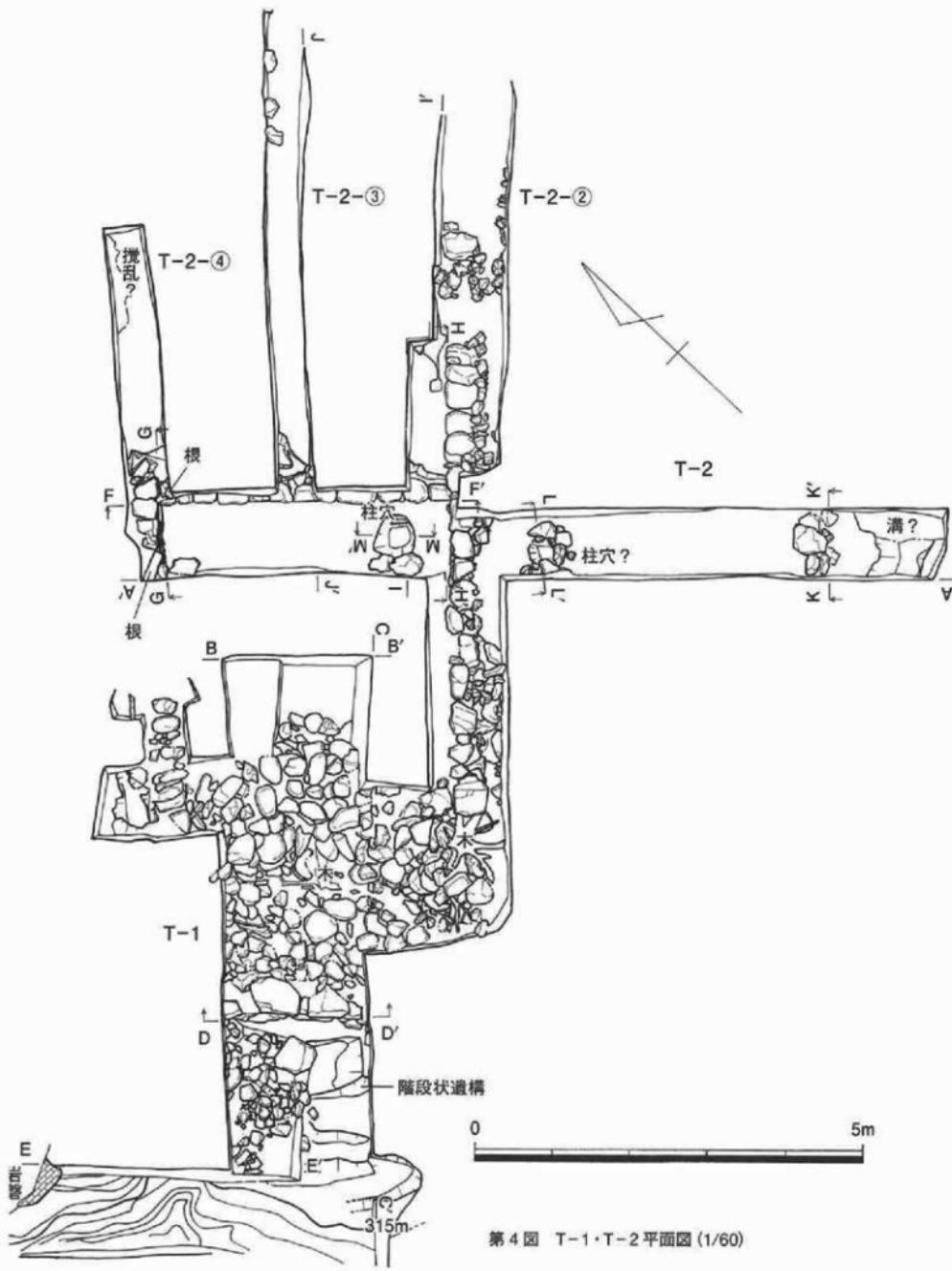
T-1・T-2においては、石積をはじめとする遺構を検出している。

石積遺構は概ね北西-南東を横方向、北東-南西を縦方向とし、平面形はいわゆる「H」形を呈している。左右の両石積の内法間で約3.7mを測り、概ね二間の規模である。左右の石積は崩落や抜き取り等により高さを減じている可能性を考慮する必要があるが、3段ないし4段積みで構築されている。なお、斜面より見て右側の石積の方が現存高が高く地山面から最大で80cmほどである。右側の方が左側より北東方向へ伸長しているが、これについても左側については破却時の抜き取り等の影響があったことを考慮する必要がある。またT-2-②の北東方向へ伸長する石積に1.1mほどの間隙があり、抜き取り等の痕跡と考えられる。横軸方向の石列は1段であり、T-2-②の土層断面から地山を50cmほど掘削し構築していることがわかる。これらのことから、

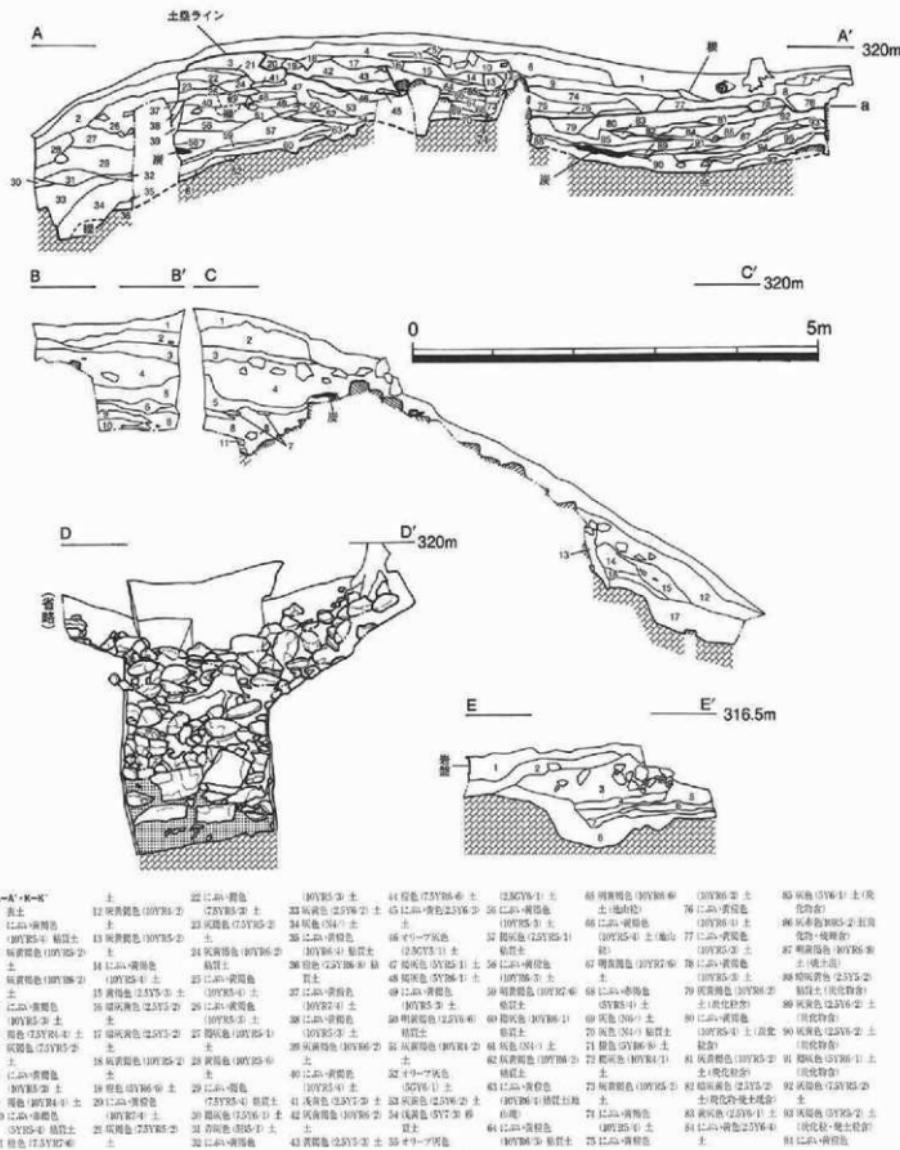
①南西方向の斜面を入口として進入する。



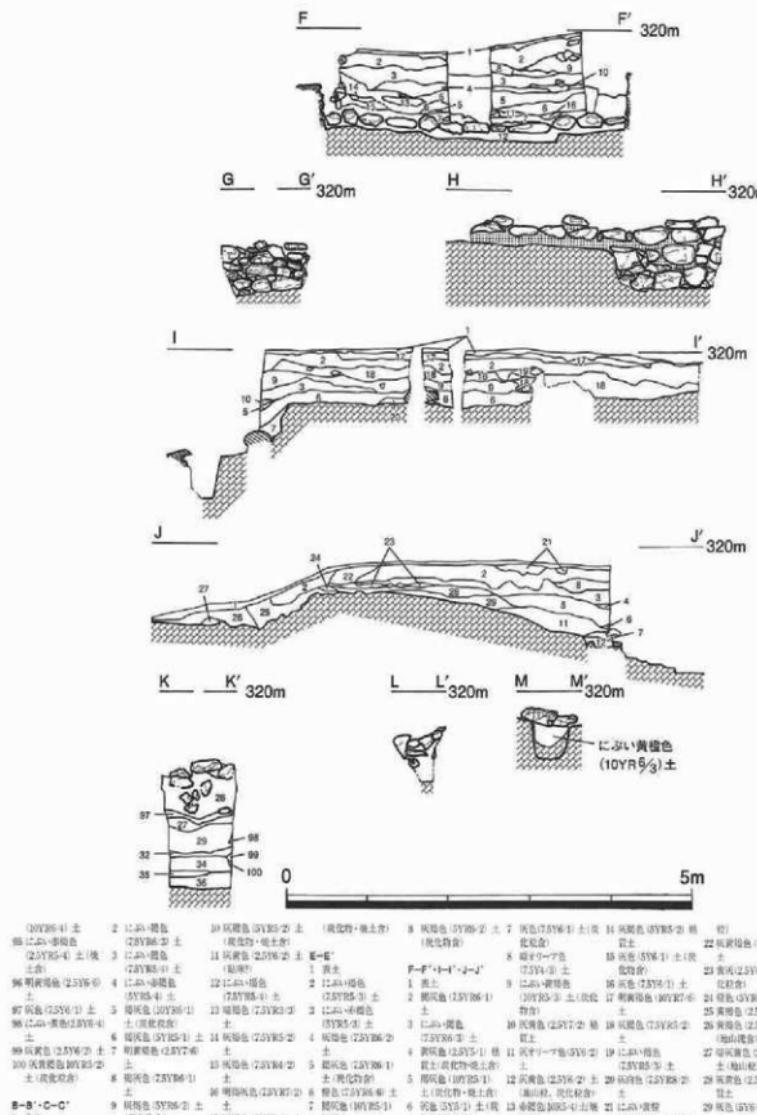
第3図 調査区配置図(1/500)



第4図 T-1・T-2 平面図 (1/60)



第5図 T-1・T-2 土層断面・遺構立面図 (1/60)



第6図 T-2-T-2-(2)-T-2-③土層断面・遺構立面図 (1/60)

- ②概ね平坦となった面に一旦立つ。
③横方向の石積にて1段（ないしそれ以上）の段差が設けられ、それを上がり本丸中心部へ向かう。
という経路をもった入口であったことが推定される。

T-1では、斜面に石が不整形に積み置かれた状況を検出している。T-1の下位にて地山を掘り込んで築かれた階段（通路）状の遺構を確認したことから、破却時に入口を封じるために行われたものであると考える。しかしながら斜面に単純に投げ込まれたものではなく、いったん仕切り的な石積を垂直に築き（第4・5図D-D'）、その背後に石を詰め込むという工法をとっている。

この入口であるが、層位的なまとまりとして観察した結果、aラインまで炭化物・焼土を多く含む土層が堆積し、その上に瓦や砾を含む土層が堆積した状態を示している（第5図 A-A'）。このことから最終的に破却に際し、

- ① 石積の構築石材を入口斜面に積み上げ、封じる。
② 建物等の焼き払いにより生じた炭化物・焼土混じりの土砂で石積の内部を埋める。
③ ②の後、周辺の土砂を敷均し整地した。

という過程をうかがうことができる。

T-2では土壘状遺構の痕跡が土層断面において確認できる（第5図 A-A'）。これは土層の色調が土壘状遺構の部分は暗く、対してその上の整地土層は明るいことから、明瞭に区別できるものである。この土壘状遺構の盛土中からは遺物は出土していない。土層断面の観察・検討から、構築の順序としては石積構築に先行するものである。

また、柱穴（または柱穴とみられる）遺構を2ヶ所で検出している。一つは石積の内側（第4図 M-M'）にあり、地山面にて確認した。上端で径約60cmを測る。近接して大形の砾が2点あるが、石積の構築材の一部が転落したものとみられ、この柱穴状遺構と直接の構成関係はないと考える。門の柱穴であった可能性を考慮する必要がある。¹⁾

もう1ヶ所は、T-2のほぼ中央で検出している（第4図 L-L'）。石積遺構の裏込めを封じた層を切り込んでいる状況が土層断面において確認できる。3方を石で囲み、覆土には炭化物を多く含む。用途等については現時点では保留とせざるをえない。

その他、T-2東南端部付近において平面・上下方向ともに不規則な状態の石積状遺構を検出している（第4図 K-K'）。機能としては土壘状遺構の上面を補強するためと想定している。また、溝（または土塙?）とみられる痕跡をT-2の南東端部で確認している。

2 T-3の検出遺構（第7図）

T-3は主郭中央に東西約10m、南北約17mの微高地状の高まりがあることから、建物の基壇跡と想定し設定した。発掘の結果、表土直下の厚さ15cm程度の真砂の盛土であることが判明した。これはのちに、現代になってこの場所を造成した際に真砂を搬入し敷き均したものであることが、当時のことを知る人の証言により判明した。

地山面において、建物の礎石を2個検出している。礎石間で約2.7mの距離がある。調査範囲の都合上一部のみの検出であり、同一建物のものであるか等については不明である。その他、柱穴や土塙（または落込み）とみられる遺構の輪郭を確認している。いずれも半蔵または検出面での輪郭確認に止まっている。土塙（または落込み）状遺構の覆土から多くの炭化物に伴い土師質器片が出土している。トレンチの東半部では被

熱によると思われる赤色化した面を地山面において確認している。

なお、このT-3では瓦はほとんど出土していない。

3 T-4の検出遺構（第8図）

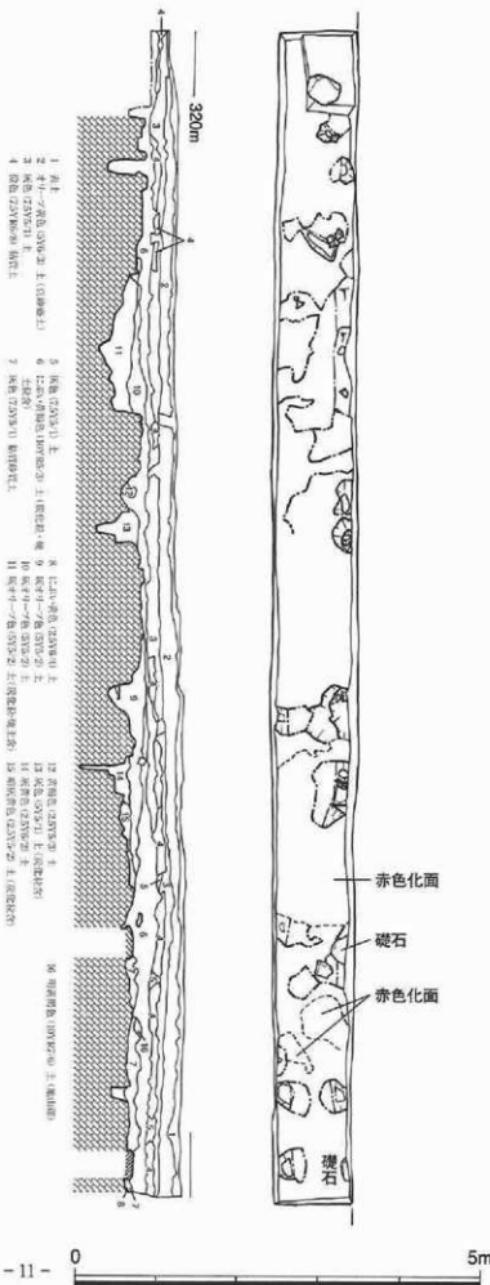
T-4においては、石積遺構を検出している。検出した石積の並びから北西～南東方向に、概ね本丸郭の外形輪郭に沿って伸びる模様である。現存するのは1段のみであり、炭化物・焼土層の上に乗る形で築かれている。炭化物・焼土層が破却時のものとすれば、破却後に構築された施設ということになる。石積から南側についてのみ地山面を確認し、北の崖方向へ地形が傾斜している様子である。傾斜した地形に幾層もの盛土を行っているが、土壘であることの明確な痕跡は土層断面では確認できていない。T-2の東端部付近においても、同様な石積のものを検出しており、それについては土壘の端部を固める、いわゆる土留め的な役割のものであったことを想定しており、このT-4で検出した石積についても土壘または盛土による構築物の端部を固め安定させるためのもの、と想定している。

このT-4では、表土から多量の瓦が出土し、結果的に今回の調査で出土した瓦の半分以上の量を占めている。戦中～戦後期に本丸の主郭で畑作が行われており、その際に出土した瓦が寄せ集められたものと考えられる。

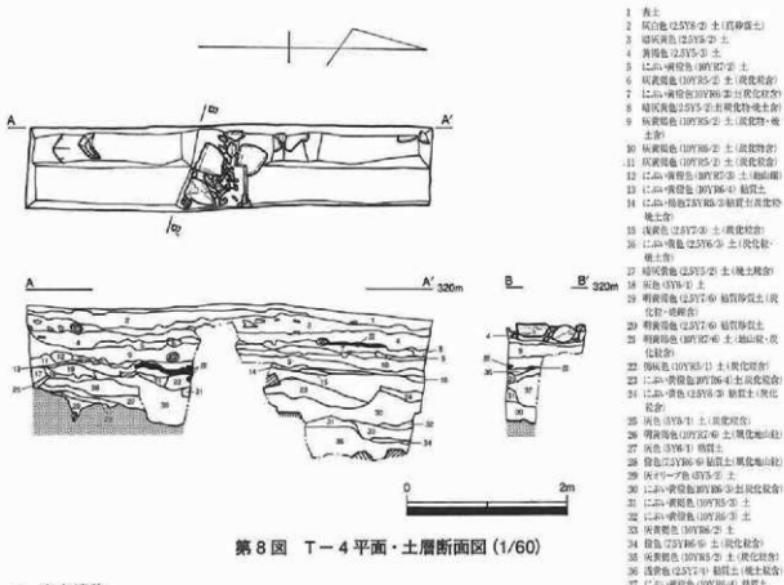
註

- 1) 門の楹柱が瓦葺の場合、通常据立柱ではなく礎石柱であったと考えられるため、当初門柱の可能性は低いと考えていたが、津山城本丸五番門で瓦葺の据立柱の事例がある（平岡氏のご教示による）。ただし、津山城本丸五番門のものは柱穴の底部に礎石を有しており、その点において相違がある。

行田裕美「6. 第5次調査（平成13年度） T-6」「史跡津山城跡保存整備事業報告書」 津山市教育委員会 2007



第7図 T-3 平面・土層断面図 (1/60)



第8図 T-4平面・土層断面図 (1/60)

4 出土遺物

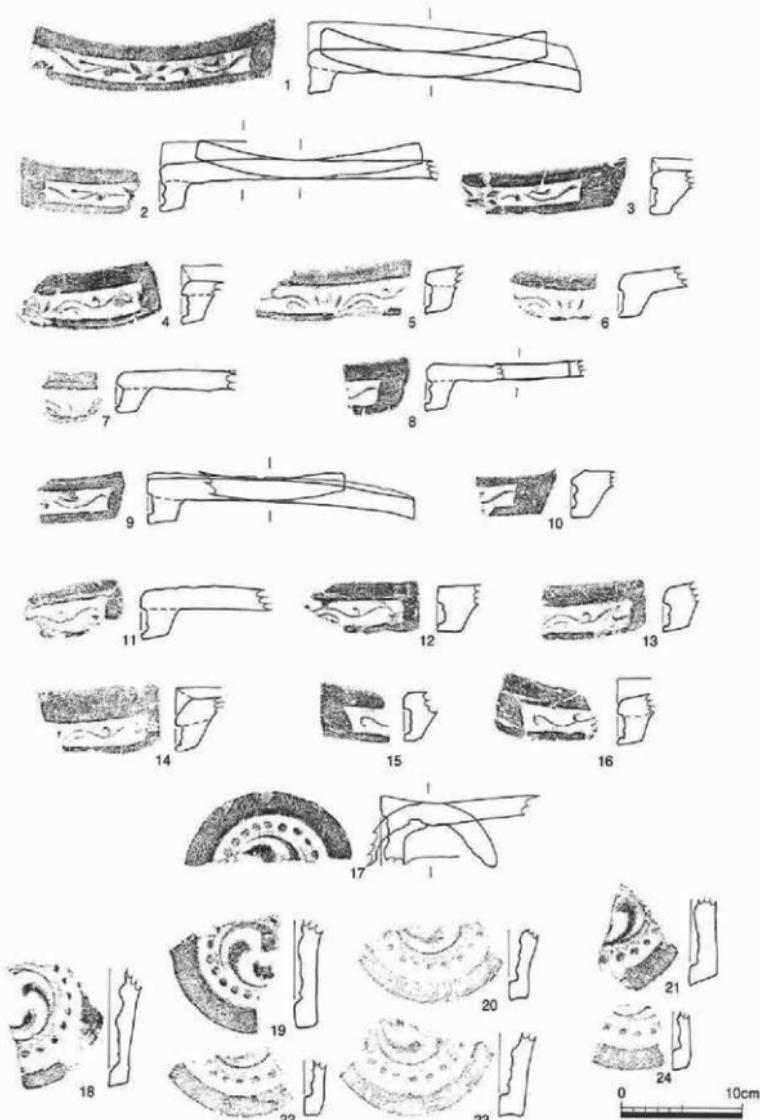
今回の調査により整理用コンテナで10箱ほどの遺物が出土しており、うち約9割を瓦が占める。瓦は大量に出土しているにも関わらず、遺物としての特徴を示す瓦当面を伴うものはごく一部である。遺物の各属性等については一覧表に委ねることとし、以下各種遺物について概観していく。

軒平瓦 (第9図 1~16)

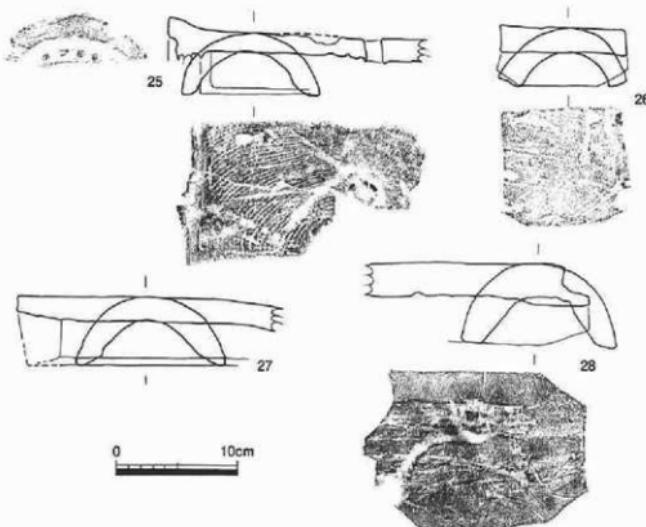
瓦はほとんどのものがT-1・T-2については斜面の堆積土や破却時の整地土層からの出土、T-4については地表面から表土中にかけての出土であり、各遺構に直接伴う状態で出土したものはない。ここでは平瓦部の後端までを有する2点を含む、16点を掲げた。瓦当の全容を示すのは1のみである。1~3は中心飾が五葉(2については残存する中心飾から推定)で唐草は2転する。4~7は中心飾が三葉のものである。4のみが中心飾から側区までの状態を観察できる資料であり、唐草が3転することが確認できる。5についても残存状態から唐草については3転と推測するが、その他のものについては不明である。側区の唐草文端部の状態から、転を生じないもの(1~3・8~10)と転を生じているもの(4~11~16)とに分類することも可能である。

軒丸瓦 (第9・10図 17~25)

9点を掲げるが瓦当の全形を残すものはない。巴文が右巻きのものが6点を占める。正確な珠文数の把握が不可能なことから時期の比定は困難であるが、總じて巴の尾部が細長く伸びる様相を示している。17~25ともに丸瓦部内面にコピキA痕を明瞭に遺す。



第9図 出土遺物① (1/4)



第10図 出土遺物②(1/4)

丸瓦 (第10図 26~28)

特徴的なもの、製作技法のよくわかるものの3点を取り上げた。26は長さ10.7cmと大変短く、片方の側面の角を面取りした後に焼成している。通常の平瓦・丸瓦のように多くはみられず、妻部など屋根のごく一部に使用される「役物」のひとつとみられる。

土器・陶磁器類 (第11図 29~39)

土師質土器等については、T-1・T-2では斜面堆積土や石積造構内部の覆土、整地盛土から瓦等とともに出土し、T-3では真砂盛土から地山面までの間の包含層からの出土、T-4では石積造構より下位の層からも多く出土している。出土した土器・陶磁器類のほとんどは復元不可な細片である。

29~33は土師質土器で、29~31を小皿、32・33を皿とした。34~36は16世紀末~17世紀初頭の中国産染付の椀であるが完形状態を復元できるものはない。37・38は備前焼の擂鉢、39は壺の口縁部である。37は14世紀後半頃、38は16世紀後半の所産とみられる。

金属器 (第11図 40~47)

出土した金属器はいずれも鐵製品で、ほとんどが釘である。T-1の斜面堆積土およびT-2の石積造構内部の覆土(燒土・炭化物を多く含む)から出土している。掲載したもののうち、40~45が鐵釘、46は刀子とみられるが詳細は不明、47は器種不明である。

銅錢（第11図 48～50）

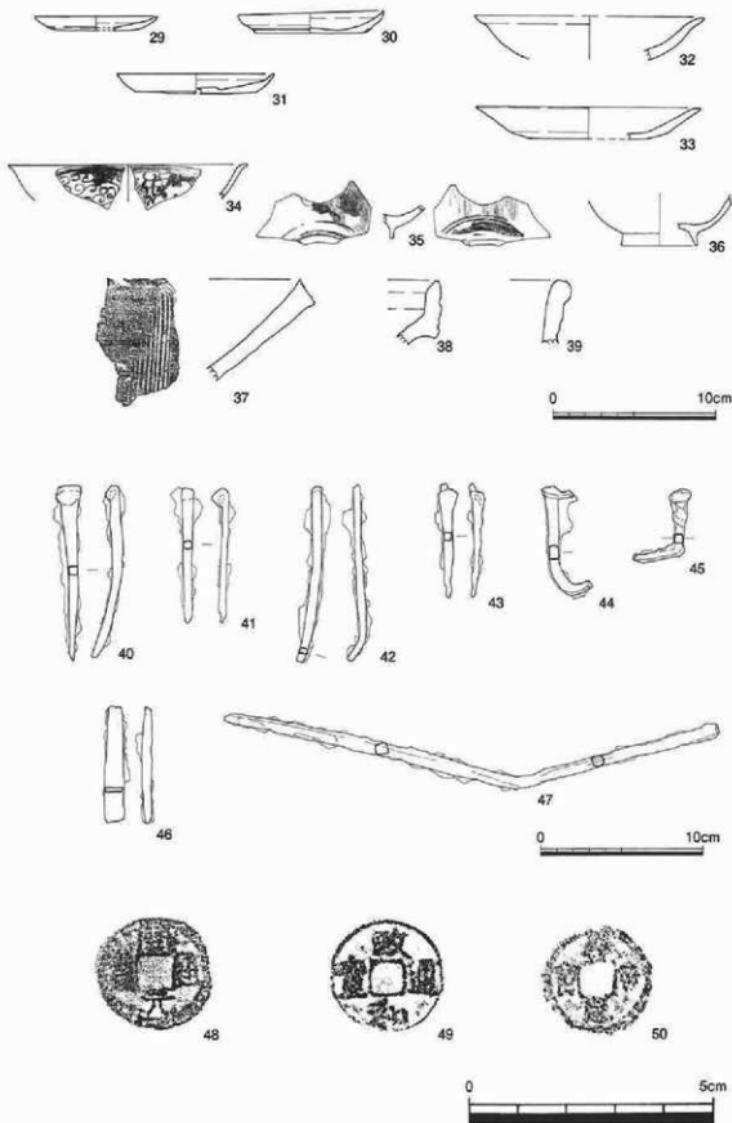
銅錢は総数で4点あり、すべてT-2の石積造構内部の覆土（焼土・炭化物を多く含む）より出土している。
鑄文字の確認ができる3点の拓影を掲げる。

番号 種類 (国 初鑄年 重量)

48 開元通寶（唐 621年 2g）

49 政和通寶（宋 1111年 3g）

50 判読不可（不明 2g）



第11図 出土遺物③ (29~47:1/3, 48~50:1/1)

第3章 まとめ

今回の調査で得られた所見について、若干述べていく。

検出遺構について

今回の発掘調査で、本丸の一部ではあるが従来ほとんど不明であった構造の一部を把握することができた。まずT-1・T-2で検出した石積遺構について、規模的には南東・北西方向で約3.7mを測り、北東・南西方向については破却時の礫の積み込みや樹木があることから完全な追求は控えたため推定ではあるが、入口の段とみられる南東・北西方向の石列から南西方向へ現存長で約4m、T-2-②全体で観察される石積としては約7.6mを測る。入口としての空間を南東・北西方向の石列より前であると定めた場合、約4m四方の空間、と捉えることができる。なお、北東・南西方向の2列の石積を平面形として観察した場合、東側の石積は入口石列と直角に築かれているが、西側のものは東側と平行ではなく、若干内（南）側に軸を振った構造となっている。このことは東側の石積は先端（南西）方向に向けて地山面から上に多くの石を用いて高く積み上げられているのに対し、西側の石積については、第6図 G-G'では複数段の積み上げが確認できるが、それより南（棕の大木があるため、この間は未発掘）については基本的に1段のみ石を置き構築している。また東側については石積の背後に裏込めを明確に行っているのに対し、西側は地山の露頭を直接掘削することにより段を設け、そこに石を配置する、といった構築手法についても差異がみられる。このことは、本来の地形上の制約により生じた工程上の差であると現時点では結論付けたい。この石積遺構はその様相等から本丸南側虎口の構造の一部であると認められ、限定された調査範囲内ではあるが概ねの規模・構造について明らかにすることができた。

また、T-1・T-2で検出した石積遺構の周辺から多くの瓦が出土しており、瓦葺き建物遺構の存在を想定したが、上屋に関わる遺構は明確に見出すことはできなかった。T-2の南東半部において土壘状遺構の明瞭な断面を確認することができた。土壘状遺構と虎口を画する石積は一連の施設として同時に構築されたものなのか、土壘状遺構が先行して築かれていたのかについては結論を保留せざるをえない。石積遺構は、小振りの自然石を垂直に積み上げ、裏込めが不十分という戦国期以来の特徴を有するが、織豊系城郭の虎口を形成するものである。¹⁾

T-4で検出した石積遺構は本丸の外縁に沿う土壘の内側を画する構造であった可能性があるが判然としない。T-4で出土した瓦は表土（ほとんどがほぼ地表面）からのもので、石積遺構の下の層からは出土していない。また、T-2で検出した石積遺構は地山を整形した上に構築し、内側に炭化物・焼土層が堆積しているのに対し、T-4のものは炭化物・焼土層の上に完全に乗る形で検出している。T-2とT-4の炭化物・焼土層を同時期のものと仮定した場合、双方の石積遺構は全く違う時期のものとして構築され機能していたということになる。T-4の調査範囲が狭小であったこともあり具体的な遺構の様相も不透明といわざるをえず、これについても今後の課題としたい。

出土遺物について

出土遺物のほとんどが瓦であり、ここでは瓦を中心に言及していく。

軒平瓦の1～3は岡山城3式（慶長年間前～中葉、小早川秀秋～池田利隆の治世下）に概ね相当し、岡山城出土の瓦と同范の可能性がある。唐草文の端部が途切れている点で相違があるが、范の損傷等何らかの理由により范の一部を切除等し使用した可能性や、瓦の製作時期や使用する城郭間での較差を示すために意図的に行なった可能性など種々の要因が考えられる。4～16の軒平瓦も近似する時期のものとみられ、天正年間まで遡るものではない。²⁾丸瓦でコビキ痕を明瞭に観察できるものは限定的であるが、内面にコビキA痕と吊紐痕を残すものが比較的多く、岡山城では3式で出現するコビキB痕とみられるものも少量ではあるが出土している。

土器類についてはコンテナケースで1箱ほど出土しているが、完形のものではなく器形を復元できるものもきわめて限られているため、時期比定については大変困難である。備前焼については今回出土しているのは小片ばかりであるが、16世紀後半の38の撞鉢³⁾がある。また16世紀末ないしは17世紀ごく初頭の中国産染付34～36も含まれる。

以上のこと들을総合的に考え、今回検出した本丸南側虎口の構造は、16世紀末～17世紀ごく初頭の宇喜多期最終末～小早川期に構築され、その後森氏の治世下において津山城の支城として機能し、破城行為によって破却された、と結論付けるにいたった。その破却の時期であるが、元和元年（1615）の「一国一城令」の際に行われたものか、または島原の乱の後に発出された寛永15年（1638）の城跡破却命令によるものであるのかについては、記述された文献資料のないことから現在のところ断定是不可能である。また今回の調査で存在が明らかになった本丸虎口は1ヶ所のみであり、他の様相については依然として不明のままである。しかしながら、17世紀前半に行われた破却事例として確認できた意義は大きく、今後各地における支城のあり方を整理していくうえでその過程の一事例を示すものとして大変貴重な資料であるといえる。また、T-3で確認した各種遺構についても解説を保留とせざるを得ないものが多く、今後の課題を多く残すこととなった。

真庭市指定史跡高田城は美作西部における中近世城郭としては、その規模・構造において他に比類のない存在であり、本市における中近世城郭遺跡の代表事例として長き将来にわたり保護・保存していくかねばならない。今回の調査はあくまでもその端緒にすぎないが、これを契機として高田城のさらなる内容解明に努めていく所存である。

註

1) 佐岡寛氏からの調査現地でのご教示に基づく。

2) 佐岡寛「瓦について」「史跡保存整備事業 史跡岡山城跡本丸下の段発掘調査報告」岡山市教育委員会 2001

3) 類例として、岡山城本丸下の段油櫓内Ⅶ-3トレンチc面～b面間造成土出土（遺物番号910）がある（註2書と同じ）。

出土遺物観察表

(表九三)

番号	出土位置	文 種		量 (kg)						馬上・廻城			
		中心地	唐草	上脚板	下脚板	板頭	瓦当面	文様底	側面	片幅	平)厚	上角	面取
1	T-1下方北半部	五葉	2枚	19.6	19.3	2.2	4.5	1.6	2.0	2.0	2.0	97°	暗面色-断面色-断面構造-生地 暗青灰(5B4/1)-明黄褐 (10V8/6)-單一綱
2	T-1下方部	(不明)	2枚						3.5	1.6	2.0	1.5	×
3	T-2-2笠表土下築地上層中	五葉	2枚			1.6	3.6	1.5	2.4				板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-三一綱
4	T-4表土	三葉	3枚			1.2	3.2	1.7	1.6				板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-三一綱
5	T-4焼化褐下位	三葉	3枚?					3.2	1.9				板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-三一綱
6	T-4表土	三葉	(不明)					3.5	1.9				板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-三一綱
7	T-4表土	三葉	(不明)					3.3					板DN4/1)-明黃褐(2.8V6/1)-明黃褐 (2.8V6/1)-單一綱
8	T-1下方部	(不明)	(不明)				3.3	1.8	2.0				明黃褐(2.8V6/1)-明黃褐 (2.8V6/1)-單一綱
9	T-2下方部	(不明)	2枚			3.4	1.7	1.0	1.5	1.5	1.5	×	青灰(5B5/1)-淡黃(2.9V7/3)-單一綱
10	T-1下方築地中	(不明)	(不明)			2.0	1.7	2.7					A (5M4/1)-淡灰(3V7/1)-單一綱
11	T-4表土	(不明)	26枚?			2.6	1.9	1.3					板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
12	T-4表土	(不明)	36枚?			2.9	1.8	1.3					暗灰(5M3/1)-淡翠(2.8V6/2)-單一綱
13	T-4表土	(不明)	36枚?			4.0	1.7	1.1					板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
14	T-4表土	(不明)	(不明)			4.3	1.8	0.8					板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱
15	T-4表土	(不明)	(不明)			4.0	2.0	2.1					板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
16	T-4表土	(不明)	36枚?			3.6	2.0	2.1					板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱

*上脚板は、A: 幅1cm以上の伝統的面取り、B: 当の足底面に差し及ぶもの、C: 款(10V8/4)の面取りが左右端まで及ぶもの、D: 款(10V8/4)の面取りが左右端まで及ばないもの。×: 面取りが確認できないもの。として分類した。

※面取構造は、廻面中心から表面変遷まで変化のないものを「単」、表面ののみのものを「表」、廻面中心と四隅表面に明確な変化がみられるものを「三」とした。

*生地は盤上に含有する砂粒等が微細とみられるものを「生」とした。

(表九四)

番号	出土位置	文 種		量 (kg)						接合などの特徴	馬上・廻城
		主文	底文款	外様	内様	巴格	ヨビキ	目	その他		
7	T-1下方部	左表土	四葉?	0.9			8	磨	凸面板	板DN4/1)-淡黃(2.9V7/4)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/4)-單一綱	
8	T-4表土	(右表土)	四葉?	0.6						板DN4/1)-淡黃(2.9V7/4)-單一綱	
9	T-1下方築地中	左表土	四葉?	27(10.6)	8.03	4.8				板DN4/1)-淡黃(2.9V7/4)-單一綱	
20	T-4表土	(右表土)	四葉?	0.6						青灰(5B5/1)-淡黃(2.9V7/3)-單一綱	
21	T-4表土	(右表土)	四葉?	0.5						暗灰(5M3/1)-タグリップ(3V6/3)-單一綱	
22	T-4表土	(右表土)	四葉?	0.5						暗灰(5M3/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱	
23	T-4表土	(右表土)	四葉?	0.6						板DN4/1)-淡黃(2.9V7/3)-單一綱	
24	T-1下方築地中	右表土?	四葉?	4.1						青灰(5B5/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱	
25	T-4表土	(不明)	(不明)	4.1						板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱	

※文款は()内の数値が確認できる場合である。

※底の()内の数値は、現存部から求めた概算値である。

(表九五)

番号	出土位置	接合などの特徴		馬上・廻城	
		二斗	目		
26	T-1下方築地物	目(10.7)	B	接	板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱
27	T-1下方築地入埴縫上	C		板	板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱
28	T-1				

(土器・調理器)

番号	出土位置	種 類		量 (kg)		接合など	馬上・廻城
		縦縫	横縫・部位	口径	脚高		
29	T-2	土器質	切妻口	(7.31)	(0.9)	7.7	板DN4/1)-アーチ型引手(2.9V7/2)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱
30	T-2	土器質	切妻口	(8.9)	(1.4)	6.2	板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
31	T-2	土器質	切妻口	(9.8)	1.2	(7.4)	板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
32	T-2	土器質	切妻口	(14.1)			板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
33	T-2	土器質	切妻口	(13.8)	(0.9)	(7.9)	板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱 板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
34	T-2	白陶	網縫	(14.6)			全縫-網狀青灰底-板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱 全縫-網狀青灰底-板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
35	T-1地盤	白陶	網縫	(14.6)			全縫-網狀青灰底-板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱 全縫-網狀青灰底-板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
36	T-1地盤、施化器	白陶	網縫	(4.7)			全縫-網狀青灰底-板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-三一綱 全縫-網狀青灰底-板DN4/1)-淡黃(2.9V7/1)-單一綱
21	T-2	陶瓶	縦縫	1.2	0.6		板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱
28	T-2-2表土	陶瓶	縦縫	1.2	0.6	0.7	板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱
29	T-2-2表土	陶瓶	縦縫	1.2	0.6	0.7	板DN4/1)-淡黃(2.9V7/2)-單一綱

※量の()内の数値は、推定によるものである。

(食器)

番号	種 類	量 (kg)		重積 (kg)
		最大	最小	
40	深鉢	10.8	1.8	0.9
41	深鉢	8.3	0.8	1.1
42	深鉢	10.9	0.6	0.5
43	深鉢	7.1	1.2	0.8
44	深鉢	8.1	1.0	0.9
45	深鉢	6.7	1.2	0.6
46	刀子?	7.2	1.2	0.6
47	刀子?	31.1	1.0	0.8



1 高田城遠景（南西から）



2 本丸近景（東から）

図版2



3 T-1 調査前① (北から)



4 T-1 調査前② (南西から)



5 T-1 石積検出状況①（北東から）



6 T-1 石積検出状況②（南西から）

図版4



7 T-2 全景①（北西から）



8 T-2 全景②（南東から）



9 T-2近景（南東から）



10 T-2虎口西側石積検出状況①（南東から）

図版6



11 T-2 虎口西側石積検出状況②（南東から）



12 T-2 虎口北側石積検出状況（南西から）



13 T-2 虎口東側石積検出状況①（北西から）



14 T-2 虎口東側石積検出状況②（北から）

図版8



15 T-2 虎口北側と東側石積の接続状況（南西から）



16 T-2 柱穴（？）状遺構（北西から）



17 T-2柱穴検出状況（北東から）



18 T-2溝（土壤？）状遺構（南東から）

図版 10



19 T-2 土層断面①（土壘）（北から）



20 T-2 土層断面②（虎口内部）（北から）



21 T-3 調査前（北から）



22 T-3 調査後（東から）

図版 12



23 T-3 磁石検出状況①（南から）



24 T-3 磁石検出状況②（南西から）



25 T-4 調査前（南東から）



26 T-4 調査後（南から）

図版 14

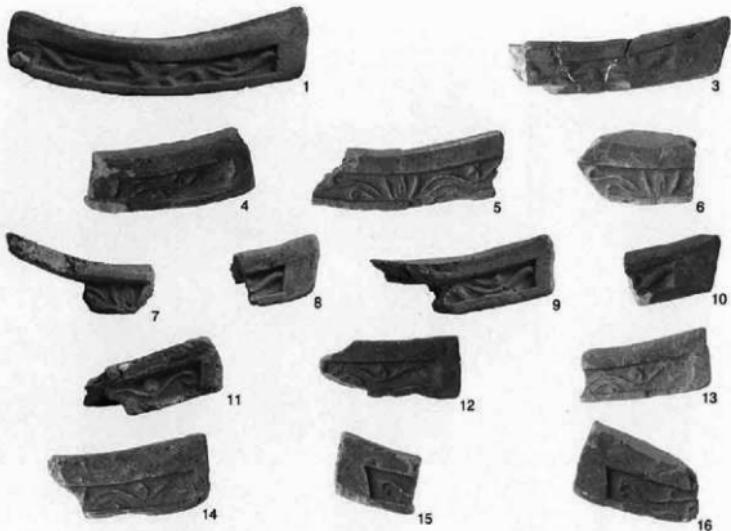


27 T-4 石積遺構検出状況（東から）

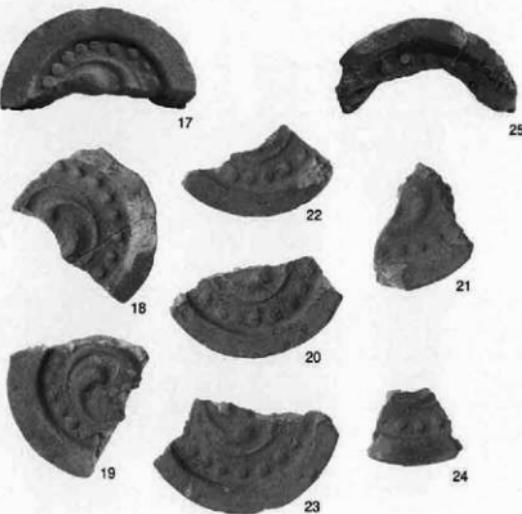


28 T-4 石積遺構背面土層断面（北東から）

図版 15

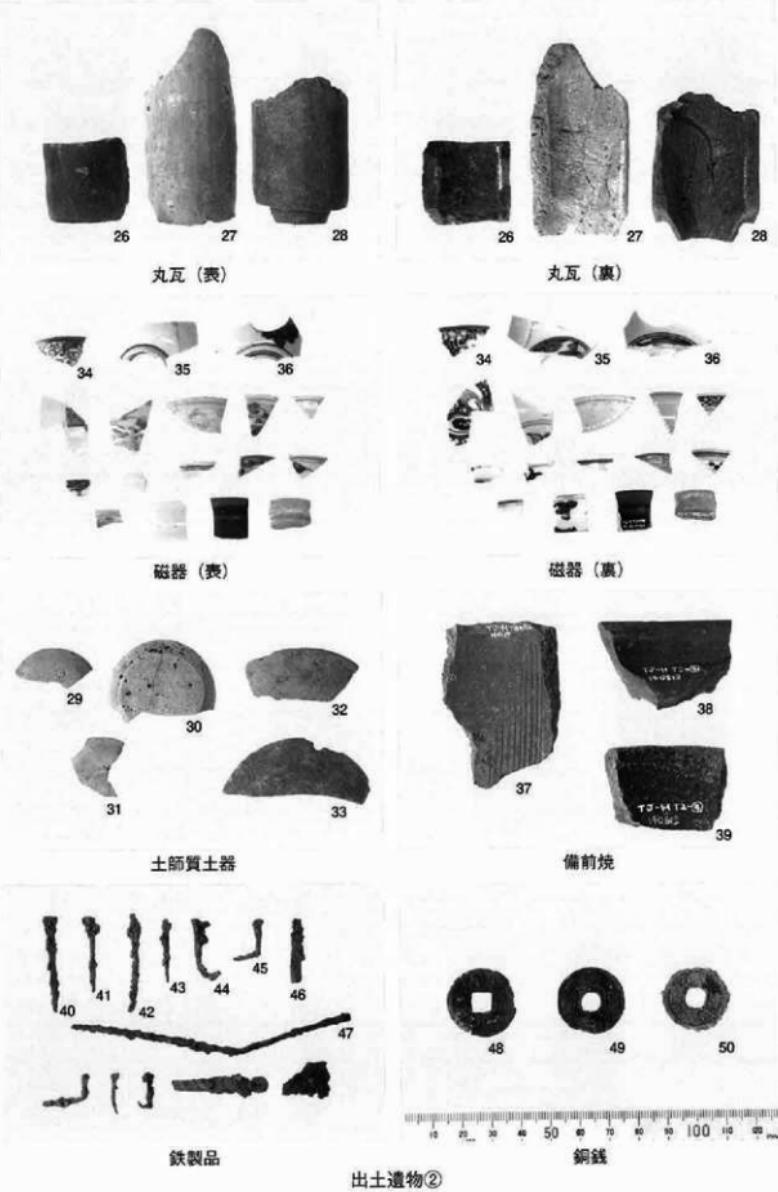


軒平瓦



軒丸瓦
出土遺物①

図版 16



報 告 書 抄 錄

印刷データ

紙 質 表 紙=レザック 215kg
本 文=サテン金糸110kg
写真用紙=サテン金糸110kg
文 字 モリサワ オープンタイプフォント
本 文=リュクミンPRO L-KL 14Q 正体
本文誌面 Macintosh Adobe InDesign CS3, Adobe Illustrator CS3
等 真 本文誌面=モノクロスオカナ-175種

真庭市埋蔵文化財調査報告書 6

**真庭市指定史跡
高田城総合調査報告書**

平成 27 年 3 月 20 日 印刷
平成 27 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 真庭市教育委員会
岡山県真庭市久世 2927-2

印 刷 有限公司 勝山印刷

駒徳丸

（明治二十二年正月）

貞勝

（明治二十一年正月）

子

（明治二十一年正月）

女子

（明治二十一年正月）

貞盛

（明治二十一年正月）

牧

（明治二十一年正月）

松

（明治二十一年正月）

牧

（明治二十一年正月）

牧

（明治二十一年正月）

貞

（明治二十一年正月）

公

（明治二十一年正月）

桃

（明治二十一年正月）

寿丸

（明治二十一年正月）

雜記中高田城事迹

（明治二十一年正月）

一

（明治二十一年正月）

三

（明治二十一年正月）

中

（明治二十一年正月）

二

（明治二十一年正月）

酒

（明治二十一年正月）

牧

（明治二十一年正月）

氏

（明治二十一年正月）

牧兵庫

（明治二十一年正月）

牧官兵衛

（明治二十一年正月）

元林 長善 或春 善瑞 遼賀 正全 或存
春察

福島右近

（明治二十一年正月）

福島源太

（明治二十一年正月）

福島三十兵衛

（明治二十一年正月）

福島支雲

（明治二十一年正月）

官川源左衛門

（明治二十一年正月）

松井又去衛門

（明治二十一年正月）

松岡源兵衛

（明治二十一年正月）

石井次郎右衛門

（明治二十一年正月）

石井助五郎

（明治二十一年正月）

竹内四郎次郎

（明治二十一年正月）

石井与三郎

（明治二十一年正月）

金田六郎左衛門

（明治二十一年正月）

右十三人亦三浦臣也。其姓名処々出之。

本段出張	牧河内	同式十石取
三丸	草加部平内	同式百石取
おくび	江川炊助	同式百石取
松之段上	牧道市	同式百石取
松ヶ段	牧藤左衛門	同式百石取
西下丸	牧大膳	同式百石取
水ノ手	福富久右衛門	同式百石取
同下	笠原帶膳	同式百石取
同向	石井与平	同式百石取
小屋ノ段	牧兵庫	同式百石取
上町	浜口平次郎	同式百石取
本丸	江川小四郎	同式百石取
二丸	船津半之丞	同式百石取
三丸	牧惣兵衛	同式百石取
おくび	牧式部左衛門	此式作損シ申相不訛ス
松ヶ段	牧馬之丞	
小屋段	牧藤助	
社村不殘	新庄村	
イマイ	美甘村	
イワウ名	國とう	
行とう	さたもり	

下スガた	さたとう
山地	つねとう
此間も少々捐ジ相不知ジ	識者正之
右之時牧河内・藤藏、此人三片山むぐと院庄、御番直家より被仰付候、牧家女木村・福田村、牧源之丞、江原兵庫・藤田御番ヲ直家より	三浦氏十二世家系
被仰付候	三浦貞宗
右本書捐シ申、委キ訳相知レ不申候ハ共	新訂作陽記三
荒々享置申候、已上	十間、周十六町、其南為二廊、是曰勝山、合名大總山、兩山交有坂、名須井亂、兩山上八分多有ヒ池、三浦氏十三世住此地、三浦亡後毛利輝元使「月田城主横崎秀忠元兼、彌而保レ之居レ之」、元・何宇多氏伊（側作）州、元兼領夷、天正十三年三月、八郎秀家（三浦之臣）依附備前者數人（為之守）、黃門秀秋時、服部應岐守・同勤介・木下者之助守・謙之、慶長八年本源君領州、以各務四郎兵衛為守衛、同十四年使「大坂丹後一代守柄」、大坂父子五世在、四年使「大坂丹後一代守柄」、大坂父子五世在、此遺跡尚存焉、夫三浦氏者前關家、武田朝祖、其來作州也、未詳所由焉、蓋尊宗者明德、虎永中人至貞弘亡、幾乎二百年、其間興廢既多、

貞國	貞久	貞明	貞俊	貞盛	持理	節連	行連	糸連
貞久	要義原、義田原	歩道寺、李氏義原	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	持理	持理	行連	糸連
貞俊	要義原、義田原	歩道寺、李氏義原	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	持理	持理	行連	糸連
貞盛	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	持理	持理	行連	糸連
持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理
節連	持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理
行連	行連	行連	行連	行連	行連	行連	行連	行連
糸連	糸連	糸連	糸連	糸連	糸連	糸連	糸連	糸連
貞國	貞久	貞明	貞俊	貞盛	持理	節連	行連	糸連
貞久	要義原、義田原	歩道寺、李氏義原	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	持理	持理	持理	持理
貞明	要義原、義田原	歩道寺、李氏義原	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	持理	持理	持理	持理
貞俊	要義原、義田原	歩道寺、李氏義原	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	持理	持理	持理	持理
貞盛	歩道寺、要義原	歩道寺、李氏義原	歩道寺、要義原	歩道寺、要義原	持理	持理	持理	持理
持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理
節連	持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理	持理
行連	行連	行連	行連	行連	行連	行連	行連	行連
糸連	糸連	糸連	糸連	糸連	糸連	糸連	糸連	糸連

一從是南化生寺領内 北八高田村分御林山

参考史料

十一番御林山

下五教家書

一從是南化生寺領内 西・北八高田村分御林山

一 作州高田城主吉喜

『久世町史』資料編 第一卷

十二番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

一從是南化生寺領内 東・北八高田村分御

三浦貞國ト云人、大永七年過

十三番櫻現角

享禄五年至之城主也、同三年より

十四番櫻現林神前より西

天文十三年迄三浦貞久城主也、

一從是南化生寺領内 東・南八高田村分 東八

右貞久ハ貞国王也、

櫻現林 南八高田村在

文龜五年より永正六年迄ハ、

十五番櫻現角

三浦貞國ト云人、大永七年過

十六番櫻現林神前より西

文龜五年より永正六年迄ハ、

十七番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

十八番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

十九番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十一番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十二番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十三番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十四番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十五番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十六番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十七番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十八番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

二十九番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十一番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十二番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十三番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十四番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十五番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十六番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十七番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十八番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

三十九番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十一番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十二番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十三番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十四番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十五番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十六番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十七番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十八番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

四十九番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十一番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十二番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十三番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十四番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十五番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十六番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十七番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十八番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

五十九番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

六十番櫻現林

文龜五年より永正六年迄ハ、

右貞勝復ヲ御切候時、牧一とつ三浦
眞守ヲ取立、永祿九年九月、三高田
つぶさ山へ直申候。右貞勝ニも貞広ニも
祖父ニア候。永祿十一年一月十九日、三雲州
衆、長川・志ん三人たばかり貞守ニ脇ヲ
きらせ申候。然レ共牧ハきりぬけ、僧中ニ居ル
貞久ノ御子貞広、名ラヲ五郎殿ト申フ
御取候。三番目ハ貞尚ト岩屋ノ
城主、天文十三年八月、霧島より
尾山飛驒ト人取貞久ヲ賣
大合戦仕、取候而則貞広ヲ入、七年
病死被致候。其時分より尾山飛驒野
城主也。弘治年三化生寺ニ玉置野
御エイヲ作、三浦不入、飛驒ヲ守候様ニト
建立ニテ候。其共、水怪年二月、三浦貞勝
飛驒ヲ賣、大合戦候テ城ヲ渡シ退甲候。
其時より三浦貞勝城主也。牧右衛門尉ヲ
河内ニ御なし候。永祿八年十二月、金田ハ
三浦ノヒクハンニテ候へ共、心替り致し備中
松山ノ李カトムネヲ合、貞勝ニ
申候、其職、傳前中納言殿御代節大方ハ
貞勝御代ニテ候フ、牧右衛門尉引取、其後
直家ノ御代ニテ候フ、中納言殿ハ其後ノ御子也。

に高田城が廢墟となつてゐることが知られる。

御断申御赦免也

玉露山化生寺

新刊作陽院三

明暦元年（一六五五）

大塚守周、高田城下の熊野大権現社を修復する

熊野權現様札
高田守社

【貞庭御記】全

天下泰平武運長久領分安穩五穀成就

一奉修護熊野大権現城内安全滿願成就守護

明暦元乙未年九月吉日 大塚主 大冢監物 守周

且 五郎左衛門

神主 木村越中 重次

延宝三年（一六七五）

大塚可明、森蒙を退去する

森家先代家録 卷第九

【岡山縣史】津山善文書

貞享元年（一六八四）
高田村の免定に古城山番が見える

【岡山縣史】津山善文書

一延宝三乙卯年正月十一日、大塚左門・各務兵

庫 永の暇ヲ願し所、大塚八原田半右衛門ヲ江戸

より差下され暇ヲ願ひ、塙田三郎兵衛ヲ使者とし

て時服・箱着ヲ給ふ出、各務ハ段々首尾能敷留也、

然る所、同二月三日、大塚奉公御構として、湯川

半右衛門・目付後藤安兵衛伏見へ差發られ、右之

旨申渡されば、大塚遂答に、御使者ヲ以て御暇被下、

塙田ヲ以て御時服・御箱着被下、只令御構ハ、乍憚

覺悟ニハ相違仕候とて、翌年四月江戸へ下り、段々

元禄元年（一六八八）

化生寺境内に三之丸・勝本丸の地名が見える

作陽誌 附録 作陽院大第等境内檢示 玉露山化生寺

美作略史 利

【美作略史】

大塚左門・三村伊織、切諱長義、不レ納、遂致禄

去山家家記 長義署ア江戸ニ在リ、横山刑部左左衛門ヲ以テ近

侍ト為ス、其家ヲ維グニ及テ、刑部左衛門ノ資格

ヲ進メ、枢委任ハ、長義乃子之ト謀リ、己方

叙任ノ昇進テ希ヒ、數々聞老ヲ其邸ニ請待シ、賄

賂百万、國用窮竭ス、於是 土禄及ビ社寺領ヲ

減省ス（十分ノ一ヲ減省ス）、延宝三年五月、國ニ就キ

鵬馬・放鷹・漁獵等、奢侈至ラザルナシ、士民怨

嗟ス、重臣大塚左門（五百石）・三村伊織（五百石）數々陳争

スレドモ聽カズ、二人遂ニ辞シ去ル

一番門之脇

一従是北・東化生寺領内 南八高田村分塙谷屋

市郎右衛門城

一従是北・東化生寺領内 南八高田村分塙

市郎右衛門城

一従是東・北化生寺領内 西・南八高田村分忠

谷市郎右衛門城

一従是北・東化生寺領内 西・南八高田村忠右

右衛門城

一従是東・北化生寺領内 西・南八高田村忠右

右衛門城

一従是北・東化生寺領内 西・南八高田村忠右

右衛門城

一従是東・北化生寺領内 西・南八高田村忠右

右衛門城

元禄元年（一六八八）

化生寺境内に三之丸・勝本丸の地名が見える

作陽誌 附録 作陽院大第等境内檢示 玉露山化生寺

岡山大学付属図書館蔵池田家文庫

○大塚舟後別名
元右衛門

△同 主膳二俊古名
主吉助

同 丹後氏次別名
内藤四郎

△同 内膳古名
内膳之助

同 監物氏眞別名
玉蔵

△同 左司可明別名
辰次郎

△長尾隼人共別名
兵庫

△同 韋人勝明別名
左近・伊賀

武家簡伝記 卷第六 美作因幡代御族榜之覽

岡山太李付瀬因幡相模守家家系

慶長十三年冬ノ冬ヨリ同十七年子ノ春迄

五年

(中略)

大塚舟後

寛永元年子ノ夏ヨリ同十六年卯ノ冬迄

十六年

大塚主膳

寛永元年子ノ夏ヨリ同十六年卯ノ冬迄

五年

大塚舟後

正保武年酉ノ春ヨリ慶安武年丑ノ夏迄

五年

大塚舟後

高田町が焼失し、街道が付け替えられる

元和六年（一六一〇）

高田町が焼失し、街道が付け替えられる

高田町が焼失し、街道が付け替えられる

高田莊人西々世代集 卷第一記

真庭市敷美濃久義藏

□□往還道考 横坂寺前通以、元和六年四月大火、町家・寺院共不残焼失火元さん、依に同年十一月三日、津山表江相頼、岩瀬下タ片原町之所加瀬湖埋上、

入用銀半分 御公儀、半分町場出銀成就之上、町統

新町出來、夫往還道成、其頃長役之者新町二致屋異跡、尽為田取、今據新築存而已

數取、承応二己地均様有之名前左二記、此余之長役ハ持來殿敷ニ戻申ト相見へ候

天正十五年（一五八七）の一國一城ヲもつた津山藩内

の諸藩に対する領地を示す。本小説は次第資料と併せ、寛永期の領内における城郭を示す少ない史料といえる。

寛永七年（一六三〇）

大塚三後、高田城下の熊野大塚現社を整替する

熊野現社社写 高田神社

熊野現社社写 高田神社

『真庭郡志』全

天下泰平國家安樂雨順環

一奉上喜熊野大塚現社城内安全如意滿願成就條

武運長久頌分靜寧五穀成就

寛永七年九月吉日

大願主 大塚主 諸君

寛永七年九月吉日 神主山花太夫

東作誌 吉野郡護良庄宮木村 十日説

宮本武威屋敷

三十間四方、石垣は寛永十五年天草一揆の節自公

儀命ありて取崩すと云々 (後略)

書古文記題のれん。

『新訂作陽誌』七

院庄城 (中略)

正保二年（一六四五）

正保の國絵圖に古城・勝山が見える

正保美作国絵圖

『江戸時代の地図』

○王城山との前記に勝山が善徳寺を挙げたか。これ以前

方相果ル、細野左兵衛七千石、是もさへ具足二被切一
所三死ス、四郎兵衛屢敷八長沼郷只ノ御屋敷也

翌朝十五日、四郎兵衛切腹ス、各務家來往作大

夫侍酒を断つた父也、四郎兵衛、拔大坂丹後為下知、

城内六口之御門々二物頭武人二組足綱四十八人相

添、誰人三ても御門内へ一人も入申間數ト堅申付

ル、長沼太吉・今村九藏既水十年
既婚子死ス、兩人、階町

ノ御門三番從大坂被申渡候へハ、兩人返答候、定

而高田之侍通付可參、此者共儀私幕留申辻、中々

被押居申者共三てハ無之、其時ハ打果可申哉と

相伺候へハ、隨分差留見可申、其上三ても留り不

申候ハ、可通と大坂被申也、然處へ同十五日午刻

ニ名務吉左衛門正保一番駕來、馬ヲハ院庄ぬめり

川三て息抜乗切、歩立三成テ十俵空穂ヲ脇に付

弓三手矢ヲ取添、階町之御門へ參、爰より明よく

と呼懸る故、此門ハ大坂駕申付誰人三ても通シ申

な被申渡候間、外御門へ被通候へと申候へハ、

左様申ハ今村・長沼が、同名之喧嘩ニ是にて被指

押へすこゝと留る者ハ傳程之者ニハ有間じく、

実門ヲ不明ハ一矢參そし矢失打ちかへはや射

そうニ仕廢所、高田侍道々十萬計點集、只門ヲ

打破レ、とらうづきを轟追尋仕廢故、無了門ヲ為

明と也、此節忠政公ハ御在江戸二候へハ、以飛脚

言上に仕油滴家中物頃、其外諸役人中、大坂屢敷

ニ江戸へ之番状相親、物侍中へ大坂文を説せて

聞せ、此文林ニて能候やと被申候へハ何れも御尤

奉存由申候、其文林ニ曰ク

一去ル十四日午刻、右二人之者喧嘩仕、細野・小沢

兩人ハ則即坐ニテ十四日ニ相果申候、四郎兵衛三

八翌朝服を切セ申由書狀相調、此文能候或ト再三

申候へハ、小身者名ハ玉木と申仁末室之推崇、乍

恐四郎兵衛ハ、公方様へ御見へ申たる仁ニ御

座候、其上其身腹を被切候へハ、腹を切せ申上被

遊それハ誰人切らせ申と御尋候ハ、腹を切らせ

て御座有間布侯間、只其身腹を切り申と被遊候て

ハ如何可有御座と申候へハ、大坂を初何れも五十

万疋書状認直たらん也、忠政公も四郎兵衛儀ハ

切腹不仕ハ介可申ものと御意共承ル

万疋書状認直たらん也、忠政公も四郎兵衛儀ハ

切腹不仕ハ介可申ものと御意共承ル

森忠政、森(大坂)丹後守に高田村等を増加する

森忠政知行宛行状写森忠政五
「大日本史書」第十一編之五

加増之地

一百九拾四石六斗八合 高田村

一百八十七石一斗四升七合 西分本郷

一式三石八斗九升三合 正日村

一百五十七石八斗一升六合 岡村

一斗五升四合 一九十三石九斗五升 芝原村之内

一拾參石二斗四升九合 畑村

一七十石八斗三升八合 竹原村

一五十四石九斗四升八合 菅谷和氣村

一百六十九石或斗六升

一百三石九斗

四十四石四斗九升八合

金十八百石

右為加增宛行畢、全司令行者也

慶長十三年

十一月朔日

森丹後守殿

忠政(花押影)

具賀村

横部村

星山村

三日

忠政

花押影

忠政

花押影

慶長四年(一六〇九)

森忠政、大坂丹後守に高田城番に命じるという

美作國中古城之覽

「岡山のアーカイブズ」1

同十四乙酉年春大坂前丹後守忠政五代抱之

大坂丹後守死去、高田城下に葬られる

作陽院 真島守院附 淨土宗 本然山房

「新刊作陽院」3

寺内有大坂丹後墓、法施書照院花岳芳養、是本

源君長臣也、慶長十七年七月十一日卒、嘗領高

田大總山城

大坂氏の歴代

武家聞伝記 卷第六 御代々御祖系中

九月十日

御在判

六月五日

稻葉内匠頭（花押）
杉原紀伊守（花押）

慶長九年（一六〇四）

森忠政、化生寺に寺領を寄進する

高田大明神

東大山向櫛御影本

森忠政寺領寄進状写 美作化生寺文書

宍甘四郎左衛門とのへ
宍甘太郎兵衛とのへ
川端丹後守とのへ
小瀬中務正とのへ
明石四郎兵衛とのへ
沼本新右衛門とのへ
中西平兵衛とのへ
延原六右衛門とのへ
宍甘太郎右衛門とのへ
牧藤左衛門とのへ

明石四郎兵衛とのへ
沼本新右衛門とのへ
中西平兵衛とのへ
延原六右衛門とのへ
宍甘太郎右衛門とのへ
牧藤左衛門とのへ

慶長七年（一六〇一）

西部五左衛門、化生寺の寺領を寄進する

西部五左衛門寺領安堵状写 作關記 真高都寺院託付

宗 玉臺山化生寺

化生寺

忠政（花押影）

新訂作關記 三

為當寺領 敷地・田畠并手作分々合五石以高田領如

前々令寄附候裏、全可為寺領状如件

新訂作關記 三

化生寺

東大山向櫛御影本

為當寺領 敷地田畠并手作分々合五石以寄附状如件

新訂作關記 三

化生寺

東大山向櫛御影本

為當寺領、拾七石余敷地井山林共令寄附裏、全可有

領知之狀如件

新訂作關記 三

化生寺

東大山向櫛御影本

小瀬中務正とのへ

宍甘太郎兵衛とのへ

川端丹後守とのへ

小瀬中務正とのへ

宍甘太郎兵衛とのへ

宍甘太郎右衛門とのへ

千石慶五ヨリ無役引

完ノ四万武千五百百拾石五斗

この頃か

宇喜多秀家 不破内匠を高田城番に命じるといふ

美作国中古城之覽 武家聞記 卷之一

岡山のアーカイブズ 1

右々城ハ、天正年中・宇喜多秀家不破内匠抱之
○年未詳であるが、しばらに收める。

慶長五年（一六〇〇）

宇喜多秀家、高田城番小瀬中務正等に入貢の供出を
命じる

宇喜多秀家直状写

「外世可史」資料編 第一卷

急度申遣候

「此表之事、赤坂之敵陣へ諸口より取戻候故、敢う
ろた候てはや／＼敗軍仕替と相見候、五三
日中二吉左右可申遣候、可御心易候、てんのあた
ゆる所天下ノ御司候此時隙間事態入度所へ敢參
候て有之事候間、老人乎不残可對果事眼前之事
一関東之儀ハ家康領内へ三日他行申候、景勝より切
入候て関東諸所みたれ候て不正軒由上々往進候故、
中々内府可能上対候夢ニ無候、あわれ上り候へ

一赤坂平兵衛・六右衛門事、是又せかれ於有之ハ
一常山在番丹後事、是又候人質差上尤候、自然莫
子無之候て義子成共差のばらせ可申事
一小事在番丹後間事ハ、せかれ爰元三有之事候へ
共、今一人差のほせ尤事

一常長田右衛門丞事、左近、越中守所二有之事候
「共、今一人せかれ於有之ハ、此方へ差候可申事
一廣沢太郎右衛門・牧藤左衛門両人事、七郎右衛
門外二せかれ於有之ハ早々差上可申事、穴太郎右
衛門ニハむす子有之由候間、早々差越尤候、不可
有由断候

一度二打集度候事

一大津之城輝元より城をかり可申よし被申候ハ、
人質遣申うへハ城を渡事迷惑之由被申候へ、則大坂より被取話 本丸ノツニ罷成候、余之儀ハ定
可有宥免やと存候、此段このついてニ一段可然成

行候間 可心易候事

其元晉等之儀、此刻肝用之候間、不可有由断、然
ハ各手前うたかい候て申遣にてへなく候へ共、為

外聞候間、其方面々人質之儀被越候

一岡山在番之儀ハ穴四・穴太御座候間、此兩人質
之儀早々差上尤候、四郎左衛門事む子を早々差上可申候、我々そはニ召遣へ候間、一刻も差急
此事へ差越尤候、然者河内守ニ申候て一人案内者こい候て差越尤候、太郎兵衛人質之儀、おどこの
子無之候ハ、不及是非候、お子之候へハおどこの

子差上尤候事

一常山在番丹後事、是又候人質差上尤候、自然莫

子無之候て義子成共差のばらせ可申事

一小事在番丹後間事ハ、せかれ爰元三有之事候へ

共、今一人差のほせ尤事

一常長田右衛門丞事、左近、越中守所二有之事候
「共、今一人せかれ於有之ハ、此方へ差候可申事

一廣沢太郎右衛門・牧藤左衛門両人事、七郎右衛
門外二せかれ於有之ハ早々差上可申事、穴太郎右
衛門ニハむす子有之由候間、早々差越尤候、不可
有由断候

一赤坂平兵衛・六右衛門事、是又せかれ於有之ハ
一常山在番丹後事、是又候人質差上尤候、自然莫

子無之候て義子成共差のばらせ可申事

一小事在番丹後間事ハ、せかれ爰元三有之事候へ

共、今一人差のほせ尤事

一常長田右衛門丞事、左近、越中守所二有之事候
「共、今一人せかれ於有之ハ、此方へ差候可申事

早々差越可申候、六右衛門ハせかれ有之由候間、
差上、早々可差手候事

一高田中務事、助六弟於有之ハ早々差越候可申候、
自就人質差上可申候、自然於無之ハ右之姿可申

付候事

一倉敷四郎兵衛事、是者せかれ此方ニ居申候間、今
一人も人質として差出尤候、何難所ニ一人奉公仕

有之様ニ申候、是ハわれ／＼一切不知候、此段ハ
其方より能々入念候て申越候ハ、其上を以我々
そは／＼可召差候事

相減、然る爲替地、於備中國都籠郡西庄武拾石差遣也

文禄四年

十一月吉日

岡市丞とのべ

(黒印力)

一宝泉寺

(中略) 武十石

一化生寺

(中略) 拾石

芦川肥後守殿

秀家(元押)

四十八箇寺之外御寄附寺領之事

(中略)

坡地百姓等相寛様^二加撫育、田地不常耕可申付、然
間^三ケ年者先半役可相勸者也

慶長二二

九月九日

岡市丞とのべ

(白印)

御分國大社之事

(中略)

芦川肥後守殿

秀家(元押)

宇喜多秀家印状 美作化生寺文書

『岡市町史』 家元史料

以上

(中略)

芦川肥後守殿

秀家(元押)

一高拾石也

作州真島郡

高田宮大明神

高田宮大明神

(中略)

高田宮大明神

高田宮大明神

高田宮大明神

右體異神社、祈願念相同、茲武連久國家安寧無

丹不可有意嫌者也

丹不可有意嫌者也

丹不可有意嫌者也

文禄四年十一月吉日

御判在之

○以上、高田城関係のもののみ掲出だ。

高田城(黒印)

備前国四十八ヶ寺領井分國中大社領目録等

編集金山寺文書

岡山県立文書館 第四輯

「備前国四十八ヶ寺領 目録」

井分國中大社領 一

備前国四十八ヶ寺領 太宰不同

(中略)

作島山内・高田近辺五千百石之事^三、預ヶ置候、

八万六千六拾石五斗

五百石 分

与力分方万武千四百六十石五斗

五百石

文三加

自分武万五千六百石

五百石

文三加

高田城領

都合四万八千六拾石五斗内

五百石

文三加

武千石城領加 無役

霜月廿日

信正（花押）

一一に取める

【高野山社の文化財】

作州西郡の社役之儀、前々其方存知之儀候哉。就其被申之通承知候、左候間、西郡の儀ハ注連保等之儀、雖可被申候、万一違乱之儀候ハ、急々注進司申候。

天正一七年（一五八九）頃か
宇喜多秀家、服部隱岐守を高田城に置くといつ

作州高田城主奉書

下村教文書

〔久世町史〕資料編 第一卷

中納言殿御代二成、人直二付つる山ハ八島助助二
被仰付候

○平秀吉氏領では天正十七年に破城が行われた形跡があり、服部氏の在番・該城の破却こそ岡山城を中心とする全般体制の整備と關係するとも考えられる。

高田城主藤原隱岐守、中島本政に賄賂を与える

中島本政覚書 第五葉 西島氏文書

岡山奉行所蔵

○天正四年（一五七六）の春上、隱岐守の子、祐内を高田城代とするが誰に由る事時の誤同か。検討を要する。

服部力隱岐守社役安堵状 美佐岡田家文書

文禄二年（一五九四）

宇喜多秀家、高田商人の岡山城下移住にあたり遣置を命じる

十一月十五日

隱岐守（花押）

〔久世町史〕資料編 第一卷

宇喜多秀家直状写 備後古文書 卷一 二日市町小松屋 宝次郎所蔵

注連大夫殿へ いる

○付名は孫輩で、文官や体裁などからなり降るるこの指摘がある（淡路夫氏の御教示）。服部氏の発給文書か。

相越候 やう可申付候也

文禄三

十一月十五日

〔久世町史〕資料編 第一卷

高田城主藤原隱岐守（花押）

角南太郎右衛門とのへ

『倉敷市史』第十一冊

中島本政書 第五葉 西島氏文書

○「右作州高田青木一義ハ小松屋至次郎左衛門ナリ」と記す。

文禄四年（一五九五）

申者を切候、面おち申候、某迄かけ候返し切合仕ふ

せ申候、其時兵庫介より知行く申候、同國高田

城主販部隱岐と申仁馬籠指く申候、同宮ノ城主市

三郎兵衛と申仁刀くれ、御内池田加右衛門・左馬

助兄弟子供迄存知、其子細ハ其時牧左馬助・主六

右衛門と申者、深手負申候、作州之事者不及申、

備中國阿賀郡鈴木次郎兵衛・同三郎左衛門・主左

一高武治右也

右内 毛石武斗ハ

拾八石八斗ハ 田畠

右如書付之、田畠上中下ヲ引合、宝泉寺本願ニ可

三浦貞勝の子桃寿丸、京都で死んでるといつ

作陽誌 貞島郡山川部 高田庄 大慈山城 三浦氏三世

家系 三浦貞勝子桃寿丸

【新刊作陽誌】三

桃寿丸（中略）天正十年桃寿同秀家誌秀吉公

一、同士三年詣洛遠地處死、

○「作州高田城主秀吉」に桃寿丸のことは見えない。ある
いは公鏡の事件と關係あるが、

宇野主水白記 天正十四年（万葉集）

【石山本願寺日記】下卷

一廿一日、此比千人ギリト号シテ、大坂ノ町中ニテ

人夫風情ノモノアまたうちらす由種々風聞アリ、

大谷紀ノ介ト云小姓衆裏宿氣ニツキテ、千人コロ

シテ其血ヲネブレバ彼病平愈スルトテ此儀申付

云々、世上風聞也。

今廿一日、関白殿ノ御耳へ入テ、如此之儀今迄申

さぬ曲事ニ候間、町奉行衆ヲ生害させらるべき事

なれば、命を大御免なるトテ、町奉行三人被

追縛、此答人上申三おきてハ、御褒美シテ金

十枚可被下之由、高札ヲタテラルハ也、此儀被仰

付、關白殿、御上落也、午刻終ヨリ

空人事、人ヲキル事、博奕事、醉狂人等、徒者

此五ヶ条ヲ高札ニセラレテ、金十枚ツ、其高札二

打ツケラレテアリ、金ハ一枚ノ札ニ廿枚アリ

以上

（重複） 大老様參御同宿中

家信

牧藤左衛門附

【岡山県古文書集】第一編

美作男山寺文書

牧家信書状

（重複）

御手紙

高野神社の文化財

牧信正書状（モト折紙） 美作岡田家文書

【高野神社の文化財】

御禁茶持上申候、然者野原ニ神業御座候、共、此方

へ無理仕候間、少芨其儀不存候、定而我等在之

様ニ思召之段迷惑申候、次、日之上ニ神業仕之儀

しめ之大夫呼不申候ハ、先々相延候へ之由、家信被

申候候、於向後ノ疎意有問敷候、恐懼謹言

右之子八ギリノ族アラハレテ、數多被召尋云々、

当地領知仕候二付市、先規之筋目を以、御守領相立
中候様にてモ無余儀御理候、乍去少身マ儀ニ候條、

御存分之儀ニ難致分別候、雖然子細有御寺之事ニ候

間、高武拾石之所令同心候、可有其御心候、委細

同名儀介可申候、恐懼謹言

天正十四年

家信（花押）

○次第御存年未詳であるが、しばらつてに收める。

金子・甘松ノ高札二被打ち置、町奉行曲事トテ被追失

之処、令才学處、大名衆究竟ノ共七人摘取、今

日於住吉表生害、依ニ墮土ノ神事モ無之云々、人

數一万計ノヲクレ也ト、内輪裏反也、寒否ハ不知

御折辱令持見候、仍而此間野原ニ神業仕候、一円

不存候て不及是非候、又明日ひの上三仕之由、これ

も至今日ゆめく不存候然聞、則只今人ヲ遣指留可

申候候、可御心安候、恐々謹言

牧家信書状

【高野神社の文化財】

御折辱令持見候、仍而此間野原ニ神業仕候、一円

不存候て不及是非候、又明日ひの上三仕之由、これ

も至今日ゆめく不存候然聞、則只今人ヲ遣指留可

申候候、可御心安候、恐々謹言

十一月廿日

市又次

まいる御返報

談専二存候、自最前、安國・林木、使など不届

候間、此兩人を言つめにもさせられ、蜂彦・黒官分別候へは成事と忠石候、一円ノ御不寛居ニて候、

大なる事ハ、近年信長子守ニても、羽柴ノ申候、⁽¹⁾ 世主様をも又弓矢をも手取候、鎌を

もつき、城をも貴候て被存候、又少事之義ハ、小者一ヶニても、又乞食をも仕候て被存候⁽²⁾」か、申成などにてハ成間敷候、日本を手之内ニまわし候、

今日までハ名人三て候、明日之不慮ハ不存候、今

程御相手ニ御成候てハ如何と存候て、誠夜も日も不明やうに我等ハ存候、定而塵數之内にて、是程ならば、芝田時引御弓矢ニさせられ候が、さま

り、今もさせらるれば成事などと被仰に、十人二七八人ハ可有御座候、それも尤候、乍去、今之御拂ニテハ破可申候、左候時、五日十日之内ニ、

大限限小分限ニよらず、境目江打出、短束をも被

申仁ハ御若間敷候、秀吉ハ弓矢と被存候ハ、⁽³⁾ 十日之内ニ可被出候、左なく候共、末廿日比ニハ

可被下候、早々分別行候様、境目御調簡要ニ存

候、其御調之趣者

一備中内都御惣候、作州之事速ニ御渡之事

一伯八橋ニ頭御残し候て、諸城御渡之事

一右分御遷候ても、露露⁽⁴⁾ほども被申縣候所成候する

とハ不存候、備中新見から松辺、被仰さまによつて可有分別候哉、最前・林木・我等ハ此申分ニて

候、其殿申候へは、言はつめにさせられ候て、ちと藝州之脅負をも仕候へなどと被仰、安國等分別

仕候へは成事と風呂戸候間、無申事候てハ及晚、喧

嘩かまへにて、何之御座敷よりも毎度罷立候

一作伯不満内ニ可有御理と忠石候者、從同人使者可

相副笑之条、前後不存可然仁一人ニ、從御三蒙

接御上可然之由、被申候事

一作伯無残相渾、何之所成共、一所、北ニ八橋計二

て候者、殊産可疋上候、是も前後不存口才なる分

別者同道可仕之由被申候、林空・一任、兩人間一

人可召具由候事

一高田・岩屋・宮山・高山江自是申道候儀、曾以不

成候條、從其方可被仰遣候、遠國ニて候間、繼後

於日不被仰遣候者、秀吉下向之内すミかね可申候、

此上ニても、下々御弓矢ニさせられ候て可然と思

召候者、無申事候、以大本之御分別可被見合事、

專ニ存候、每時長文進上申候間、例之事と申名

候ハて、被仰御精此狀御覽候て御分別專要存候、

其故、秀吉下向可被近々候、二月ハ雜賀立と康膳

候、其内ニ此方被見廻之由候、むざく⁽⁵⁾とさせら

れ候て腹を立させられ候てハ如何ニ存候、御海候

てハ可為大事候、能々御遠寄事候、正月御礼

儀等、先上風ニめされ候て可然存候、大酒上句の

正月十一日

惠瓊(花押)

安國守

本丸

牧藤助

牧貢助

次丸

牧惣馬

三丸

妹尾藏之丞

おくび

牧式部左衛門

松ヶ段

牧馬之丞

小屋段

牧藤助

社村不戎

新庄村

イマイ

美甘村

行どう

さたもり

さたどう

つねどう

イワウ名

上スガた

下スガた

山地

『久世町史』資料編 第一卷

作州高田城主管書 下牧教文書

其後石ならさき高田二居申候ヲ、牧ニ渡シ候⁽⁶⁾と直

家被仰付、天正十三年三月ニ牧高田二入候て居申候

處ニ(下略)

宇喜多氏、構元兼が退去した高田城に牧一党を置

く

○社村守の諸名は、牧藤助の所領が「作州守」に越れば、

○社村守の諸名は、牧藤助の所領が「作州守」に越れば、
井又右

此間も少々損⁽⁷⁾相不知シ

同月十八日

林木工

就長(花押)

一虎着(花押)

伊賀守(花押)

惠媛(花押)

佐与二左御申之

旧冬廿六日、同廿八日書狀面通、合被見候

天正

十一月

十八日

高田城下の熊野大權現社を造修する

候事

高田・松山・児島・八橋等事、只今又可候言由、

沙汰限事候、重々相俟儀候を、右様二申候者承次

第二什候て、安國寺二位言可被作候

然者本へ立

相候候て、最前從彼方仕出候遣紙貢、國五共此

方可召置候條、只今兎角申候段、却而況候事

一永々還留、苦勞令候候、上洛候者茶可被振舞候、

寒天時分さぞと存候、小袖一重御遣候、尚々其許

儀無油断可被申付候、恐々謹言

筑前守(花押)

一筑州來正月廿日二ハ必下向と被申下候、少も虚言

之儀候、今一往御候者とハ被仰候、今度之兩人底

意ハ澄申間敷之由、内々被申候、此儀又重而被申

切候者、ケ条之内ニ二候へ共、公私事新やうに候

可被思候間、御三殿、御間之御数々、内々可被

成御澄候

二御座有間敷候、自然便人なし我等おとし候て、

当座申候などと申候共、不可有御許容候、境目之

儀、川切之内分別有間敷候、筑州も既下候て司

被澄と被思候、其時之無御仰天事、乍恐肝心ニ

在候

一就夫(花押)、黒官も、御澄候處をハ多分請取申、

至中途降下、御札儀相調、御料人様請取候て可罷

上由候、筑州被下候て、外郡ばかり請取申、内

郡・作州・児島江かけ候てむさーと仕くさし、

御札をも不申、御料人をも請取申候て被下候上

二、ふたごと候て、いかと申事候

一正月も何も入不申候、御三殿候御打合候て、御相

熊野大權現社

高田神社

【改進社】全

一高田・松山・児島・八橋等事、只今又可候言由、

沙汰限事候、重々相俟儀候を、右様二申候者承次

第二什候て、安國寺二位言可被作候

然者本へ立

相候候て、最前從彼方仕出候遣紙貢、國五共此

方可召置候條、只今兎角申候段、却而況候事

一永々還留、苦勞令候候、上洛候者茶可被振舞候、

寒天時分さぞと存候、小袖一重御遣候、尚々其許

儀無油断可被申付候、恐々謹言

筑前守(花押)

一筑州來正月廿日二ハ必下向と被申下候、少も虚言

之儀候、今一往御候者とハ被仰候、今度之兩人底

意ハ澄申間敷之由、内々被申候、此儀又重而被申

切候者、ケ条之内ニ二候へ共、公私事新やうに候

可被思候間、御三殿、御間之御数々、内々可被

成御澄候

二御座有間敷候、自然便人なし我等おとし候て、

当座申候などと申候共、不可有御許容候、境目之

儀、川切之内分別有間敷候、筑州も既下候て司

被澄と被思候、其時之無御仰天事、乍恐肝心ニ

在候

一就夫(花押)、黒官も、御澄候處をハ多分請取申、

至中途降下、御札儀相調、御料人様請取候て可罷

上由候、筑州被下候て、外郡ばかり請取申、内

郡・作州・児島江かけ候てむさーと仕くさし、

御札をも不申、御料人をも請取申候て被下候上

二、ふたごと候て、いかと申事候

一正月も何も入不申候、御三殿候御打合候て、御相

作陽院

高田庄

熊野二所祠社

【新訂作陽院】三
作陽院 真島神社社頭 高田庄 熊野二所祠社

天正十一年十一月補斷草正忠元兼修 造之 標札 尚存焉

羽柴秀吉

高田城の毛利氏原有を許容せず

一虎着(花押)

安國寺

環境状

折惑

毛利家文書

【大日本古文書】家わけ第八 毛利家文書之三

去十四日之御書 致頂候候、先度遂往道、外郡諸城之儀引渡申候、乍勿論、至川西禰無其煩候、請取候所も少人致入替候事、錯乱之趣少も無御

一虎着(花押)

一虎着(花押)

【大日本古文書】家わけ第十一 小早川家書之二

一虎着(花押)

之正慶小僧か如此申候事、口広申事にて候へ共

井株四

付、男高之事、未詳候

けには京都五畿内之儀ハ不及申、日本半國者見

通申候事、世上不被御覽來之御目とへちと遙可申

候、然共、芸州の御旁ハ庶優心御座候、世上之

者を御見こなし候、是も越田殿道かたの御恩^二て

候、唯今之世上ハ、男も衣装も言便さハやかなる

も入不申候、いかうなる分限者も、かけ馬一疋

にて公用をかなへ申候、出陣之時者、分限社之人

數名具候、不入事をのけ候と相見え候、仮の前之

説經^三て候へ共、余、公私當時之御分別相違と相

見え候之間、くり言ながら申上候、

自藤四郎殿様、以ヶ条既仰下候儀、桂民太被申

下さま、能々可被聞召候、此由可有御披露候、恐

惶謹言

十一月十五日

安国寺

惠瓊

林幸丸

就長

花押

興々此一通之儀、早々新庄様・沼田様・福原殿などへ被渡御談合、專一^二春存候、無届と承思召敷候、月朔日より可有御相談候、只今世上ハ、人の短束非大形儀、不可有御御断候、人の姿を不申候、人

の正念^三乞候時代候、為御心得候^一矣、

佐与三左

伊但
福原殿
御申之

安国寺恵瓊・林就長

書

折紙

毛利家文書

『天日本古文書』家わけ第八 手利家文書之二

尚々、今之分^二所々澄不申候者、兩人共^二可罷

上之由候、非常言候、かしく

急度申上候、追々從否言、境目請取渡延引曲事之

由、如此被申下候、先書向度致進上候、昨日

至林木所以一書如申候、秀吉分別と御國上下之御

兄弟所以一書如申候、秀吉分別と御國上下之御

分別と、天地相違候

一秀吉者、於岩崎陣^五以發紙申定候之近、今可以為

同前之由被存候、雖然、秀吉諸所氣遣之砌、一度

本意候、信長御裏候後、更以裁判申定候^六相見え

不申候、秀吉より八ヶ^七國^八中^九と申定候へ共、

態不載、神文、其時備後・雲州之事者放手可申之

由申出候^十、又其後及三ヶ^{十一}度、安國寺等被指上候間、

備中外都切取候城^{十二}一郡、備前・作州之内無残、

伯州三郡充^{十三}申定候、其段をも種々被仰、秀吉手

前被見懸、今月正月と被作候間、去年正月五日以

安國寺申放候處、重而林木工被指上候間、手前際

二渡候^{十四}、和平可仕候、其段無御分別、八月朔

日出勢候^{十五}、一弓矢可仕^{十六}之由被申候、其後安國上

候種々申理、御阿所上を被申候、御あいしらひ共よ

く候付而、又々其内をもと、御欲出来申候、毛頭

上より事新申にて無之候、高田も松山も元島も御

約束之内^{十七}て候、此段を上さまに能々御納得候、

所々への御船、御心持專^{十八}存候、可預御被處候、

一備中川切内都未相渡候

一御一人御指上之事

付、人貢事

一來島之事未詳候

一御歎辺之事未詳候

以上、此述^{二十}て候

一芸州各様御分別^二、於岩崎東被仰定候者、信長被

出と申^三付候^四こそ被作たる御神文にて候、國切

之事も右之分に候、今又秀吉候てハ御約束もさ

まで無之事、國切川切之事ハ、自彼方^五そ申應候

へ、^六こなたにハ終無御請付と上下忠告^七、殊更自毛

利人實共出^八候て、御懇望共^九ハ無足非事と忠告^十

可成程之儀をハ被仰理候て、可有御警儀^{十一}急召

一今度外郡諸城引渡候付雨、公私之御分別事之外相

連候、去年二^{十二}郡^{十三}て備中相齋^{十四}伊賀・中村引付候

時者御達候^{十五}て、只今御行あたりのやうに見え申

候、去夏休下^{十六}節者備中・作州・伯州三ヶ國無抜

二渡候^{十七}ハ、和平可仕候、其段無御分別、八月朔

日出勢候^{十八}、一弓矢可仕^{十九}之由被申候、其後安國上

候種々申理、御阿所上を被申候、御あいしらひ共よ

く候付而、又々其内をもと、御欲出来申候、毛頭

上より事新申にて無之候、高田も松山も元島も御

約束之内^{二十}て候、此段を上さまに能々御納得候、

所々への御船、御心持專^{二十一}存候、可預御被處候、

一備中川切内都未相渡候

八橋・尾高之間へ只今差出候いかくに候条、諸城衛

物等取次候ハん間之儀、先々新見之下市二当座之宿居被申付、何篇對馬守付心候へと可被仰付候、總而彼表へ可差出候、暫時之儀候、猶重々可申述候、恐々謹言

(元和十五年)
十一月十一日

(墨司)

元春 御判
元春 御判

元春 進之候

安國寺惠環・林就長通書状(折紙) 手利家文書

『大日本古文書』家わけ第八
手利家文書第三

態申上候

一備中外郡諸城之事、恭引渡申候、無是非存候、雖然、如此させられ、向後堅固之御調、一儀ニ相極候

一作州江 一兩日中ニ
(元和十五年)
黒昌石、黒昌可被延之由候、片時度被差急案内可被仰付事、簡要ニ存候、今まで接仰渡さる事御延引、御無届にて候、被指急

候者、片崩ニ可仕候、高田一城被相残、早々御渡

專一二存候

一虎倉之儀、尽善美佗官體申候、一田無分別候、於

虎倉・當屋之儀者、第一岡山相應候、自然上來同人當座分別候ても、八郎母より直文ニ申上せ

候へ者、兩人失面目之由候、退城日限相應候やうにと雖申候、是も無分別候、やうやく來廿二三日

二しかと司有退城之由申候、一任無面自事、可申候候が、不然者、宇喜多兄弟共之内數多候矣、

申據無之候、實而十七八日之比翼越、其身之惑、

荷物以下無相違之様ニ可引退存候

一兒島・松山・高田之事、ちよ過多たる御懲訴三て

候中にわ兒島之儀共ハ、曾分引當敷由ニて候、雖然、此一所委意被縮候、可御作立候哉一

つ、高田・新見江かけ候て可被仰理候哉一つ、松

山城領所共ニ可被仰理候哉一つ、此三つニて候、左候處ヲ、大服三被仰懸、一度ニ不相澄返答被申

切候時、重尚御花言候共、見吉教訓仕合たるべく候、以書立波申願たる所者、多分可請取と相聞え

候内々此御儀定、御三殿様・貞御御間之御相談、乍恐專一二存候、年改候者、御公事も新罷成、上

辺之弓矢も、一月八四國・雜賀西口へ可被仕懸と相聞え候、自然又今之分之なり公事ニさせらるれ候て、弓矢之ぶり替ニ御あひ候はめやうにと存候、左候てハ、重尚御御成ハ申間敷候

一來島之儀、最前書立三載被申入候条、何之道ニても本渡させ可申由候、無御分別候時者、來島一儀ハ御破三て候、從土州申分ニハ、阿讚之儀放手可申之条、州をハ土佐に可被付之由、信作半候、

先度書立ニハ不載候へ共、言渡しに芸州様へ付可申之由被申候之条、土州へ之返送、今までハ被申

切候、然共、來島無御分別と裏付被下候者、其分

可申上之由、黑昌申候

先度書立ニハ不載候へ共、言渡しに芸州様へ付可

申之由被申候之条、土州へ之返送、今までハ被申

切候、然共、來島無御分別と裏付被下候者、其分

可申上之由、黒昌申候

先度書立ニハ不載候へ共、言渡しに芸州様へ付可

申之由被申候之条、土州へ之返送、今までハ被申

切候、然共、來島無御分別と裏付被下候者、其分

可申上之由、黒昌申候

先度書立ニハ不載候へ共、言渡しに芸州様へ付可

申之由被申候之条、土州へ之返送、今までハ被申

切候、然共、來島無御分別と裏付被下候者、其分

可申上之由、黒昌申候

先度書立ニハ不載候へ共、言渡しに芸州様へ付可

申之由被申候之条、土州へ之返送、今までハ被申

切候、然共、來島無御分別と裏付被下候者、其分

被申合候者、亦世士六ヶ敷可能或候、殊更御書作不入之をうに請取、御次へハ筑州として候て可渡之由被申候者、さのミ御手間も不入御事候か、一當時此方、公私之御心中見難申候、去年以來數度之出入ハ御不知候、於于今者、無故場目御渡候と異合、上下御禮久候、雖尤之便候、さりとて、鳥執取候時、北口之衆御後參不成申候、又去年南表、冠山・富路山賣落、高松三重重取參候後、やうやく、然寒河辺あたりまで御打出候、又當年來在候ても、上蒙ハ十月十五日之間三可罷出候、芸州之儀ハ、御三殿様中途まで御打出候共、五十日三十日之内ニハ著御御空有間敷候、又南北一口にも互ニ成申間敷候、此以後わ兒島・松山・高田辺之儀無分別之由申候者、書立之内ト乍崩候時分の御まねをハ先々御止候、日頃繩弓矢御存知、又可有御仰天候、御三殿様・貞俊・元俊御内談、乍恐此時候、正月も何も入不申候、大内家共、五十日三十日之内ニハ著御御空有間敷候、又南北一口にも互ニ成申間敷候、此以後わ兒島・松山・高田辺之儀無分別之由申候者、書立之内ト乍崩候時分の御まねをハ先々御止候、日頃繩弓矢御存知、又可有御仰天候、御三殿様・貞俊・元俊御取出し、尼子と州の被取申候時之御まね、乍恐當時之上風ニあひ可申候、日出度事ニても無御應候、義隆之儀御留石出候事、無是非存候、山名赤松、士紀・細川・朝食などのやうなる然、大名たてにて跡もなく被失候、眼前ニ、河野殿ニ長曾我部每事仕勝候、大友殿三百石のやうなる禮造寺仕結候、又只今の天下を見こなし候て、甲斐武田殿、当年芝田・音川氣持たてにて即時ニ打負候、芸州之御事も、いまた六七ヶ国御たもち候間、各御大夫ニテ、可為御長久候、誠鉢ひらきのやうなる此間

天正九年（一五八一）

○年未詳であるが、この頃のことを考へられることから、しばらうに記載する。

岡本秀広・牧左馬助、高田近辺の通路で豊見氏を討ち取る。また手喜多直家、左馬助と市三郎兵衛に命じ寺畠城を攻撃させる。

牧左馬助嘗著 第十一士系 美作国諸侯後記 大庭鶴

社村牧九郎左衛門所持

久世町史 資料編 第一卷

一 作州高田二毛利衆被居候を路次を留候而、岡本權之丞・某を被遣候刻朝待仕候處、岩見之銀山警賀之空手と申者通候を某と名乗合太刀打仕、則源之丞首討取、某も武ヶ所手負申候

一 毛利衆寺畠を責詰、陳を居候時、直家より毛利陳江夜傍仕候得と市三郎兵衛江被申付候處、何哉覽相延候として牧源之丞・某も被仰付、則式人夜傍仕散々切乱子負・死人三四四人有之、其時為義美太刀一腰・所領目木村二面給候事

○年未詳であるが、「の頃のこと考へられる」とか、「はるかに」に取れる。

牧左馬助、高田神代で椎崎元兼の家臣を討ち取る

牧左馬助嘗著 第十四条 美作國諸侯後記 大庭鶴所持牧九郎左衛門所持

久世町史 資料編 第一卷

一 作州高田神代二面朝待仕、奈良崎家領を討取申候事

天正一〇年（一五八一）

高田表で羽柴秀吉の使者が碁となる。

福岡 重利 重綱書状 毛利家文書

「大日本古文」家わけ第八 毛利家文書之四

一 其後又徒 大閑様、賀行之御書立・御神文向詔被持せ下候 即ち相摶、御職付等添候而、御旅使一被

召置候成田与三石衙門ニ黒岩土佐守相添渡進上申候處、作州高田ニ被引上せ、椎崎彌正三被仰付

はたものニ被成御上候 大閑様御神文をハ私ニ被返下候間、二合所持仕候事

○本文書に見える羽柴秀吉の使者ト向は、天正十年年初頃のことはあそられる。

天正一年（一五八二）

膳原元秀、草刈氏への対応のため高田表に赴く

児玉元良書状写 関西経卷二十四 草野太郎右衛門

「久世町史」資料編 第二卷

去十八日之御狀到來令押見候、其裏様子御紙面之趣具送候候、去六日前衆罷出、両城貢付之人數指付御難堪之田、無儀候存候、然者貴城程近相結之處、御人數被差下、宗徒之敵數聲被討捕候、同十八日河端居城於山下防禦、軍忠狀一見被仕之、

封裏被進候、兩度御勝利之段、誠無比類被存候、特又福原元後、至高田被指上候間、万事被仰候候、弥御賢略專要之由被申付候、委細直被申入請問、不能

重露候、恐々謹言

九月一日

草刈殿參 御返報

一 草刈殿參 御返報 元良

羽柴秀吉と毛利氏の和睦交渉の過程で、高田城など美作国内諸城の引渡しが話しと合わせる。

吉川元春書状写

「久世町史」資料編 第二卷

急度令申候、今度京芸和談之儀ニ付す、南北分目之儀為可申談、至岡山峰須賀・黒田被差下候事

從吉田、遠石見・児二、從隆景、我等、井又右

・児市差出候、重疊此間中申談之由候、然者于南表

ハ、児島之常山・松山・高田之儀、何と被申候共相

渡間數との儀候、自余之城之儀者可被渡との儀三て候、備中外郡之儀及、庭妹・松島・幸山・宮山・妹尾之儀、早被渡之由候、伯州之儀及両城之儀者残置、其外ハ可被渡之由申遣候、乍去荷物等悉取候て、其後司渡置との申合品、就夫、至八幡國衆にハ

治、天少五・湯民、從愛元・森越・栗原・山形

相結之處、御人數被差下、宗徒之敵數聲被討捕候、

手蜂須賀一所之者一人差下候、左後ハ、彼者之儀、

湯
豐

塙
豊

小早川隆景
寺
備
參

吉川元春書狀写 吉川家出井寺社文書十

『久世町史』資料編 第一卷

一筆令申候、仍御本陣之儀、近日至高田表可被成御

着之由候、然者我等之事度可打廻内意候、左候間、「一部方計可有出陣之由申置候、内々支度候、從高田一左石次第三可被罷出之通、御助言可為本望候、為其申進候、謹言」

駿河

九月十七日 元春 御判

経高進之候

毛利輝元、一雨日中の高田陣警を報へる

毛利輝元書狀写

間瀬八十九 白井勘左衛門

『毛利輝元』第一卷

判紙三枝達之候

兵糧追々至山内差出候由肝心候、况山之儀、殊外相弱之由候、爰許二回日に至高田陣警候、隆景は昨日被打立候、愈其許不可有油筋候、其方短息心遣之段中々令廢候、
中々令廢候、
議言

十月十九日 輝元 御判

中々令廢候、
議言

児市

自上被仰出之由候、寒中御御辛苦之釋致推量候

毛利輝元、高田城から山員に出陣、高仙築城を命ず

去年不能面談候事、一入御床敷候、可為御同意候、此境如形被明御兼候、外郡打出又御方も於御上者、必於途中可點御目候、内藏太愛云左陣之事候余母事相談候、於様轉者日々從彼方可被申候、猶期後音候、恐々諱言

小早川隆景書狀写

『毛利輝元』第一卷

近日者不申承候

一此表之儀、去四日自高田、二山近邊迄輝元被成御

山陣、所々山見等被仰付、先付着屋屋頭高仙一城

被取付候、普請調候、一段之在所山柄と申、岩屋之向城萼下への此方伝、其外當國西郡之事共

多分數付たる趣にて候、城警之事三沢方可有馳走由、被申付而被成御類可有在旨書相添候、手強可

毛利輝元、要時には高田へ連絡するよう彬形城特に指示する

児周まるい 申給へ 隆景

左衛

隆景 御判

毛利輝元書狀写

『久世町史』資料編 第一卷

急度企使者候、祝山之儀、福田其外被退候、然上者

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

之儀可申付候、隨而受元之儀宮山付城相應候、來

右馬頭公

輝元公御判

吉田源四郎景

春駒飛驛守

元春御判

湯彈御官所

元春御判

九月七日

吉川元春書狀写

閏四月五十一 小川右衛門兵衛

〔秋深閑漫錄〕第卷

中間三郎兵衛被差候、去二日之紙面井口上具承知

候、何ヶ度申候、而及今度之儀、各無比類粉骨申茂珠

候、實、近事頃上着之由尤可然候、於加勢之儀者一

切無候、既雖元御事去三日吉田御打立候、頃漸新

見・高田之間可為御着陳候、隆景事者急度高田被罷

着由候、我等事茂山内通彼表可打越管候、何飛諸

行不合儀迄候、兵種等之儀是又追々差し候柔可心安

候、既々其表江加勢之儀者、南北共二少度無油断候

柔、雖不及申候、其内称堅固覺語專一迄候、万古

恐々謹言

九月八日

元春御判

湯 豊

塩 豊

小 右兵

吉川元春書狀写 閏四月五十一

小川右衛門兵衛

〔秋深閑漫錄〕第卷

度重申其口差候、種々申囁付申、為始猪俣傳前へ申合博遠意候、既當城及落去候處、各以無之之意候、彼謀叛人悉出し、盛雅井此方事未被仰談差候、于今相端候段、寔無比類粉骨申茂珠候、併對當方御入魂之至、一切不可有忘却候、急度至高田打烟令加勢、御本意眼前候、亦勞被仰談御馳走肝要候、万々

知候、称行不可有緩候、兵糧・銀子等之事

是又心得候、差上申候、

悟被指認候段、誠無比類次第候、就夫加勢之儀無綴

急度申候、何ヶ度申候、而及某許之儀、各以無之之覺

是又心得候、差上申候、

同九郎二郎殿 進之

九月十五日

元貞判

候、既輝元御事去三日吉田を被成御打立、至備後山

御着陳候、追々御陣勢之由候柔、不日高田可為御

申候、隆景事者不申候、我等及來十六日山内走し

かと打立候、十七日二考高田可打煙候、輝元隆

景申候、行之儀不可有油断候柔、旁々本意前候

睡不及申候、其内の儀所堅固之御行肝心候、具確可

申候、油石日限隙易之事候間、無別条候、万古、恐々

謹言

九月十日

元春御判

吉川元春

〔秋深閑漫錄〕第卷

〔花譜閑漫錄〕第卷

少も～不可有御短候～、御持付肝要候、

今日共形器用候、其許儀御堅固段、更以無申計候

一隆景機可有御打出候处、元春様高田御打煙被問召合付申、成羽御停留候、然者元春様十八日二し

かと山内御陳營候、十九日高田可有御着申候

仰議候、少も～日限不可有相違候、勿論陰様

御同前可有御着候、～、可御心安候、

一備中庄・多治郎、橋・彈頭爰許可能出由被仰渡

高田着候、此表江之儀搭・御被申分在之付而延引

候、乍去貢後昨日高田御着候柔、駒司被仰渡候

一兩日中可有上着候、～、申談何とそ可及行候、

～乍去速恐比表御上着之儀候之柔、あふなき事

八大事存候

一扱や～可被開御運候柔、目出度候、～、附隨

下相催候、廿日內高田御着たる～候、御着候ハ、

可申入候、恐々謹言

上書

表に 矢野孫六殿

元春

同九郎二郎殿

裏に (墨引)

駿河

小早川隆景書状

閏闋錄五十一

小早川右衛門兵衛
〔私家藏〕

爰許出張延引二付前、兒玉善石衛門方被差出候、誠至。今當據盤固被相抱之段更無比類候、仍明後日輝元出張候、其外過々二高田可令着腰候矣、於子時事多不及申候、万々彼方、可申談候、殊元春伯州陰明、其口被打立候條、打まるミ可及申候間、勝利眼前候、猶凡善口上ニ申候矣、不能二候、恐々

講言
〔私家藏〕
八月廿四日
湯 豊
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵

小早川隆景書状

閏闋錄五十一

小早川右衛門兵衛
〔私家藏〕

一式自二百之間是非可被差遣候、據於高田過分相應儀候条、少□勞御手相應之機有間敷候、御覺悟たてて此条候。左候ハノにて候、不可有曲候、隨分ニ御分別候、御短更事一候、恐々

講言

九月一日
左衛門佐公

隆景公御判

九月六日
福 三
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵
去一日之御状、昨日五日到米令拔見候、何ケ度申候而わ某許勞御貴帝之段無比類候、先善ニ如申、備申内郡之衆中悉到外形、構、彈相添差出候、於總可申談候、吾等事體、二高田可令着腰候矣、其内之御覺悟肝心候、速々立候、御別儀候間、其内不感候てハ不

可有曲候、委細從嚴、与所可申候、恐々講言
〔私家藏〕
九月六日
隆景御判
〔私家藏〕
福 三
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

小早川隆景書状
著申著事文文集第十五

久世町史

第一卷

就況山之儀、至高田被仰越候通、追々到来請合承知

候、福 三

并番衆中重慶無比類覺候之段、更不能資信

候、去廿八日輝元途中出張候間、

称路次等無常事障

之儀追々申下候間、總以不可有緩候、吾等事文申

合候間、同日高田、

一著腰候間、則謂之「十」其内為

可□□□五日良復打立候、

松源之外彼方在陣衆中、

至其許片時或□被罷出、

旁被申談可有短束之由、昨

日重慶申達候、何と様二茂行之持付候、殊御才覚、

併其國弓矢之可為大利之後、恐々講言

〔私家藏〕

左衛公

申候、恐々講言

又一入之一種到来候、則實誠候、猶桂左可申候

對左馬助被申越候連承知候、仍祝山之儀幾度申候

落、今度堅固之段太慶迄候、其以後打總之、昨夕及

我等禮儀候、放為御難起候、殊外手取之由候、

左候而加勢井兵長之儀急度可善寵之催半候、隆景事

頗高田着之由候、貞俊ハ一昨日五高田江被罷起たる

由候、勿論御本陣之儀及不日彼表被成御着之由候、

從此口及令加勢候矣、彼城衆亦本意之候、猶重々可

小早川隆景書状
閏闋錄五十一
小早川右衛門兵衛
〔私家藏〕
猪 壮
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵
式自二百之間是非可被差遣候、據於高田過分相應儀候条、少□勞御手相應之機有間敷候、御覺悟たてて此条候。左候ハノにて候、不可有曲候、隨分ニ御分別候、御短更事一候、恐々

講言
〔私家藏〕
八月廿四日
湯 豊
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵

〔私家藏〕
九月一日
湯 豊
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵

〔私家藏〕
九月六日
隆景御判
〔私家藏〕
福 三
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵

〔私家藏〕
九月六日
隆景御判
〔私家藏〕
福 三
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵

〔私家藏〕

祝山衆於督守者、更無殘司守候、然聞、兵糧之儀此

〔私家藏〕
小早川隆景書状
著申著事文文集第十五

〔私家藏〕
九月一日
湯 豊
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵

〔私家藏〕
九月六日
隆景御判
〔私家藏〕
福 三
〔私家藏〕
塙 豊
〔私家藏〕
小 右

一少成共属可□籠□從至高田・升形□所之尊兵

〔私家藏〕

頓差下候、小田草之城取付隙明候者、至高田打廻

湯原右京進殿

候て、羽衣石への行之儀、重疊詔合申、一行可申

付候、其段者追々可申下候間、不能申候

「内之義性之儀付申」一段日夜辛勞にて御候之由、

乍勿論於我等授無申計候、元長・元棟被仰請、

一日も早々被取直快氣候煩御短息干要候、おこ

りハおら申候のよし候へ共春以來之氣相むさ

の上も、か様ニ被相煩事、何共無心許さ、申候

候於御養性者不可有幾候へ共猶以可被付御心

候事、頼入候へ、元長・元棟へも以書状可申候

へ共體而一人可差下候間、此之由を被相心得候

て可給候へ、恐々謹言

五月十日
（五月十日）
（墨）

元春
元春
（花押）

五月廿八日

小早川

隆景 御判

六月九日

隆景 御判

小河右衛門 兵衛尉殿 進之候

隆景 御判

寺 備

隆景 御判

寺 備

小早川隆景書状写

問聞錄百十五之一

湯原文左衛門

毛利輝元書状写

問聞錄百十五之二

湯原文左衛門

〔毛利輝元書〕第三卷

〔毛利輝元書〕第二卷

〔毛利輝元書〕第一卷

〔毛利輝元書〕中指出候

今度因州為手合、備前之者共其境風打戦

二ヶ

所之不慮不及是非候、舞手切被相動、於于今者為

始直家、多分打入家之柔、不可有珍候、兩度雖申

候、通路不輕候哉、曾無御左右腰斧、無爲儀被相拘様、

先一勢被差出候、此節各被擋、無爲儀被相拘様、

通路不輕候哉、曾無御左右腰斧、無爲儀被相拘樣、

直家多分打入候条、不可有珍候、兩度雖申候、

御短肝心候、體而可罷出候条、勝利眼前候、幾度

申候、而後日夜之軍勞更無申計候、猶追々可申候、恐々

謹言

六月九日
（六月九日）
（墨）

湯原右京進殿 まいる

隆景 御判

（墨）

湯原右京進殿

（墨）

輝元 御判

（墨）

小早川隆景 まもなくの高田着陣を報じる

問聞錄百十五之二

湯原文左衛門

〔小早川隆景〕第二卷

〔小早川隆景〕第一卷

伯耆騒動シケル間、備中口ハ降旗、伯州口ハ元春様、
美作口ハ直三被御發向ケル、作州高田ノ付城トシ
テ、備前ヨリ宮山・篠喜・寺畠・岩屋ト云山ヲ向城
ニシタリケルフ、一々賤崩シ、敵共戦士打取ケル、

吾等モ野口先一兵衛ト云者ヲ打取タリケル
吾等モ野口先一兵衛ト云者ヲ打取タリケル

（文政）
（文政）

作陽跡 大庭郡川部 久世保 岬山

（新訂作陽跡）三

美作因所々ノ城没落事

陣山 在久世原方村、云言、寺之戰敗也、此、
仍名陣山、高田村界杉原至生穂神社、長十

六町、安世比謙為本陣

安西重策

卷第五 美作因所々ノ城没落事

天正七年、宇喜田直家、信長二味セシカバ、栗力
領國ヲ攻取ント、二月初旬輝元・元春・元長・広家
・隆景其勢三万余騎作州へ發向シ、宇喜田力所々ニ
勢ヲ入置城々ヲ取團マル、同九日大寺畠・小寺畠へ
仕番ヲ付攻近付ケレバ、敢不叶トヤ思ひシ小寺畠脱
レ甲降人ニ出ル、廿六日大寺畠ヲ仕番ヲ付テ攻ケ
レバ、此由ヲ開テ砥石山ノ城ハ不レ明退ヲ、吉川
勢早懸付數千人討取ケリカハリシ處ニ、大寺畠ノ城
中ニ反逆人出来、高田ノ城二居ケル檜崎弾正ニ相図
ヲシテ城中ノ圍屋ニ火ヲ張レバ、檜崎一番ニ點付切
岸へ着、是ヲ見テ吉川勢モ急切岸マテ寄り、城中
ノ兵トモ利射立防ケルカ、皆落ノトヤ思ひシノ外ヘ
出タルフ、宇喜田力加勢富山半右衛門制留ケレバ、
城中へ三十人計入ケル者跡ヲ禰招ケル、吉川衆味方
人カト思ひ攻寄レバ、城兵是ヲ見テ矢先ヲ捕散々ニ
射、味方モ手負多カリケレバ、当城ヲ攻落コトナリ
カタク先引退、其後仕番ヲ間近付ケレハ江原兵庫助
城ヲ明テ猿吹ヘ落ケルヤ（下略）

慈惠寺内陣書付 武安南伝記 卷第七

（久世町史）資料編 第一巻

当寺御蓄寶之由申候得共、備前衆水々御在陳ニ付、
悉及大坂侵段、中々不及是非次第候、當寺無事之委
五年起居者成まし候、芸州表近日至院庄表陳音之

貢、其沙汰候、左様ニ候者及一戰裏舌可仕事直候、
愈々能敵と渡相太刀打を仕分捕申度事無申限候、

日々の送り無油断候、若又此本堂誰人か御廻所可被
仰候共、御本堂の御心持可然御籍共ハ御無用三て

候、ケ様ニ書をものハ五畿内近所之者候、抑此弓箭之成行、芸州當国至高田表被成御打出、

（浮田依心）備前・美作至被取懸、度々合戦是在、
大寺畠又小寺畠切クツス、敵味方手ライ死人數人
在、宮山事可被切落相定ル、然所ニ上勢五千至

上月下向ス、美作口ハモアケチ手ノサ下向風聞ス、
然者作盈高田ヲ帰陣在、備中水田ト云所離取タマ
フ

房頭覺書 第四十三条

（弘徳史）吉氏中世資料編三

當寺一役見事ニテ承及虫喰、松見物仕はや／＼あき
申候、十日之虫喰、留仕候得ハ可致浦陳候

當寺一段見事ニテ承及虫喰

限ハ少身之者も同前にて候、乍恐可仕事性無極候お
かしく候く

天正八年三月下旬

播州之住、十日之書手ニ当寺ニ在陳候、岩屋南口ヘ
之送番候

播州之住、十日之虫喰、留仕候得ハ可致浦陳候

當寺一段見事ニテ承及虫喰

吉川元春書状 吉川家文書之一

（天日本草書）家わけ第九 吉川家文書之一

返々、此間中追々申候へ共、一度も返事無到

來候間、何共不愛心もしくなく存候之處、初度ニ

差下候際左佐門尉昨晚上著、某元御寒左石承候

而、日出候、能々御愛性干要候、

今度我等貧乏絶出候付、人數危急之故、自御

方一人程先走之者被仰付被擧上候者可為知者之由

申候處、則被仰付、御出誠御造作之至候、高田打

拂候之間、先拂申候、重而御打出之可被召還候、

も／＼く御たしなみ專要ニ候、虎口にてハ分

往不及御届如候段、更以不能分別儀迄候、先人

賞等之儀を被仰候段、弥被義之趣被聞召可被

無事無作州表可及行条、其城本意不可有程候、吉事

仰越候通尤二存候、何罪御忠惟應候、鹿野・鬼

城之儀も□□^(第2)英靈堅固被付候由、可然候、因

州之儀者至今日不相贊應候由、是又專要候

一備前表之儀、境目一二ヶ所要取付之由候、月田

之儀申付候由候哉、自高田も其分三申越候、宮山

之儀をも諸大人取付候由候矣、左候へハ高田□之

通路相口□外間、從是迄云之一城可被仰付候

由、尤肝心候、盛重之罷出可取付候由被申候哉、

塞短之段不淺候、自此方も彼云之二城可取講と

の儀候、下野守^(第3)吉表龍應候、右之二城之短束

仕半候、追々自□元も人慾等遣之、於機林者量事

被仰越可申入候、猶期万吉候、恐々謹言

(元廿七日) 元春御返報

吉川元春書狀
關閣錄百十五之二

正月八日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之一

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之二

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之三

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之四

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之五

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之六

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之七

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之八

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之九

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之十

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之十一

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之十二

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之十三

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之十四

正月九日 載田元貞書狀
關閣錄百十五之十五

畑・宮山儀則時可討果候、御吉左右雖而可申入候、

亦無幾作州表可及行条、其城本意不可有程候、吉事

亦無幾作州表可及行条、其城本意不可有程候、誠忠儀之候、無比

類候、亦堅固其表御忠東肝要候、為始治景院方、各

被差士之由候、御易候可有下向哉可然候、此

表之無數之事者頃落去候、至備内貿茂御陣易

候、而、伊賀城廻・作州刈田悉討果放火候、一二ヶ

所要善被申付、近日至高田肆易候而、寺烟と申敵城

可被及御行之由候、吉さ右追々可申述候、差急急間

表之無數之事者頃落去候、至備内貿茂御陣易

候、而、伊賀城廻・作州刈田悉討果放火候、一二ヶ

所要善被申付、近日至高田肆易候而、寺烟と申敵城

在番、大坂・尼崎・花原之儀、無違儀大坂衆被相抱
之由、其方當城被除處候故候、誠忠儀之候、無比
類候、亦堅固其表御忠東肝要候、為始治景院方、各
被差士之由候、御易候可有下向哉可然候、此

表之無數之事者頃落去候、至備内貿茂御陣易

候、而、伊賀城廻・作州刈田悉討果放火候、一二ヶ

所要善被申付、近日至高田肆易候而、寺烟と申敵城

可被及御行之由候、吉さ右追々可申述候、差急急間

表之無數之事者頃落去候、至備内貿茂御陣易

十一月十二日

元春御判
元長御判

上書 (黒引) 上野介殿御返事 駿河 駿河 治部

市三郎兵衛殿 花房助兵衛殿 直家

吉川元春書状写 吉川家事并申合卷十

【久世町史】資料編 第一卷
追甲候、御折紙拔見候、上口無實處、自高田茂被

申越候、可然候、三星の儀致國之通信衡應、即申候
て肝要候、此表張之儀、來廿六日必定候、亦儀定
之經目は重臺司令申候、年内承候是、又文承候、

參許各出張之事候、諸口同斷之儀、不可有油斷候、
我等事も廿六日可打出候者、五日吉田へ出候て于今
還候候、一西日中帰候する案、自新庄道々可申遣候

間、先以不能旨候、恐々謹言
(正月八日) 駿河

正月八日 元春 御判

今上 進之候

天正七年（一五七九）

鈴木氏が宇喜多方に属し、高田・松山間を封鎖する

宇喜多直家書状写 美作国諸侯威武記 真島郡守村幹本
九月新聞所持

鈴木名字一類中井庄官衆、此方有一味、松山・高田

之間通道可被指切之由、然者水田七百貫之事一四口可
相計候、此由可被相達候、恐々謹言

九月五日 市三郎兵衛殿 花房助兵衛殿 直家

吉川元春と小早川隆景、高田表の儀につき通路を受
ける

吉川元春書状 (折返) 小早川家書

【大日本古文書】家わけ第十一

〔正月〕 駿河守

〔正月〕 駿河守

尚々、藏田事、羽衣石・山田事を爰元二て被聞

候被申候、自此方も一人、自尾高も一人相副

差上申候、誠無比類、能被上候と申事候

高田表の儀付而一々被仰應候處、從安宮寺内狀被

禁下候哉、其趣真承知申候、其御事候、爰許にても

其取沙汰候、羽衣石儀先日如申候、山田出司討果

行候處、被二段國之以資情切抜、至鹿野罷退候

一此儀肝要候、

一對此方無別儀由、血利之以神文、廣瀬若狭守与申
者差越、重畠苗分候、雖然、彼申様更不及分別候、
前之督責為可仕候哉、此方をあやつり候と聞候、

此方にも山内一城為可申付候、先以東之儀を請
候候て被仰應候、兩条人質盟々之者芸州にも龍

居候、彼者共奢尊候て、如比儀不及是非候
一御人數上へ悉被差上、某元御小者一人之任合て
御氣運之由、察申候 從吉田茂於今者、御謂可
為御出張候、追々御催促肝要候、吉田御出張御延
引故、惣の衆も不需出候、御油断之無候（一
被問所之事、被仰應候様ニ可為必定と存候、自某
許能々謹元へ御申肝要候

一此表相談之趣、其分目をも不申入様被仰應候、尤
候、乍去、被御問所ニ頭御返事申候て、差返申
候間、不申申候、此方儀者、從某元御四百三何茂
任候て、丹々之儀ハ不能申候、但州之儀も皆置候、
右両人さへ如比候時ハ、因州儀も如何可在之候哉、
其氣導可有御發候、猶様脉追々可申述候、恐々謹
言

〔正月七日〕

〔正月七日〕 元春（尤細）

〔正月七日〕 駿河守

毛利輝元書状写 萩原諸家古文集卷十

【久世町史】資料編 第一卷

去五日之御折紙御業、今朝拜見候、先以南条家中

之極眞被仰應令承候、葛山田事、對此方別而從

前々馳走之段渾底致存候、然者度重人質之儀、

以山田、豐穂被仰應候處、不能資資、結句者朝日

山田至宅所南条自身押懸之腹を可切違之行候處、

山田以手柄父子共切抜、至鹿野罷退之由、誠肝要

存候、左候へハ、自盡候至其許只今被申様（口ハ、

此方無別儀由理等申候て、如仰御方様（口ハ、

よ、条々申越したれども、國中の輩の手に余る漢者を御辺一人行向ひて、退治は恵ひも寄らぬ事なり、是非決し難しいふ、秀長いふは、いやと云製作國中の手に余る者を某一人參り追治せば一家の面目たり、又仕掛して某討たれ候とて一家の恥辱には侍らず、第一御辺の外祖父の災難を頼み来るを、いやと申さば是こそ誠に一家の恥辱なり、主君に弓を引く曲者いかで遁し候べき、明後日は參看すべしと、返事せられよといふ、秀長は蒼田の城へ帰り人数を集めて出馬す、舍第三尾寺の有善法印へ使を立てて、御辺は武勇を好み、いつも某が跡を追つて来るを、法師には似合はず、殊に今度は大事の軍なれば必ず追ひ来るべからずとなり、法印、其意を得候といふ、別ち用意して美作指して行き、先にて出合ひ、秀長に向つてひけるは、追ひ来るとな仰せられ候故、先へ参りて候とて笑ひけり、此法印、長刀を以て數度奪あり、高田に着きければ、二の丸の門前に人數を立て、藏人門櫓へ上り扇を以て招く侍一人乗せねばいひけるは、是へ向ひ給ふは、備中の植木殿を見えたり、中里に橋の紋の旗麻く条、疑なし、其生前の大慶なり、願はくは、唯騎來り給へ某も一人出でて、相手組の勝負をせんといふ、使者遣りて秀長に告ぐ、秀長いふは、汝等は是に挹つて見物せよ、必ず鉄炮停止すべど、いひ抬て、馳せ出す、弟の法印は長刀を以て脇に添ひたり、藏人門を開かせて一人歩み寄る、弟の般若坊、脇に添ひたり、馬を振ひ縄を駆かせて奮く戦ひけり、歎味

方の見物、透け汗を流し素を握つて気遣し心を勞す、彼安保・秋山が京都にて力戦せしには、称賛つて竟えたり、終に藏人討たれねば、般若坊をば法印突伏せ、両人ながら頭をも捕ら子引入りけり、天晴都方にて斯様の侍徧らば、京裏、扇のばさら給にも書かんずらんと人々謂ひたり、元兼は秀長が手を取りて本丸へ請じ入れ、要店引出物して帰しけり、同国大場郡に篠吹の城主江原兵庫といふ人あり、元兼と肩を双ぶる大名なり、勇士には兼田六郎左衛門・真木左馬助・同源丞・福島玄蕃・桶山新助などいふ者共、數十度の場を踏んで他の勇を誇る聲なるが、今度秀長が力戦を聞きて称美しければ、江原兵庫よりも便を馳せて、向後は書寄せしむべき由通しけり、援蔵人が一族をば追撃けく駆伏し、元兼は福島右近といふ者を家老とす。

○「作州」は三浦氏と同じく高田城主であつた柄野元兼かとす。今はこれに従う。

天正五年（一五七七）

高田城に忍びが付くといふ

吉川元長・元春通書

吉川家中井令社文書十一
『久世時史』資料編 第一卷

去八日ノ御状今日十一到來披曾候

一上勢下□ 打下、但州表之儀 大田殿舍弟逆意

付雨 不慮之仕合 不及非候 就其 屋形其外

余弱々敷 羽柴被申候無 無曲次候 然處極

賤河守方之儀者、此方別面被申候候、筋目無相連被跡候、既、勇將七郎方為人質候差下候、無之之覺悟之誤、無比額候 左議問、但州之事可成ほとハ引成候者、當時大會と申、斯儀者不成之候、至播州打入作州表可及行、短息三候哉、播州佐用郡事ハ羽柴一味之由候、於于今者後摩方之儀計要迄候、如先年馳走走者三星表相支可有安否と存候、
（注）事候、定め指標三てハ有間敷候

一宇喜多事、至作州被向之由候、其段如何候哉、心五候、亦被聞合可被申越候、直家衆於何之境目合戰苦候る哉、直家人數少々越度之由、無心許候、定め指標三てハ有間敷候

一其衆中、多治部など者去五日中途迄出張候哉、

於珍儀者追々某許江可被申越案、注進肝要候、

一石蟹・伊達獨人事、淡州岩屋ニ在番候哉、彼表無

事之由可然候、石蟹方每事某許被付心入御之由、

於我事祝着候、以使者札可申候、先乍次書狀認進

候間、御方可然被存候者、可被相着候

一井又右、自松山之折紙披曾候

一去比作州高田へ忍共付候候、城内と油断之様候

つるが、相替儀候ハ、可被申越候

一羽柴事、播州表之儀為志候哉、彼表三て為在番之

由亂聞候之通、可有如何候哉、於事業者亦可為到來候、雲伯諸半人、今度羽柴三隨逐候か、左様可

有之事候、就其、所々可付心之由承候、得其意候、

因州表之儀、其短見氣道迄候、猶以可付心候、何

も自是可申候間、不能詳候、恐々謹言

隣古希、小早川謙景以^(レ)其自レ少在著^(レ)武名^(レ)、有銀屏^(レ)三浦陣^(レ)、衆徳^(レ)小早川^(レ)

三浦貞広、宇喜多直家^(レ)の仲裁で高田城を毛利氏に明け渡す。

毛利輝元書状写

開封第六 毛利輝元

『萩原信重記』第一卷

無可申入存候處、庄裡ヨリ預御飛脚候聞申候、天

神山之儀ハ委細申候キ、作州高田之事、去十一日令

落去候、於今者無残所申付候間、可御心安候、因

州之儀、私部一・三・五九迄^(レ)口由候、はや可為一

候、言左右追々申述候、尚期万俟候、恐々謹言

少輔太郎

譚元^(レ)花押^(レ)

〔西行〕 九月十四日

正領參

御宿所

作州高田城主見書

『久世町史』 貢目編 第一卷

備伊賀氏の侵攻した地に高田が見える

虎倉記

頃見成有記

『吉備経書集成』 第三編

一采地 備前ノ内長田ノ庄三拾八村、建部ノ郷・宇

甘郷・武拾ヶ村、勝尾・日応寺・菅野・桜谷・吉尾・

太こう様、大庄・大分・大通・申相加レス、高松原へも

はりま、林田ニテ煩死被成候、其

時牧一^(レ)重要御施三面湯山などニ居申候

○〔作間記〕は然相の多い御記をみて、直は申付申

で或死あるいは病弱の林田に殺死^(レ)するが、羽根秀泰に

届出申高松原に關するもの林田に殺死したと記じべ

きである。

天正四年（一五七六）

三浦貞広、牧善兵衛尉^(レ)に高田下城時の氣遣いを詢す。

三浦貞広書状写

下河内牧善兵衛

『久世町史』 資料編 第二卷

去年高田下城之刻、其方機遣之故、江兵父子、被逐入

夷、公私無恙被遣之段、本望難^(レ)子細候、必以本意

之上者、久清芳忍之儀可存遣候、於向後も機遣可為

祝^(レ)、恐々謹言

五月十八日

貞広判

牧善兵衛尉致

貞広判

一作州高田三浦本兼方へ植木下總やとわれ、同國人

と申者下総討取申候

別通先相見 第九条 植木唯助所候

植木力元兼、備中植木氏を襲み同名義人を討つとい

う

植木力元兼、

備中植木氏を討つ事

西国太平記

卷之二 植木秀長、三浦義人討つ事

西国太平記

西国太平記・毛利義弘記

天文廿一年の頃から^(レ)、美作國高田の城主三浦元兼

より、備中松山の城主高資へ一封の書を馳せたり、

彼家老三浦義人、剛強にして武勇人に勝れたれども、

主君元兼に恨められて高田の二ノ丸へ引籠る。元兼

手勢を以て攻むと雖も利なかりけり、一族の中も同

じく取籠を、其中に義人が舍弟華莊寺の般若坊、強

力の悪僧なり、御邊より賴み遣し、植木下總守義長

馳せ來りて退治を蒙ふ所に候。某は老衰なれば制止

力及ばずといふ、高資の母は元兼が娘なり、如何あ

らんと案し頃所に、秀真^(レ)に此事を聞き松山へ行

きて、元兼より頼み来る條

黒闇に候故、真偽を定めん爲めに是へ参りたりといふ、高資さればと

眞島・久瀬・高田・井原・月田・日木・田原山ノ上・且士・吉村・掛和・シロノシマの辺迄不殘、此外处处々有之候得共、分ニ覺不申候、體ニ存面ノ

手形當也

くと申を脱て彼所に捨て、跪て申けるは、某年考い候へ遠路の御供成がたし、是迄、三と云ふまゝに、鎌の袖を押ししまくり、已に脇指を抜かんとす、元親屹と見て、弥介が右の腕をひしと取り、我遠路を凌がんことは期しがたし、先達は此時ぞ、しばし止れと有りければ、無是非仰に隨へり、久式擧に手を懸けると、元親敢て返し本丸へ上らんとす、久式抜かれじと引受け、家人共は両脇の縫縛を取て押出し、二十人余取次になつて、五月二十一日闇を遠路の幸と數百尋の岩石片時の間につく、元親は細卓よりすべり落て、大石に当て右の肩をつけ正氣已に絶んとす、一族付幕者共も、跡より敵の進み来ると心は急き落路の間に、元親は早島絶えぬと負担で、散々にこそは成りにけり、年頃召使ひける同朋阿弥・中間加介は元親退出あれども不知由にて夜廻りせしが、いつの間にか追付きけん、つゝと番て元親の手を引立て肩にかけ、児阿弥・加介・弥介・石田・内田主従六人、高橋川を行渡り阿部山差して入りにけり、一町計を行く所に又太刀の鞘走て、右の膝の口深く切りかたけり、又素足にて有りければ、左の踵を一文字に踏切り、一・みも不叶・元親・を流し、天道吾をすつるか、汝等四五人は從ひたりとて何の奇特もあるまじければ、松山へ還て各一身をも立てよと、加介は国光の長刀を鷲はる、石田が親は敵方あり、頼寄る方もあるべしとて眼を給りぬ、内田は数多の妻子を打捨て、是迄の比類なき慘出、降人に出て妻や子供を辱ねよと兼光の刀を遣せば、

三人一同に涙に咽び御返事申さうりしが、何となく還行く、今は児阿弥・弥介兩人残り、元親の手を取て亦斬轍中へ引入れ、膝を枕にさせまゐらせ、胸より足へ摩さされ共、人の心地もなければ只さめど、と泣居たり、児阿弥づくづくと涙するに、氣色止くましくて、吾等最後の儀をも御覺するにあらざれば、大死して何がせん、落行かばやと思ひ、二十二日の戌の刻に側なる小山にかけ上り、四方を見廻す由にて終に捨てゝぞ返りける、舞の弥介は是を見て無便乎共、心弱くて叶ふまば、よし、一発に付幕はんど、聲ひし事も虚ら言にて、阿部山迄も不來と獨言して徘徊せしが、又思ふ機、昔後の忠太光家が木曾義仲に先達て自害せし事、詫なきやうて自害すべし、比興成る哉御家人翁、死出の山まで明れば二十四日の早旦に又弥介を召寄せ、只疾く登城せよ、消えかゝる露の身の置所なきに付ても益なき日を送るぞとて、理を方けてぞ口説き給へば、亦承り、誠に敬は隨へと云々申候へとて、御印の物御形見の鬚の髪をとりそ、高橋川を渡りしが、幾度息返しても君を殺害の使難を得、所詮敵の中へ駆入り討死すべしと志し、敵讐數百人の待懇れたる真中へ行き向はば、即時に擄取て彼の印と鬚の髪の由来を尋ねられた共、本より忠ひ定めたる事なれば、子細に不、及唯寒く殺せと云ひ、二十六日の辰の刻に終に斬轍成にけり、松招は彰於城塹、貞臣は見於國危と云へば、心の邊正き下腐かなど感せぬ人は無かりけり

我が一代の御厚恩を蒙る事誠以て不レ騒、報謝しがたしと存する故、更に命を不レ惜、爰に存じ出せる事の候、某は松山の岸根に上り、元親と名乗て腹切るべく、其間に中津井口を目指して高田の方へ忍び給へと云へば、元親聞て、昔前漢の高祖の城を楚の項羽が貰し時、紀信が諱に相似たりと感嘆に不

去十六日至真木城被及道、以旁發音則時彼山被切崩、宗清者數聲被討捕滅、三ヶ国去年以来之干戈三如此之三合戦、自他以無之候、併當蒙得名聲候、殊二加茂家对当方属年患心奴被討果候、恰云裕本望非一候、必本書第一慶可通其實候、今度忠心輩、郎徒、僕徒以下神妙之通能々可有委實候、感悅之余太刀一腰進之候、此節可被勵武勇忠略者也、仍面商狀如

件 天正三
三月十八日
貞定公判
教官兵衛尉殿

者江被滅置之由、早々預御注進之候、賀州遠之御見悟、更不及言語候、後入魂之戰、纏而以使者可申述候、至十三孫兵所、即時相尋遠候、元親事後定高田被心懸可被落行之条、是非於其城被討留様、御才

賞千萬輜存候、恐々謹言
津々賀賓守殿
五月十三日
御返報

小早川

隆景（花押）

備中岳乱記 卷之三 要略高野部出事

作陽誌 大庭郡川部 久世保 寺畠

寺畠 在久世山村、高八町、又三坂村有小寺畠、高四町余、両山相對、天文頃收兵庫、牧

菅兵衛父子相繼居之此、屬三浦下野守貞久、數立軍功、天文十六年貞久事于僧中督部、菅兵死之、其子寺松丸又称菅兵衛、与毛利・草刈等兵、仍戰有功、高田・真木城等下可併見、曾孫在久世村

小早川隆景 三村元親の高田方への逃走に備える
小早川隆景書状（折想） 備前莊家書
岡山県立文書館 第一輯
三村勝法師之事、於其表妹嫁、三村勝兵衛尉手之
短冊一つ取出す、元親一覽有所に、早馬酔木より此

【新刊作陽誌】三
寺畠 在久世山村、高八町、又三坂村有小寺畠、高四町余、両山相對、天文頃收兵庫、牧
菅兵衛父子相繼居之此、屬三浦下野守貞久、數
立軍功、天文十六年貞久事于僧中督部、菅兵
死之、其子寺松丸又称菅兵衛、与毛利・草
刈等兵、仍戰有功、高田・真木城等下可併見、
曾孫在久世村

五月十一日の暮方に、馬酔木勢籠ケ境の兵舖るを聞て、渡辺市郎兵衛尉、其外南江・山川両家の者共も、騒ぎ落する者共を留る由にて、是も同く落矢にてり、残り留る人とては、吉島常陸守・同七郎左衛門・樺部・布施・三村・大藏右京亮・石川久式・雄西黨、其外八田・木村・渠々尾・山口・内田・八木・上田・樺屋織部・舞の弥介・同甚六・兒阿榮、總て勇兵五十騎計なり、中にも二十四人は一間所に集り、今生の事は申に不^レ及、死出の山迄御供申すべしと誓ひしかば、元親笑を含みて、君臣の道、忠義の誠、日本末落し地と意観の色を顕せり、投新席并衣裳疋寄せ、腹切らんと座敷を作り盃を通して、如何に各辞世はなきかと宣へば、黄鸝と云ふ百人計り機中より短冊一つ取出す、元親一覽有所に、早馬酔木より此

の九へ火を點け、大手より障子ヶ酒へ焼上り、折節もより吹きける風即時に吹きかけ、龍一里四方は如^レ昇成りにけり、元親は只疾く敵近づけかし、腹切らんと計云ひける所に、久式押留め、一先島へも落矢給へ、天神・高田堅因にあれば落矢の頬みも候也、先身を保ち給ひて、信長の兼綱、典後の譽紙をも御守り候へかと強て申しければ、元親あざ笑へ、遠き味方の頬みも此時節は無^レ之、縱^ハ明日日は天下の主^ト成るとして、源氏石滑和の始を活す事、返す^ヘも口借かるべしと宣へば、久式、仰尤也、乍^ハ去名を万代に残すとも、屍の靈を散したるためにはあらじ、是より船を浮は御供申すべし、自然の時を存じ、飛渡りの使をも求置候へと云へば、元親聞て、左もありぬべし、乍^ハ去某においては其儀なし、御辺は一先岐の方へ忍び落ち、河州の役、因丹を催し、重て本懐を遂げられ草薙の影にても憤りを散せんと、心強く辞すれども、久式色をかへて、御為を存る故、某居城をも追き一一所に籠城す、為に誰にか命を惜むべき、八幡も御照覽あれ、一足も引まじく候と高声に諫むれば、元親の家人^{ハシタ}も、主君の腹切らん時見捨てんも口借かるべし、義思へば忽ち命を失ふ、所詮^ハ先引落し、山下に見失ひたる様にして散々に可^レ成と心底に思入れ、久式一同に口を捨て譲す、元親情々思案して、一人の覚悟にて妻人の命を失はん事も不便也、一先久式を落し置き、岸より立帰り腹可^レ切と決定して、去らばとて上下一度に座敷を立つ、中にも舞の弥介は、暫

牧曾 まいる

内々被仰越山鹿至其境敢出候事、既以神文候申之案、
毫不可有緩と大慶候、併各御深謹候、猶以方々御
智略此簡候、當表之儀も子細候条、彼勤苦二相候様

二隨分可申付候、次二信長此方加勢之事申調候、以
其首尾神太郎事去畠日三差上候条、弥不可有油斷候、
今少之御至身候間、各被仰進御粉賞、於宗景も可為

喜伏候、委細猶御同兵衛令申之案、不能多筆候恐々
謹言

年甫之御慶申納候、近日者御方表相督義無網密候哉、
無心元、仍信送玄元加勢之事依令議定、神太郎為近
地存候、弓削衆ハ罷歸候ても一兩人打果候
由申候

至塙去晦日三被罷上候、然時ハ彼出勢亦可為火急と
申候、日限等追々可有其外聞之案、自是以使者可被

申入候、因州衆被仰款等相候様二御行計策財候、心候

阿州衆之事も長閑三成候条、至兒島可有漫海候由被

申越候、為備佐原城右近太夫被付置候、次三松山表

之事此表へ通路就不自由、此項之趣不開申候、御方
へハ塞可相聞候、此御返事三委可預示候、雖路之儀乍

恐一紙合申候、恐々謹言

一月七日

氏秀判

石与

牧曾

進之候

三浦貞広書状

下河内牧家文書

「久世町史」資料編 第一卷

猶々先度八岩屋衆被成御行、數人被討取之段心
地存候、弓削衆ハ罷歸候ても一兩人打果候
由申候

至塙去晦日三被罷上候、然時ハ彼出勢亦可為火急と
申候、日限等追々可有其外聞之案、自是以使者可被

申入候、因州衆被仰款等相候様二御行計策財候、心候

阿州衆之事も長閑三成候条、至兒島可有漫海候由被

申越候、為備佐原城右近太夫被付置候、次三松山表

期其節候、恐々謹言

一月十七日

秀康判

三浦貞広書状

下河内牧家文書

「久世町史」資料編 第一卷

久敷被致無沙汰之案、為御音信井次被進候、可然様
二御取成簡要候、仍以御約諾首尾山鹿至塙日出張之

久敷被致無沙汰之案、為御音信井次被進候、可然様
二御取成簡要候、仍以御約諾首尾山鹿至塙日出張之

久敷被致無沙汰之案、為御音信井次被進候、可然様
二御取成簡要候、仍以御約諾首尾山鹿至塙日出張之

恐々謹言

二月朔日

秀広判

石与

御宿所

三浦貞広書状

下河内牧家文書

「久世町史」資料編 第一卷

牧氏等、眞木山城を夜討ちして伊賀勢を逐つ
就通路不輒其後不申承哉二相似破略候、仍其表無志
愈雲固之趣、珍重三存候、猶万方御行等無御報候仰

付、度々勝利之旨々被聞候、因茲為始所被仰御
手柄、御辛身故候、更無其處候、大商心之刻、山鹿因

州表江明隊、至其表急度可被打打出之旨、擇次改々被
仰越候、是又需要存候、然時ハ諸始未相談候条、望

御本意不可有程候、上辺調候儀も首尾無變化候条

貞広判

三浦貞広

ても即時に四人射させたり、折元範の前に跪き、御

暇を候とて、腹がき切て失にけり、根古屋平番以下

は切て出で、或は敵と引組て差遣て死するもあり、

或は太刀を折て引もあり、然所に伊勢の入道は進

み出、大昔にて云けるは、元範此岩の中に籠り給ふ

と思ひ、斯く手痛くは黄るか、元範は松山を心懸て

疾く石磐口へ退きしか共、落延び給はん間、躊躇ゆ

べしと、我々四五人残居て候也と云へ、各とて

も可レ違か、早く參候はんと寄手我先に上差向ふ、

伊勢の入道走り向ふ敵の弓手の腕を切て落し、無手

と組ける所に、後より安原領左衛門に組だられ、伊

勢の入道は果にけり、折元範は太刀を抜きからく

と打笑ひ、只今伊勢の坊が事をらん、松山へ退く

と云へ共、愛に殘て候也、我と思はん人々は最後の

働き見よやと云へば、吾先にと進み寄る、手本に進

む兵を一人切伏せ、三人に手を負はせ、其遙間に被

切らんと見廻す所を、遠矢に射ける鋒矢、咽輪の外

れに腰掛けて臥す所を、傷前の住人東江平内首を

搔落す、痛ましき哉、落城前の日中余り覚束なく思

ひ、女子童子集め養食を手へ、人々言ひ拂ひなど問ひ

給へ共、本より不レ知事なれば、左右答へる事もな

し、誠に貞新の言麿の語と、黄石公が書にも有と

ぞ思ひ合せける、翌日八日の早旦には、近習の者共

に夢物語りをぞせられけり、今曉の夢に、其が頭を

某妻換すと見つる事、云々不思議なれ、聖人に夢なし

と云へ共、某は聖人に非すと、少し心にもや懸ぢん

と覺ゆる所に、流石洞済商家の憲意をも問尋あれば、

戯れに取なして大笑なして云く、如何様存命の程久

しからじと、女中へも暇をとて真代の大刀などを送

り、其外近習の者共まで、剽染たる言葉の末も今日

までとぞ覺ゆれて、至三返巡して、折節敵

の火矢鉄炮雨の如く去れば三日の内に、元範の首

を則輝元の陣に送りける。夢の前妻こそは不思議な

れ（後略）

一月一日

家職

神納三郎右衛門殿

牧左衛門助常善 第四条 美作国武藏守状記 大庭郡社村

九郎左衛門所持

「久世町史」資料編 第一卷

一作州高田之城主三浦成吉侯を傳前守田直家責被申、
先手左衛門助兵衛・沼本新右衛門同人罷出、久世多

田山二居候を、高田より牧源之丞・石井源太・某
三人其外侍とも夜中二勤仕、越下二言前老取役、

為義美太刀一腰給候事、花房助兵衛・沼本新右衛

門能存候

浦上宗景 織田信長の上洛と備前表への加勢を報し

る

浦上宗景書状写 下河内牧家文書

「久世町史」資料編 第一卷

一筆令賛候、近日其表如何被仰付候哉、承度候、最

細々公申入之處依通道不暢絶過候、非疎略候、於當

表之儀者仰無異儀堅固ニ申付候、可御心煩候、信長

急度可被相救候由ニテ早に落之由ニ候間、可得本意

之事眼前候、今少之儀候矣、少々御行軍要候、諸方

之趣委曲牧兵衛申候、恐々謹言

「久世町史」資料編 第一卷

去廿二日、高田衆役仕候処、手前粉骨之段、忠節

無比精候、弥忠源肝要候、恐々謹言

（西行）

（西行）

（西行）

（西行）

（西行）

（西行）

（西行）

申付之由承候。尤之儀候、何様無油断、被相懼候之

趣、可令顛然之条、可御心安候、猶御使僧江中候聞、

抛棄細候、恐々謹言

一月七日

牧兵庫助殿 御報

(元) 惟教 (花押)

志賀達信書状 (切手) 石見牧家文書

『正島大學文学部紀要』第五五卷第十一号

尚々、至公私、拙者其取合、無疎寢候、於向後

も相応之御用等候者、可蒙仰事、所仰候

當年之御吉嘉、幸甚々々、猶以不可有隙限候

去年閏十一月之御状、當年正月中旬到着、令拝見

候

一御手前方々御取圖被仰付之由、尤珍重候

三村元範、以御武略、被成熟御一味中之由、可然

御事候、就天一國之儀同意之由、御應處之故候

候、細察來儀同前申入候之条、書面不詳候、恐々謹

一防長國御調略之儀、當春相調候、為始向田原、其

外盡氣之語勢、至赤間關口、被差向候条、以其氣、

貴辺御本意前候、御道も此節候、於旨趣者、御

使可有演說候

一因州之儀、手堅被申付由、爰元三月其聞候、弥可

被仰談候、肝要存候

一彼御使價、能折節、〔下〕差下候而、御返事等早速相調

候、殊更爰許御行矣、且被仰聞、被差上候間、珍

重候、細碎東順司有演說候、恐々謹言

一月七日

牧兵庫助殿 まいる 御報

(元) 錄信 (花押)

○次の封紙は本書状のものか。

志賀丹波守

一月七日

牧兵庫助殿 御報

まいる 御報

志賀親度書状 (切手) 石見牧家文書

『正島大學文学部紀要』第五五卷第十一号

志賀安房守

一月七日

牧兵庫助殿 御報

親度 一

其表立手柄、以御口能、御入魂之趣、各申具申聞

候、如仰、奉景、当方之儀、別而被申就首尾候之条、

此筋一稿可被申付之通、被用直書候之間、不及口能

出、縫文口、突崩す事西、度、漸く其日の戌の刻に

成にけり、元範の郎徒或は手負或は被刃、大半死失

せたり、中には甲を脱て降人に出る者も有り、漸く

残る兵十人計に討成され、元範も終日戦ひに精力

尽して息を繼て居らるゝ所に、伊勢の入軍云ふ古老

の義を存する者立てて、腹を切給ふ共、打込の人数

と云ひ、夜中と云ひ、分明に人の知る事有るべから

ず、又夜明る迄は難堪、一先落給はゞ、定て三浦

貞広は年來の御知音なれば、此火さきを見て途中迄

御迎に不^レ出事はあるじと、氣色を背て諷め、右指

と云在所へ一里引退き休む所に、恭州の武士多

治部雅楽頭五十餘騎にて押寄たり、上は雲に響え

峨々たる岩なれば、可^レ押入^レ様なくして、鎌長刀を

ひらめかし喚き叫べ共、静り返て居ける所に、太田

と名乗て荒武者一騎進みけるを、三村左馬助は平生

弓を得たれば、火急の退口なれ共、逸龍膠の弓の曲

高なるに、当國に逸る國重が鐵へたる鋒矢五箇に

指て持たねば、打番ひ好奥で兵と放ち、真先に進み

たる石州の住人大田源八が太股を射通す、殘る矢に不^レ異、人の登る便りなければ、無數の名城也、然るに元範、一人当子と頼み思はれる薦屋大炊之助・曾畠・八田以下忽に驅く、正月八日の巳の刻ばかり、敵を諸丸に引入れ、端丸に火をかけ、一同本丸に詰めしかば、元範少も不^レ屈、各々我に忠義を存せん者は此時ぞと云へば、勇士七十騎ばかり物具ひしと堅めて、元範と一所に死を決する覚悟にて出立たり、元範亦々心強く思ひ、原を開き討て出、縫文口、突崩す事西、度、漸く其日の戌の刻に成にけり、元範の郎徒或は手負或は被刃、大半死失せたり、中には甲を脱て降人に出る者も有り、漸く残る兵十人計に討成され、元範も終日戦ひに精力尽して息を繼て居らるゝ所に、伊勢の入軍云ふ古老の義を存する者立てて、腹を切給ふ共、打込の人数と云ひ、夜中と云ひ、分明に人の知る事有るべからず、又夜明る迄は難堪、一先落給はゞ、定て三浦貞広は年來の御知音なれば、此火さきを見て途中迄御迎に不^レ出事はあるじと、氣色を背て諷め、右指と云在所へ一里引退き休む所に、恭州の武士多治部雅楽頭五十餘騎にて押寄たり、上は雲に響え峨々たる岩なれば、可^レ押入^レ様なくして、鎌長刀をひらめかし喚き叫べ共、静り返て居ける所に、太田と名乗て荒武者一騎進みけるを、三村左馬助は平生弓を得たれば、火急の退口なれ共、逸龍膠の弓の曲高なるに、当國に逸る國重が鐵へたる鋒矢五箇に指て持たねば、打番ひ好奥で兵と放ち、真先に進みたる石州の住人大田源八が太股を射通す、殘る矢に

三浦庄左等、豐後大友氏に備作情勢を報じる。

大友宗義書状 上利文書

大分縣先哲叢書「大分縣」資料叢書卷
關十一月十二日之御音聞合月十六下着、具送話候、
其壇之儀、字喜多逆延、所々合邊委、浦上宗景羅

城之由、無是非候、雖然貢公对宗景、累年甚深之契、
請、亦無別語之通承候、嘉納頃敷存候、仍連々宗景

任申蒙首尾、防長行無余儀仕候期、芸州之者至備中
表取出之由候矣、此方出勢急速申付候、然者三村元

親被仰合、敵不技足様御才實此時、元親兄弟江令
書音候之条、向後別入現為況着之趣、能々御伝

達肝脾候、猶田原近江守可申候、恐々謹言

正月卅日 宗麟(花押)

三浦次郎殿

大友義統書状 切通 石見牧家文書

【弘島大學文學部紀要】第五五卷特輯之一
一 牧兵庫助殿 義統

其表立柄示給候之趣、具令承知候、防長行無油断申
付候矣、浦上宗景・三村元親其外諸境同被申合、偏

中表江取出侯雲州之者、可被財果御才實肝脾候、仍
矢根十国重送候、祝着候、自是及純金毛端進之候

之旨候、猶田原近江守可申候、恐々謹言

正月卅日 牧兵庫助殿

義統(花押)

大友義統書状 (切紙) 石見牧家文書

『岡山県史』家わけ史料
一月四日 牧兵庫助殿 御報

吉弘加薪災

正月廿日 牧亭十郎殿

義統(花押)

吉弘加薪災

正月廿日 牧亭十郎殿

每事堅固之御才實肝脾存候、於猿林者、田原親賢可

被申之条、不能書載候、恐々謹言

二月四日 牧兵庫助殿 御報

達肝脾

田北鎮周書状 (切紙) 石見牧家文書

田北新介

牧尚養、豊後大友氏に硯を贈り、煙硝・鉛金の進呈
を受ける

浦上宗鉄書状（切紙） 石見牧家文書

【正島大學文學部秘蔵】第五五卷卷頭第一

至宗廟・義統、御音問之段、具申候候、祝着之段、
铭々以狀被申候、珍重候、諸而其境堅固之御才覚之
由候、為示觀及満足委候、仍塗硝一疋申聞被進候、

猶以彼一種之儀者、節々可差上申之由候之条、不可
有級之儀候、宗廟別而被仰請聞之事候間、無御隔心、
每事御入魂可目出候、隨而山中廣介方、如意、越

山候、誠之無比頗覺情、不及言語候、爰六公私之倪
過實候、何據從當方、一秒可被加力事、不可有別

儀候間、寄々相應之儀者、非疎略候、自然之時ハ憑
存候、直以狀申候、仍硯一而令持受候、近々出頭

之事候間、神中諸方之譲、御方情珍重候、猶湯淺方
江申候、恐々謹言

十一月十八日 牧兵庫助殿 御報 宗鉄 花押

○次封紙は本景のものか。
浦上左京入道

牧兵庫助殿 御報 宗鉄

十一月十九日 牧兵庫助殿 御報 宗鉄 花押

【正島大學文學部秘蔵】第五五卷卷頭第一

追而至宗景被進之文条、今五三日ハ可致滞在候
間、重々可申通候

依湯淺七郎右衛門尉方下音問、從宗義塙硝貢毛
從義統金花硝被進候、書狀湯淺方被請取候之条、

委細彼方可被申達候、每事重疊可被申承候、恐々謹

其表立柄鏡々示給候、得其意候、浦上遠江守被申候、

一 牧兵庫助殿 宗義

堅固之竟俗案中存候、弥無油斷才嘗專一候、殊龟
井屋介至其境在陣之由候、是又肝要候、每事可被申
合事專要候、仍硯一面送給候、祝着候、徒是夜塙硝
一臺進之候、補守計候、猶浦上左京入道可申候、恐々
謹言
十一月十九日 牧兵庫助殿 宗麟（花押）

大友義統書状（切紙） 石見牧家文書

【正島大學文學部秘蔵】第五五卷卷頭第一

一面送給候、舊慣候、從是及鉛金一端進之候、猶浦
上左京入道可申候、恐々謹言

預音問候、祝着候、向後可申候之条、本望候、仍硯

一面送給候、舊慣候、從是及鉛金一端進之候、猶浦
上左京入道可申候、恐々謹言

十一月十九日 牧兵庫助殿 義統（花押）

【正島大學文學部秘蔵】第五五卷卷頭第一

原田可真書状（切紙） 石見牧家文書

【正島大學文學部秘蔵】第五五卷卷頭第一

牧兵庫助殿 御宿所 可真

追而至宗景被進之文条、今五三日ハ可致滞在候
間、重々可申通候

依湯淺七郎右衛門尉方下音問、從宗義塙硝貢毛
從義統金花硝被進候、書狀湯淺方被請取候之条、

委細彼方可被申達候、每事重疊可被申承候、恐々謹

其表立柄鏡々示給候、得其意候、浦上遠江守被申候、

一 牧兵庫助殿 宗義

山中毒盛、豊後大友氏に高田城の堅固を報し、煙硝
を乞う
十一月十九日 牧兵庫助殿 宗麟（花押）

大友宗景書状 楠木文書

大分県先哲叢書「大友宗景」資料集第四卷

追而

作州高田城跡堅固之由、尤肝要候、仍塗硝之事承候
条、壇式進之候、委細此使可申候、恐々謹言

十一月十九日 牧兵庫助殿 宗麟（花押）

龜井屋介殿

天正二年（一五七四）

浦上宗景と半喜多直家との対立にあたり、三浦貞広は
宗景に与同し所領を死行われる

浦上宗景書状 写下河内牧家文書

【久世町史】資料編 第一卷

今度御作雖無正儀候、貞広無乏御覺悟誠以無比類
怡悅候、併旁翁々無御別儀故候、然而村上新織之事

進置候也、段錢共御額知不可有相違候、向後御入

眼專要候、恐々謹言

十一月五日 牧兵庫助殿 宗景判

浦上

十一月十三日

可真（花押）

牧兵庫助殿 御宿所

可真（花押）

牧亭十郎殿御報 宗鉄 一

至宗麟 被仰入候之趣 具申聞候、祝著之致直被申

候之条 珍重候、於向後者、節々可被申談之条、每事相應之儀 信可預御入魂所事候、申奉別而申承 候矣 御同前可目出候、事々期來音之時候 恐々謹

言

六月廿七日

宗鉄 (花押)

立原久綱書狀 (口紙)

美作糸井家文書

八月廿一日

久綱 (花押)

太刀一腰・純金二端進之候、猶浦上左京入道可申候、

共、其方にて土合共一段能候者、此方之儀ハ不苦候、候、先々手前相つかれ候て可然候、其方も馬失前に候間へ共、此表之儀、たゞいまの時分かん用之折節にて候間、又太郎事早々可被謹候、我等當國にての知行之儀も随分相定候候、何や? 向後も思安分別此時候哉、恐々謹言

八月十一日 牧兵庫助殿御報 義統 (花押)

立原久綱書狀 (口紙)

八月廿一日

久綱 (花押)

八月十一日 牧兵庫助殿御報

立原久綱書狀 (口紙)

八月廿一日

久綱 (花押)

至備作、芸州衆及行候哉、就戻防長表計略之段示給候、得其意候、何様無邊候、可御心安候、殊其壘堅固之御覺悟之由、尤干要候、弥不可有御油断候、次観一面送賜候、芳情之至不知所耐候、依遠方御報延引候、猶期來回候、恐々謹言

七月十八日 牧兵庫助殿御報 親賛 (花押)

牧亭十郎殿御報

宗鉄 (花押)

立原久綱書狀 (口紙)

美作糸井家文書

八月廿一日

久綱 (花押)

田原親賢書狀 (口紙) 石見牧家文書

原一まいる 原木

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

【正島大学文系部書】第五十五卷第十一

なを〜女房衆へも心得

一

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

其後者人數候、一其元士今在身候て仕合共能候而可

然存候、一我等事去六月二至因遣罷漢、寺舊敷持候て在居仕候、如形仕合候間可心安候、日野衆

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

外湯勝無事候、我等同前二愛元還留候、一其

州勝人様渡海候、称當国如御本意可成行候、其

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

・牧兵など不相易馳走候間本望候、一女房共其

外湯勝無事候、我等同前二愛元還留候、一其

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

・外湯勝無事候、我等非油断候、反戦儀ハ慶塗へ進病候間

返々、伯州面御動之由 山農所より被申越候、其分候財 無御心元候、彼是新免任口上候キ

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

・外湯勝無事候、我等非油断候、反戦儀ハ慶塗へ進病候間

一處理被申候へと被申分候、久田事ハ西屋被作持候へハ、當時彼城其下代をも仕事候間、無事二被

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

相放事も不成候而逃々候、何篇拙身事右如申候、聊

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

所に不共無共場忍仕、向後當等被相應候者、我等も外聞能候へく候、家来事委細存知前候へく候、い

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

つれなり共、先年之老者共跡職一人前可申付候、当座かんにんの所も誰分可付候、只今十廿も石遣候者共、たぶん新參者にて事をかき候、菟角先早々

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

かりそめに又太郎此方へ可給候、兼体直三般合仕、預言問候、祝賀候、於向後老節々可申談候、仍太刀

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

一腰・馬一疋・鳥子百枚空袋候、令悦賣候、自是及

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

其時それの事ハ左右次第三可被觀候、如此申候へ

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

恐々謹言

岡太

【正島大学文系部書】第五十五卷第十一

九月廿一日 氏秀 (花押)

岡本氏秀書狀 (モト折延) 石見牧家文書

久綱 (花押)

候題、具申聞候、被添御心候次第、祝着之由、直被

申候、當方之事、赤間關口、同与州表行之儀、壁被

申付候、此節宗景被添御熟談、疎懶國之御才覚、無

申迄候、仍硯一面被點御意候、御丁寧之至異存候、

猶御使江申候之条、省略候、恐々謹言

六月廿二日

牧兵庫助殿 御報 宗鉄 (花押)

大友宗麟書狀 (印紙) 石見牧家文書

六月廿二日

牧兵庫助殿 御報 宗鉄 (花押)

候、恐々謹言
六月廿七日

牧兵庫助殿

作湯院 真島郡附錄 月田紙

月田紙 井原月田紙別所佐引庄底製月田紙

本村最多出之、昔別官山八幡寺僧初造之、以

故一名八幡紙、為用甚久、鹿田鄉出鹿田紙

一、大抵以月田紙、亦好紙也、其余若代紙、神

代紙、下田紙等數品隨處出之、此皆小幅造者亦

少矣

追而

廉中万江硯一面、内裏紙百枚進上之趣、令坡露候

御達之由相心得可申旨候、是此後純武端被進候

為御存知候、委細猶重々可申承候、恐々謹言

六月廿七日

牧兵庫助殿 御報 宗鉄 (花押)

大友宗麟書狀 (印紙) 石見牧家文書

六月廿七日

牧兵庫助殿 御報 宗鉄 (花押)

牧兵庫助殿 御報 宗鉄 一

浦上宗鐵書狀 (印紙) 石見牧家文書

「尼島大學文學部紀要」第五五卷特輯第一

浦上左京入道

六月廿七日

牧兵庫助殿 御報 宗鉄 (花押)

浦上宗鐵書狀 (印紙) 石見牧家文書

六月廿七日

牧兵庫助殿 御報 宗鉄 (花押)

(三) 六月十五日

牧兵庫助殿御報

准教(花押)

○次の封紙は本書状のものか。

牧兵庫助殿御報

牧兵庫助殿御報

松心軒

志賀宣信書状(花押)

志賀宣信書状(花押)

志賀宣信書状(花押)

志賀宣信書状(花押)

田北鎮周書状(切手) 石見牧家文書

「弘島大學文學部總覽」第五卷第十一號

吉岡謙興書状(切手) 石見牧家文書
「弘島大學文學部總覽」第五卷第十一號

吉岡謙興書状(切手) 石見牧家文書
「弘島大學文學部總覽」第五卷第十一號

不存者候之處、御札與入候、仍就靈伯立柄之儀、示給候之處、各申談、具申聞候、皆宗奉以御一致、堅固之御才當重要之通、被申候、爰元於寄々之儀者、向後不可有油斷之由候、隨而覗一面被御衡候、御丁事之儀既免候、猶期來信候、恐々謹言

六月五日

鎮周(花押)

牧兵庫助殿御報

牧兵庫助殿御報

志賀宣信書状(花押)

志賀宣信書状(花押)

志賀宣信書状(花押)

志賀宣信書状(花押)

○次の封紙は本書状のものか。

田北新介
一
鎮周
一

松心軒一葉書状(切手) 石見牧家文書

志賀謙興書状(切手) 石見牧家文書
「弘島大學文學部總覽」第五卷第十一號

志賀謙興書状(切手) 石見牧家文書
「弘島大學文學部總覽」第五卷第十一號

雖未申通候、預御札候、本望之至候、其表御行等之儀、宗奉被仰取之由候、尤肝要存候、云給候之趣、

令被霑候、從愛元及、至海上營固船數百艘、至陸地諸軍出勢之儀、被申付候之榮、出張半候、定而可有

其聞候、隨而覗一面被御衡候、遠方之御志、御丁寧之儀、畏入候、秘藏禹他候、向後事可申承事

所仰候、恐々謹言

六月十日

六月十一日
一葉(花押)

牧兵庫助殿御報

六月十六日

親度(花押)

浦上宗景以御同意、其表御調儀無御油斷之通、示給

候、大事之御一行之間、父子二人持參可申候へ共、
月廻与申、昨夕帰宅仕候聞、為其三太町与二郎三進
之候、委曲口上云令申候事、不能真候、恐々謹言

十一月廿八日 牧兵庫助殿 まいる御宿所

原田藏人 豊莊 (花押)

牧兵庫助殿 まいる御宿所

原田藏人 豊莊 (花押)

元龜三年（一五七一）

昨年より美作國に滞在の魯井（山中）幸盛、今は但
馬國にありといふ

牧尚春書状写

「鳥張鑑」所収馬文書

湖南大学附属图书馆研究室 第四輯

態合啓上候、當時宗景被加説の儀者、我等式迄大慶
此事候、當表之儀者略國之竟期、伯備中境無異儀

申付候事、可御心安候、就中魯井應介去秋此表被取
退候、隱州為卜所候、但州任身候、此節目豈州至防

長御進矣候者以其鑒靈伯之儀可及漢分三候、為其

重而是使者之同前、御助言專用存候、仍親一面令進

入候、誠表經志計候、尚永々可申述候、恐々謹言

十二月十一日 村上中務小輔殿

尚春 花押影

牧兵庫助殿 まいる御宿所

まいる御宿所

村上武吉書状 (切札) 石見牧家文書

『弘島大學文學部紀要』第五卷第十一號

三月十一日 はるかに於向後期不可存心疏候、仍確毛門人被懲御意候、遠

三月十一日之貴札到着、令拝見候、如仰近年宗景別
面談候、然處、芸州不處之存分共候事、及降福候、
其表誠國之御付候事、備作無異儀之由候、本望候、
此口之儀も随分相支候、乍恐可御心安候、就中魯

井應介方、頃但州御在身之由候、車要三存候、豐州

御行御延緩故、諸國之行不相候候、雖然、旁御實信
無二之首尾候者、各司為勝利事、覺前之儀候、仍現
一面送給候、遼遠之御懇志云、爰元之珍器云、自愛

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

卯月八日 牧兵庫助殿 御返報

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

卯月八日 武吉 (花押)

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

卯月八日 牧兵庫助殿 御返報

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

卯月八日 牧兵庫助殿 御返報

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

卯月八日 牧兵庫助殿 御返報

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

卯月八日 牧兵庫助殿 まいる御宿所

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

卯月八日 牧兵庫助殿 まいる御宿所

言

方御懇志之至要人候、何様自定可遠御礼之趣、猶御
使者江中述候、恐々謹言

五月十四日 牧兵庫助殿 まいる御報

志峯 (花押)

原田可喜書狀 (切札) 石見牧家文書

『弘島大學文學部紀要』第五卷第十一號

原田隱岐入道

牧兵庫助殿 御返報

可真

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

五月廿五日 牧兵庫助殿 御返報

可真 (花押)

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

五月廿五日 牧兵庫助殿 御返報

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

五月廿五日 牧兵庫助殿 佐伯

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

五月廿五日 牧兵庫助殿 宗鑑

○次の封紙は本書状のものか。

不候、猶期万吉合省路候、恐々謹言

浦上左京入道

牧兵庫助殿 御報 宗鉄 一

去春從宗麟被用直書候之處 今度尼子勝人 以使者

被仰越候、就其御伝書之趣具申候聞、祝着之段直被

申候、仍が私後記一面被仰越候、遠方ノ御傳情長

存候、一入贊目候、秘藏此事候、猶恐可申入候、可

得御意候、恐々謹言

八月一日

牧兵庫助殿 御報

宗鉄 (花押)

牧兵庫助殿

宗鉄 (花押)

牧兵庫助殿

宗鉄 (花押)

牧兵庫助殿

宗鉄 (花押)

浦上左京入道

宗鉄 (花押)

大友宗麟書状 (印紙) 石見牧家文書

「弘島大學文系部記要」第五卷第5号

出勢為案内者、善留候、湯浅方計波羅上候、定而

彼に可申候、恐惶謹言

三月廿日

牧兵庫助殿 参御宿所

鐵信 (花押)

去秋榮一輪候之處、想示給候、令喜悅候、分國中無

残所任案中、防長之行相准半候之案、其妻之儀 弥

馳走肝要候、恐々謹言

二月八日

宗鉄 (花押)

作陽誌 真島郡留錄 高田硯

「新井作陽誌」三

高田硯 著以作州草物馳名天下、出於高田硯、王侯縉紳而下追翰人、墨客、爭覲索之、古硯

名製珍藏于良家者多、是斯石豈非我邦端獻、邪然真偽相附研工琢、他著、名高田硯、雖本

州之匠、尚取礪中石、賈之、比真甚矣、真者石色多若黑漆澤、堅密、扣之音清越而以好墨

一、倍覺其良、与被就石峰芒多尽墨無声者上固不同、本神庭山山口之石脈既繁足、竹原村卒波多山尚多、有司封「固石坑」、隨用取之、又見「神庭源流中」有レ石、類似「良質」、但攝勢無聲不、得揚之之

志賀義信書状 (印紙) 石見牧家文書

浦上左京入道

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

志賀義信書状 (印紙) 石見牧家文書

浦上左京入道

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

元龜二年 (一五七一)

牧尚譽、豐後大友氏から書狀を受ける

牧兵庫助殿

無信

志賀義信書状 (印紙) 石見牧家文書

浦上左京入道

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

宗鉄 (花押)

參御宿所

一

罷下候切、種々御學之良、與入存候、被仰下候過

具合坡鑿、一殿承へ以直書被申入候、拙者防長へ之

兩太郎左衛門財書状令進奉候、然者御戻方之儀者、

春二十貫御進奉候て、殘所之儀、秋早速三御収納肝

要之由、能々自找等可申達之由候、可被成其御心得

維ト戰フ、敵追松、討取首十五六、直三入城ス、其後敵將王軍監物・真木勘兵衛城ヲ攻、戰數刻、二及フ、春經達三玉串ト鎗ヲ合セ討取申候處、敵勢弱リ鎗ト引、又引返ス敵討取コト數々、春櫻ヲ植ス、草茫々トシテ香川ノ鎗場トテ一町四方泰シ

三浦貞広、高田城に入るといふ

作州高田城主
下村教養書

〔久世町史〕資料編 第一卷

然レ共牧ハきりぬけ、備中ニ居ル貞久之御子貞広、名ヲオ五郎殿ト申ラ取立、元龜元年七月ニ先づ篤向ヲ切取、同年十月ニ高田つぶさ山ヲ賣大金戦仕、取候而則貞広ヲ入

(中略)

永禄三年・元龜元年(一五七〇)
豊後の太友宗綱、牧尚春に尼子・浦上両氏との謀合
が重要となる

大友宗綱書状(印紙) 石目教養文書

〔印紙〕
『広島大学文学部紀要』第五五卷第6号

其表之堅固之才曾無緩之趣示給候、喜悦候、勝久、浦上達江守被申候、亦可被勵馳走事肝要候、猶恐浦上

左京入道可申候、恐々謹言

卯月四日

牧兵庫助殿

(印紙)
宗綱(花押)

浦上宗綱書状(印紙)

石見牧家文書

本段出張 牧河内 同或千石取
三丸 草加節平内 同式百石取
おくび 江川炊助 同三百石取

松之段上 牧道市

同式百石取

松ヶ段 牧藤左衛門

同五百石取

西下丸 牧大膳

同式百石取

水ノ手 福富久右衛門

同式百石取

同下 笠原善輔

同百石取

同向 石井与平

同百石取

小屋ノ段 牧兵庫

式千石取

上町 浜口平次郎

三百石取

同 江口小四郎

百石取

同 牧津季之丞

五百石取

牧兵庫助殿 御報

宗綱(花押)

- 37 -

浦上宗綱書状(印紙) 石見牧家文書

〔印紙〕
『広島大学文学部紀要』第五五卷第6号

浦上左近入道 牧兵庫助殿 宗綱

從貞広、宗綱江御音問之趣申聞候、殊尚尊御懇意、是又況着之段、直被申候之条、珍重候、其妻之事、勝久、宗綱波仰歎、弥望固之御才兼肝要之段、能々可申旨候、下目渡口之事者、可御心安候、防長之行等之儀、不可有余儀候由、相心得可申由候、猶期來音之時候、恐々謹言

卯月五日

宗綱(花押)

牧兵庫助殿 御報

宗綱(花押)

牧尚春、豊後の太友氏に穢を送る

大友宗綱書状(印紙) 石目教養文書

〔印紙〕
『広島大学文学部紀要』第五五卷第6号

牧兵庫助殿 宗綱

先書如申候其妻之儀、勝久一意之由候、尤肝要候、

每事此節可被勵馳走事事一候、必以義脚重々可申候、仍覩一頭送候、達江之懇志祝着候、自是可遂礼儀

之趣、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言

八月二日

牧兵庫助殿

宗綱(花押)

〔印紙〕
石見牧家文書

〔印紙〕
『広島大学文学部紀要』第五五卷第6号

シ当国高田ノ城ニ香川美作守・長左衛門大夫
ヲ去年ヨリ入置タリシヲ攻ントテ取囲ミ日々追々無

止

安西軍策 漢書四 美作高田城攻事

『豊臣重功略記』第二編 通鑑

同年七月、美作ノ國高田城ニハ牛尾太郎左衛門・足

立十兵衛・國衛延岐守先年ヨリ入置ケレ共、當國三

浦ノ一族動レハ城ヲ落サントス、然間城中小勢ニシ

テ難守、大将一人被寵宣カブントテ、去年七月香川

左衛門附ラ美作守ニ成、嫡子ヲ左衛門尉ニ被成、高

田ノ城ニ被委寵、去程ニ當國ノ住人三浦・吉田・市

等、宇喜田二加勢ヲ乞ハ長船紀伊守・岡信謹守・

沼木新右衛門四千余騎兼守当國へ出張ス、芦田五

郎太郎ハ幼少ノ故父同民部大輔三百五騎、植野勘

兵衛三百騎、玉串監物二八百差前傳別勢ヲ後詔ト

シテ日々城下ニ備ケル、城中ニハ野熊入道等尼子ニ

志アリケレハ兵張藏ヲ放火ノ敵陣へ逃入程ニ城中難

堪ソ見ケル、香川兵部大輔九州ヨリ上り益州ヨリ家

人八十人ヲ引率シ兵過タ入ケルニ敵打留ントシケ

レ共退却々々無難城ヘソ入ニケル、又佐佐七郎次郎

ト云大剛ノ者心愛リシケルヲ討手ノ者ト干見余シテ

穆経ケルヲ兵部自身討ス、敵はヲ聞テ同十月五日

高田ノ籠ヘ押寄放火シ城兵懸懸ト待カケタルフ、牛

尾・足立打出敵六人討取ケリ、香川郎等大乃美・材

間・同名宗右衛門モ旗下二討死ス、城中ヨリ入江与

三兵衛・邊藤左京・香川左衛門尉・同兵部大輔統テ

點出レトモ、敵早引退、香川郎等三老道驕敵一人切

伏・頭ヲ捕、同六日互ニ伏兵ヲ設置テ欺ントシケル

カ・寄手、城兵ノ伏を知伏兵ノ真中へ切懸ル、牛尾・

足立尋縫ノ勢ニテ起シ合切結ケレ共、猛勢ニ突立ラ

レケルヲ見ズ、城中ヨリ吾モモト馳下ス、玉串・

植野兼テ工ミシ事ナレハ弱々ト引退フ、城兵追懸ケ

レハ相因ノ太鼓ヲ打三所ノ伏兵ヲ起シテ一度ニ四方

ヨリ突攻ケレハ城兵散々ニ敗軍ス、敵頗追懸レハ牛

尾・足立幾度モ引退トモ三千余騎ノ大敵ナレハ無力

引退香川右衛門大夫ハ討死シテ味方ヲ助ケント留留

多ノ敵ヲ突伏終其ニテ討死ス、其外返シ合せ防ケレ

共既ニ城へ乗入ント見ケレハ大将作門ヲ開キ討出

レハ嫡子左衛門尉ハ早山八分下ニシタリ、一勇兵部

大輔ハ宗像三郎左衛門ト云郎等相眞シ御中ニ打出ケ

ルカ多勢ニ突立レテ引退、爰ニ一村薄ノ枯立前ニ迫

田ノ有ケルヲ究竟ノ處ナリト追殺致フ待カケタリ、

レハ嫡子左衛門尉ハ早山八分下ニシタリ、一勇兵部

大輔ハ宗像三郎左衛門ト云郎等相眞シ御中ニ打出ケ

ルカ多勢ニ突立レテ引退、爰ニ一村薄ノ枯立前ニ迫

田ノ有ケルヲ究竟ノ處ナリト追殺致フ待カケタリ、

一尼子降參ノ後、牛尾大郎左衛門・安達十兵衛・

國衛延岐守・美作ノ高田城ニ候處、芦田五郎太郎

其外三浦ノ一族共貴侯ニ付、堪ナリ難クヨシ

頻々申ニ付、光景井ニ世位伝承ヲ指向フレ、敵

數多打敗、三浦ノ一族ヲ貴亡シ、御利運ニ相成

候

一其後高田ノ城ニ、光景父子其外一族數多差置レ

候、玉串監物・真木勘兵衛等攻メ、伏勢ヲ置

城外ニ欺出シ敵ヒ、大崩ニ相成フ、城中ヨリ光

景父子大門ヲ出テ、敵ヲ討取追私ヒ、利運ニ相成

春経 兵部太輔

(中略)

一其後父光景、作益高田ノ城ニテ難儀ニ及ヒ、浪

滅既ニ通ヌト聞ヘ、急ニ春経モ赴クヘシト、

元春公ヨリ下知ヲ蒙リ、八木・仁保島ノ残兵百

八十騎ヲ具シテ高田ニ趣ク、路ニテ伏兵出

山上ニ走リ上り見ケルカ亦歎ハ引タリト云ニコソ城

中ノ兵安堵ノ思ラ成ニケリ、其后敵モセサリケリ、

終ニハ牛尾戴前ト謀シ合三浦ノ一族悉ド果ケリ、又

玉串力附レタル所ヲハ里人香川力鎧場トテ慶ニモセ

ス薄生茂、今ニ在トソ間エシ

香川家重功略記 高家家中井寺社文書一

『大日本古史』第十編之二

光景 美作守

(中略)

一尼子降參ノ後、牛尾大郎左衛門・安達十兵衛・

國衛延岐守・美作ノ高田城ニ候處、芦田五郎太郎

其外三浦ノ一族共貴侯ニ付、堪ナリ難クヨシ

頻々申ニ付、光景井ニ世位伝承ヲ指向フレ、敵

數多打敗、三浦ノ一族ヲ貴亡シ、御利運ニ相成

候

一其後高田ノ城ニ、光景父子其外一族數多差置レ

候、玉串監物・真木勘兵衛等攻メ、伏勢ヲ置

城外ニ欺出シ敵ヒ、大崩ニ相成フ、城中ヨリ光

景父子大門ヲ出テ、敵ヲ討取追私ヒ、利運ニ相成

候

一其後父光景、作益高田ノ城ニテ難儀ニ及ヒ、浪

滅既ニ通ヌト聞ヘ、急ニ春経モ赴クヘシト、

元春公ヨリ下知ヲ蒙リ、八木・仁保島ノ残兵百

八十騎ヲ具シテ高田ニ趣ク、路ニテ伏兵出

レ及追引退ケリ、又モヤ寄ント得處ニ品川市右衛門

被御馳走之由候、誠御入魂之候、更不及言語候、

其表任存分候者、一應可申候、委細先事申候、以

其儀御内衆被相異、堅國御宣告肝要候、賴入候、猶

重慶期吉事候、恐々謹言

七月廿一日

安立十兵衛尉殿

元就 (花押影)

今度作州表諸平人乱入付市、貴賤預御入魂候、祝着
候、殊御方事、高田在城候而別而馳走之由、御粉
骨不浅段、太慶候、仍於其表一所可進呈之候、

長・藏田与三右衛門尉可申候、恐々謹言

八月廿日

元就 (花押)

安達十兵衛尉殿

高実 (花押影)

○「古川家井寺社文書」では社紙を「主之書」とし、
「安達三右衛門」に「安達十兵衛殿」とあるとする。

進之候

原太郎左衛門尉殿

元就 (花押)

森脇覺書

九州御陳之事

〔祇園別中國史料〕

○「古川家井寺社文書」では社紙を「平切」とする。

進之候

進之候

元就 (花押)

藏田元貞・香川光景退廻起請文字

香川家文書

「山口県史」史料編 中世2

今度爰許御攝城、別御馳走被御粉骨之段無比類、

殊更御息御女中之儀俄不慮之儀付而

龍、一篇被差切無二之御覺悟不浅、然上者乍勿識、

於此方少及延申儀有間數候、若於偽者、

日本國中大小神祇、八幡大菩薩・天満大自在天神、

殊歎島大明神可御御體者也、仍神文如件

永祿十六年

香川美作守

光景 (花押影)

七月廿一日

香川美作守

光景 (花押影)

藏田与三右衛門尉

元就 (花押影)

安立十兵衛尉殿

元就 (花押影)

○「古川家井寺社文書」は八十日付で、社紙を「武

白紙牛頭天王、花押」とし、花押部分に「面押」とある。

白紙牛頭天王と、花押部分に「面押」とある。

永祿十六年

香川美作守

光景 (花押影)

毛利元就・同禪元連署書状

備中原家文書

八月廿一日

安西軍策

卷第四

雲伯近国傳馬尼事付翁石兵多船附事

〔改生金鑑〕第七面 通鑑

尼子勝久雲州二入シヨリ以来、城ヲ掠取事十五城、

其勢六千余騎三及タリ、赤松力牛人馳集テ伯耆國若

倉ノ攻取、又美作ノ音田・三浦・市力一族モ一味

毛利元就・同達元連署書状写 (切紙) 香川家文書

牧曾兵衛討取

就今度高田表之儀申付、各被申談悉被討候、殊御方分捕一所衆等粉骨之次第、祝着千万候、何様追々可合申候、先聞懸三申計候、此由宇山方へも可被相心得候、謹言

一月廿六日
〔元就〕
元就 (花押影)
元就 (花押影)

安達 (兵衛討取)

○吉川家申井寺社文書で封紙を「平切」とする。

十月初三日

毛利元就・輝元連署書状写
〔元就〕
元就 (花押影)

毛利元就・輝元連署書状写
〔元就〕
元就 (花押影)

注連大夫殿

長就連 (花押)

毛利元就・同達元連署書状 (切紙) 香川家文書

〔山口県史〕 史料編 中世2

就今度高田表之事申付儀、別面令心遣、悉約果之候、寔以悦人候、殊其方手江數聲討捕之由、感悅之至候、

一所衆中歷々被弑之由候、粉骨之段祝着候、能々可申聞事肝要候、謹言

一月廿六日
〔元就〕
元就 (花押影)

注連大夫殿

美作岡諸家連署記 大庭郡久世村牧家

七月初一日

小川右衛門兵衛討取
〔元就〕
元就 (花押影)

〔久世町史〕 資料編 第一卷

毛利元就・同達元連署書状 (切紙) 香川家文書

○吉川家申井寺社文書では封紙を「平切」とする。

作州高田城主竟書
〔元就〕
元就 (花押影)

今度金田源左衛門尉歎心之處、不組彼衆中、到此方罷退之候、誠神妙候、為其忠儀、月田領領分之内、也、仍狀如件

水禄十一年二月十九日二荒州衆、長・川・志・人三人
たはかり貞守ニ腹ヲきらせ申候

六月八日

貞広

毛利元就・同達元連署書状 (切紙) 香川家文書

長就連・香川光景、注連大夫・高田領の討取を安堵する

作州高田城主竟書 下岩牧文書

〔久世町史〕 資料編 第一卷

毛利元就・同達元連署書状 (切紙) 香川家文書

〔山口県史〕 史料編 中世2

長就連・香川光景、注連大夫・高田領の討取を安堵する
作州西郡之社役、自前々其方存知之儀候哉、就其被申之通報知候、左候聞、高田領之内当座ノ我等裁判之在所之儀、於両人者不可有余儀候、恐々謹言

〔高野神社の文化財〕
〔山口県史〕 資料編 第一卷

然レ共牧へきりぬけ、佛中二居ル貞久之御子貞広、名ヲ才五郎殿ト申ラ取立、元龜元年七月、先づ簽向ヲ切取

毛利元就・同達元連署書状 (切紙) 香川家文書

美作守人衆、尼子氏を支援して蜂起、浦上宗景の合

力で高田城を攻める

〔山口県史〕 史料編 中世2

毛利元就・同達元連署書状 (切紙) 香川家文書

總申候、某元之事、各豪國之覺悟誠大慶之至候、粉

骨之段無申計候、仍需伯念割付而在所邊相破之由牒

氣口惜候、此節其妻之儀以聽足相拘候者、静謐之上二て一所可進之候、弥忠義肝要候、尚香川美作守可申候、恐々謹言

七月廿一日

〔元就〕
元就 (花押影)

安達 (兵衛討取)

進之候

〔久世町史〕 資料編 第一卷

毛利元就・同達元連署書状 (切紙) 香川家文書

追申候、其妻之儀御人數普請已下、不準自余別而

為替知と有岡弥兵衛分まいらせられ候、於此儀

一
出入有間鋪候、弥三面奉公肝要候、恐々謹言

草平

六月廿六日

河元
貞吉判

宗左衛門尉

貞秀判

松井又左衛門殿

○次掲の件は年次詳であるが、しばらぐことに取める。

三浦貞広書立

船津家文書

『久世町史』資料編 第一卷

有岡弥兵衛分之儀、田志野無之候ハ、牧原か又者
何れ三て成共見合候而可遣候、委ハ草平申渡候、恐々
謹言

三月十五日

貞広判

松井又左衛門殿

高田衆が目木村の神森、次いで篠向城下で岩屋衆と
戰つ
三浦貞広感状写 美作国語文感状記 大庭郡久世村中山
家所持

『久世町史』資料編 第一卷

今度神森合戦之砌、入江主計頭被討候事、高名就
無比類、太刀一腰送候、弥可被抽忠者也、仍感狀

如件

永禄十年

牧兵庫助

八月吉日

尚春(花押)

以上
隆景公御判

安立十兵衛殿

(花押)

進之候

永禄十年七月廿六日 貞広

貞元

○本文並は檢討を要する

牧尚春書状写 美作国語文感状記 大庭郡村美甘十郎

並諸侯宮等、長五郎三人所持

牧左馬助覺書 第一卷 美作国語文感状記 大庭郡村
牧左衛門所持

『久世町史』資料編 第二卷

御うしノ數折、御左右承本翼候、殊ニ博代拾定

送給祝着申候、仍而存分之事承候、我等事少も不可

有等閑候、委曲宗蔵^{宗蔵}申候間、具ニ可有御物語候、

恐々謹言

八月三日

美甘御宿所

○年次詳であるが、しばらぐことに取める。

牧尚判

牧尚春、太河原貞尚の所領書立に加判し美甘氏に与
える
太河原貞尚・牧尚春所領書立(感應) 美甘文書

『岡山県史』家わけ古跡

永禄一年(一五六八)

三浦衆等、小早川勢に討たれる。三浦貞広の祖父貞

守(盛)も自刃するという

小早川隆景書立 吉川家中井寺社文書四

『大日本史』第十一編之二

横
今度三浦衆、其外逆意之輩、被討候、御心仕推察
候、頓相譲者本望候、時儀亦可承候、恐々謹言

二月廿六日

小早川

之業、郡鄉共免 繁壤之賦、仍租礼如レ件
于時永祿九年丙寅五月十八日沙門宝月房書

永祿九年
九月七日

貞判

上之城下二町、首式ツ村取申、右同人より感狀給
候事

三浦貞広、浦上宗景の計らいで所領支配を継続し、
齋藤親実から配慮の誓約を受ける

齋藤親実 誓文 (印紙) 石見松栄文書

高田御子家 (印紙) 【弘島大学系学部蔵】第五五番目付第一
宗景接待御意、御請之由可然存候、
就夫吾等式事、貴御御近ノ儀候条、彼御遣退之儀、

隨分無如在分才之可致氣運候、若比此於爲者、日本
國中大小之神祇、殊二者當因二社、八幡大菩薩・天

満天神、愛宕大仙可御御請候、仍神文如件
閏八月廿五日

萬葉 (花押)

牧左馬助參 (印紙) 齋藤文泰丸

親美 (印紙)

牧兵 (印紙)

助殿參 (印紙)

一

三浦貞広、山内表など諸侯自に出陣する

三浦貞広力感状写 美作国諸家感状記 大庭郡社村 美
甘平・鹿井 等弟長義・長・長三人所持

【久世町史】資料編 第一卷

愛許就道間、種々想之或神妙三候、然考百取候候
付而考諸分忠儀司仕之由申候間、為紹知、社村之内

寺社領頒給候候、相残而四分一分可當二候、弥忠
儀可致者也、仍如件

一 同歲 作州岩屋・高田取合之時、大庭郡社村萬の
一 同歲 作州岩屋・高田取合之時、大庭郡社村萬の

三浦貞広感状 (印紙) 美作美甘文書
【岡山県史】家わけ止料

今度山内表兩度動申候處、案内者仕、如存分之申
付、神妙候、欲我氣遣、所々無異儀可申付事肝要候
也、仍感狀如件

扶月廿四日

美甘助右衛門助殿 (印紙) 貞 (花押)

去七日、久田表朝懸申付候處、坂手藤次郎・三輝付仕
之由、每度心懸神妙候、亦可抽思儀者也、仍感狀

件 (印紙)

十一年九月
美甘助右衛門助殿 (印紙) 貞 (花押)

去七日、久田表朝懸申付候處、坂手藤次郎・三輝付仕
之由、每度心懸神妙候、亦可抽思儀者也、仍感狀

件 (印紙)

十一月九日
貞 (花押)

去七日、久田表朝懸申付候處、坂手藤次郎・三輝付仕
之由、每度心懸神妙候、亦可抽思儀者也、仍感狀

件 (印紙)

牧左馬助參 (印紙) 一

三浦貞広、山内表など諸侯自に出陣する

三浦貞広力感状写 美作国諸家感状記 大庭郡社村 美
甘平・鹿井 等弟長義・長・長三人所持

【久世町史】資料編 第一卷

一 同歲 作州岩屋・高田取合之時、大庭郡社村萬の

三浦貞広、開所とした金田・舟津氏等の所領を松井
氏等に宛行

三浦貞広 感状 (印紙) 石見松栄文書
【弘島大学系学部蔵】第五五番目付第一
長田之内金田与氏衡分領原扶持仕候、然ハ長田與士
居分之由候、于今達々候、金田慶介分の爲替地可達
候、此由山浦・入沢所司申遣候、何かと申候共、堅
可令異見候、恐々謹言

五月十日

貞 (花押)

一 (印紙) 牧兵進之候 (印紙) 貞 (花押)

去七日、久田表朝懸申付候處、坂手藤次郎・三輝付仕
之由、每度心懸神妙候、亦可抽思儀者也、仍感狀

件 (印紙)

十一月九日
貞 (花押)

去七日、久田表朝懸申付候處、坂手藤次郎・三輝付仕
之由、每度心懸神妙候、亦可抽思儀者也、仍感狀

件 (印紙)

三浦貞広知行宛行状写 船津文書
【久世町史】資料編 第一卷

舟津与三兵衛分之儀内々望之由候条、我等本意以上、
其方身体三可分候、少許不可有相違者也

六月十九日

貞 (花押)

河元貞秀・草加郡貞吉連署状写 船津文書
【久世町史】資料編 第一卷

今度舟津与三兵衛分之 (印紙) 一進之候、山内・又さ
とにてハ一色少もふけなし三相調申候、廿五名之内

三浦貞広、高田城を回復する。どう

作州高田城主寄書

下野牧文書

右貞勝腹ヲ御切候時、牧一と三浦貞守ヲ取立、永

禄九年九月ニ高田つぶさ山へ直申候、右貞勝ニ

も貞広ニも祖父ニテ候

三浦氏、浦上宗景による三星表攻撃の軍勢逼促に応じる

浦上宗景書状
美作国諸侯威武記 久米南条郡下神日

村 朝佐門所持

久我町史 資料編 第一卷

御折紙見本草之至候、如仰此度者就三星表御之儀、
御人數之儀申入候處、歷々被指出專化候、年内ハ無
余日之策、至明春ハ早々可單行覺悟之候、其節猶以
被合情者可為祝着候、委細岡木所可申候矣、不具
候、恐々謹言

十一月十一日
(正月十一日)

宗景

三浦貞
(正月十一日)
御返報

二月廿日
(正月十二日)

義久
(正月十二日)
(花押)

牧兵庫助殿

室月房勧進帳写

作風誌 真島郡寺院部 喜宗宗 神村

永禄九年(一五六六) 牧尚春、合戦に先立ち美甘氏より奥心なき旨の誓紙
を受ける

牧尚春書状
(正月)
美作美甘文書

岡山縣立家作行史料

芳身向後達、別心有間敷之由候て、宝印鑄、血判被
申事可然候、此上以御取合不被油○存候間、可御
心安候、為後之口筆、如件

一月□日 美助右衛門尉殿 尚春(花押)

○當時の状況からみて、ひとまずここに置く。

尼子義久、高田衆の寺社建立に私領内の段錢を免除する

尼子義久書状
(正月)
石見坂家文書

「弘長大学文学部紀要」第五卷第5号

一 牧兵庫助殿 義久 一

(應引)

其契約之地之内、寺社可有建立之由、得其意候、
并私領分反錢之事、承候矣、令免許候、何及於向後、
期不可有相違候、恐々謹言

二月廿日
(正月十二日)

義久
(花押)

高田城主平朝邑三浦賀河守貞連付沙門、投財童、
御堂造営速成也、永禄七年甲子七月十九日不団火
災、又起而一時成灰燼、參照山普賢寺新堂創立五月
房、依愚昔傳、奉押大慈悲願、其時分野言
語斷也、故雖走東西、覓祐功、往還南北、
勸奉加、凡諸佑應難無勝劣、誰不レ致誠於
比尊、耶鐵木不渝、大小、網布不嫌尺寸、
徽善成弘道、小因惑大果、實以真細奉加、將
遂周備莊嚴、若然茲有結縁道俗開現世安穩之榮花
一、合力資賤、登後生善所之名運、國家久长平均

請令蒙十万機那助成造立美作國真島郡津林寺
本堂状

當山開闢和銅二年之比、里民亦次、亦三兄弟第者入

此山逐獻、忽有「金色光」、怪而見之、千手尊像
儼然、兄弟感淚流、肝立、發菩提心、其法名曰

日山・日心、然建二字章堂、安天慈大悲尊像、
其後經四百八十余星霜、入唐沙門圓覺、以從

大所、所求得之仏舍利、為「當等開山」、恭遠後
白河法皇敕聞、御志甚重、刺寄「田代」、今神毛是

也、在日名村、從舊為御新廟所、弘閣僧坊双寶、
茲前右大將源賴朝、仰此尊靈、而當國西六郡十七

鄉之人民等持公物、每年不易之舍利會令執行、
舉、應仁丁亥歲、郡内凶惡之族、於弘閣有干戈

之角、其後衆懈憊力、難營、修造、然如文龜之比、
高田城主平朝邑三浦賀河守貞連付沙門、投財童、

御堂造営速成也、永禄七年甲子七月十九日不団火

永禄八年（一五六五）

三浦氏の密臣、舟津と三兵衛が讒言により自刃する
という

舟津先祖之系図 船津家文書

『久世町史』 資料編 第一卷

支蕃 真政
采女 貞次
左近 貞吉
源太 貞家
彈正左衛門貞政

作州真島郡高田大津□□主、從 三浦

貞宗公、貞國公御代迄代々家老、知行五

十名之内、下屋組村、長六十間、横三

十七八間、東・南・西之三方三拾武間、

高サ四五尺ノ築地、北八高岸、南面之門、

半分より西へより石之雁木口、丑寅之

方にお方屋鋪あり、彈正左衛門母ハ遠江

守公之妹、享禄元年六月十五日七十八二

而死去、則下屋組村に舟津八幡と號

六月十五日、九月十五日村中祭礼仕候

舟津与三兵衛貞家

享禄元年より永禄八年迄、右本知之内廿

五年為跡目ト被下之、永禄八年七月九日

二歳書二付切腹、五十載ニテ死、法名紅

月奈田、内方法名ハ春岸妙心、三月廿一

祠祭之

舟津与水郎貞平

永禄八年武藏之時母家來藤井孫平ヲ召

連、伯筋おがも藤井勢三郎方へ立のき申

候、父与三兵衛跡式ハ、從 三浦次郎貞

広公松井又左衛門へ被遣候由承候、おか

も二面輝火ニ達、感狀・折紙數通燒失申

候、夫より天正十年二作州久世村へ帰参

致住居入、寛永元年十月十三日、五十九

才二面死ス、法名慈應道休与号、内方同

十四年九月廿五日七十四才二面死ス、法

名藏身妙通寺申候

（後略）

作陽院 真島郡山川郡 高田庄 大妻城 三浦氏十二世

家系 三浦貞久子

『新訂作陽院』三

立原久綱・森脇久貞・牛尾圭清遺書

日枝空書

『正島公学・立原久綱』第五卷第十一

今度被任本意候者、先年晴久契約之地、必可進之旨

候、若相違之儀候者、東郡之内大原・新野、為替地

北賀茂可宛行之由候、以上所二一方考、是非

可御知行候。

委細福久江申渡候、恐々謹言

永禄八年

（付）
幸清（花押）

久貞（花押）

久綱（花押）

○本書は備中國の地誌で、享保一年（一七一七）成立。

〔新訂作風説〕三

桃寿丸 永禄八年乱牧曾兵衛共「貞勝の妻子」、通于「備前國」、貞勝已卒、宇喜多直家以「其妻新尊才色絶倫」、強而納之撫「貞兒」、為「己子」、歲余生「男房家」、直家寵幸益甚。

○〔作州高田城主〕に桃寿丸のことは見えない。

三浦貞勝銘

新見市立屋井原子達所住

〔新見市史〕通志編上

〔右面〕于時草保十九甲酉月造立之

作州高田城主三浦貞勝

〔正面〕妙法文鶴院空順六居士

十一月十五日

〔裏面〕備中阿賀郡井原村

本願施主 石田佐五郎貞正

井 蓬草里村井入野

虎食記 願度度記三

〔古御譜書成〕第三輯

岡山藩士渡辺道因泰公書

医師家譜

岡山藩士諸家譜五音書

第三卷

〔古御譜書成〕第一輯

岡山藩士諸家譜五音書

第三卷

○この墓碑は自然石で、同地の墓碑を表にあらわすもの。和歌森太郎著「美作の民俗」には高田城主の娘のた直勝が同地「自刃」ととの口承を載せます。

山奥行 葛羅畠山占城 麻生出川 二浦定義城

備中地誌 古都部

岡山県立図書館蔵

有付可申ト申付、下土井村へ参居候処ニ、無間モ
虎倉演レ候故、下土井村ニテ入蟹住百姓ニ成、半

六母ハ三浦能登守娘故、父母先祖橘成筋目壹所持
仕、殊ニ母方ノ守神玉藻明神ヲ尊行イタシ下土井

村龍在候、本名ハ福島三テ、然共御尋ノ時分子居
ト一所ノ書上、福島ノ系図ハ書上不申候

七年序。

○本書は備中國の地誌で、宝曆三年（一七五三）自序、同

医師家譜

第三卷

岡山藩士渡辺道因泰公書

医師家譜

岡山藩士諸家譜五音書

第三卷

医師渡辺道因

医師家譜

岡山藩士諸家譜五音書

第三卷

九月二日

誠明
花押

中庭四郎兵衛殿

まいる

永禄七年（一五六四）

尼子義久、倉敷江見氏を通じ、高田衆の働き次第で

三浦道祖五郎（才五郎、貞広）の帰國を認めるにす
る

就道祖五郎殿御進軒之儀、御懇意得其意候、達
分義へ申理、被成御上国儀禮、氣運可仕候、以相調
上、向後互入魂可被申、此段偽々日本國中大小神
祇、八幡大菩薩・天満天神、殊者氏神可蒙御祀者也、
仍請文狀如件

田中信濃守

卯月五日
花押

誠一（花押）
井上右兵衛尉

誠清（花押）
森田大藏丞

尚盛（花押）
森田大藏丞

野口与一（兵衛尉）

誠次（花押）
小坂田但馬守

資勝（花押）
江見伊豆守

久賀（花押）
連署

眞勝（号孫九郎、後改遠江守）（中略）歲二十
二、法名稱名院殿真月宗金

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大経山城 三浦氏十三世家
系 二浦勝

眞勝 真島郡寺院部 真景宗 神村山林寺

新訂作陽誌 三

上人塚 在本堂東、關山山峯上人塚也、一說永祿
八年高田城主三浦貞勝塚兼田坂、神林寺上人者
貞勝弟也、以其負武威兼田常勝之、至此即令
一平中山三郎兵衛者（續之）是其墓也、未詳

執事也、又去本堂西十町有首冢、寺僧嘗
張表於加那女岐山、與篠山城主相戰、縛徒
死者百余級、瘞首冢於此因名首冢

○封紙は東大寺書院家切手本を補つた。
江見久資他五名連署請文（花押）石見牧家文書
後、宇喜多直家に迎えられその室となるという

『弘治五年奉書通鑑』第五卷第三回

作州高田城主掌書

下山義文書

『久世町史』官印集 第一卷

水祿六年十一月ニ金田ハ二浦ノヒクハニテ候へ共、
心替り致し備中松山ノ家子カトムネオハ、貞勝ニ腹
ヲ切らせ申候、其時、備前中納言殿御代節大方八貞
勝御代ニテ候フ、牧右衛門尉引取、其後直家ノ御代

ニ御成候、中納言殿ハ其後ノ御子也

○貞勝の室はのら直家に迎えられたの室云々、秀家生
む。実名は「太古」、「經」、「福・かく」とさされがいざれ
も該り、円融院の跡のみが伝わる。

多くもこれに従ふ。

作州高田城主書 下牧教書

『久世町史』資料編 第一卷

永祿二年二月三浦貞勝元禪賀 大合戰候テ城ヲ

渡シ退申候、其時より三浦貞勝城主也、牧石衛門尉

ヲ河内ニ御なし候

○『作陽記』の三浦氏十二世系圖には、貞勝は「守備
九郎、後改江守」とある。

弘治三年（一五五七）
宇山誠明、西美作の諸社で造立等を行つ

作陽記 真島郡神社部 美甘庄 八幡宮

【新訂作陽記】三

八幡宮 在美甘村、鳥井勝云、八幡宮昌居大權那

勝氏宇山左京充真明、代官一衣助兵衛并内都十郎

右衛門、時弘治三年一月九日

草加郡八幡宮裸礼墨書き銘

真庭源久太田金加部 須佐八幡神社所在

『岡山県金石史』續

○左に地図
金長二尺二寸六分 幅二尺八分 厚五分 刃

現在は所未明である。

先高井久

作陽記 真島郡川部 高田庄 高田川

【新訂作陽記】三

城下有柄淵、高田村横部村界也、其下寺淵、古

有禪利、因名、其下有土礪、長四十一間、其

牧石衛門尉家、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回

弘治四年・永祿元年（一五五八）か

下町許有金淵、金田加賀義死地也、本庄村

大奈留川会于此、其下名下尻、神代川会于此

下町許有金淵、金田加賀義死地也、本庄村

牧石衛門尉家、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回

する。またこの時金田弘久が戦死するといふ

（裏面） 宝語家元志 光連人地正郡宇山右京助勝部誠明本朝平木奉行中門四郎衛之時弘治三年
室士安在神 日供四海水母押光院鐵冶大工清水源氏六郎左衛門之助四郎作

（裏面） 作州西六郡商人間之儀、御昌衛以御本意上可被仰付
后御意候、然者通路等之儀駆走肝要候、恐々謹言
宇山右京光

（裏面） 参建立 当社實質 武道長久 安穩請人快樂

地、其下曰「奈久止瀬」、傳前往還之舟着次焉

弘治三年（一五五七）

宇山誠明、西美作の諸社で造立等を行つ

作陽記 真島郡神社部 美甘庄 八幡宮

【新訂作陽記】三

八幡宮 在美甘村、鳥井勝云、八幡宮昌居大權那

勝氏宇山左京充真明、代官一衣助兵衛并内都十郎

右衛門、時弘治三年一月九日

草加郡八幡宮裸礼墨書き銘

真庭源久太田金加部 須佐八幡神社所在

『岡山県金石史』續

○左に地図
金長二尺二寸六分 幅二尺八分 厚五分 刃

現在は所未明である。

先高井久

作陽記 真島郡川部 高田庄 高田川

【新訂作陽記】三

城下有柄淵、高田村横部村界也、其下寺淵、古

有禪利、因名、其下有土礪、長四十一間、其

牧石衛門尉家、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回

弘治四年・永祿元年（一五五八）か

下町許有金淵、金田加賀義死地也、本庄村

大奈留川会于此、其下名下尻、神代川会于此

下町許有金淵、金田加賀義死地也、本庄村

牧石衛門尉家、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回

する。またこの時金田弘久が戦死するといふ

（裏面） 宝語家元志 光連人地正郡宇山右京助勝部誠明本朝平木奉行中門四郎衛之時弘治三年
室士安在神 日供四海水母押光院鐵冶大工清水源氏六郎左衛門之助四郎作

（裏面） 作州西六郡商人間之儀、御昌衛以御本意上可被仰付
后御意候、然者通路等之儀駆走肝要候、恐々謹言
宇山右京光

（裏面） 参建立 当社實質 武道長久 安穩請人快樂

（裏面） 宝語家元志 光連人地正郡宇山右京助勝部誠明本朝平木奉行中門四郎衛之時弘治三年
室士安在神 日供四海水母押光院鐵冶大工清水源氏六郎左衛門之助四郎作

（裏面） 作州西六郡商人間之儀、御昌衛以御本意上可被仰付
后御意候、然者通路等之儀駆走肝要候、恐々謹言
宇山右京光

（裏面） 参建立 当社實質 武道長久 安穩請人快樂

（裏面） 宝語家元志 光連人地正郡宇山右京助勝部誠明本朝平木奉行中門四郎衛之時弘治三年
室士安在神 日供四海水母押光院鐵冶大工清水源氏六郎左衛門之助四郎作

（裏面） 参建立 当社實質 武道長久 安穩請人快樂

天文二〇年（一五五一）

太河原貞尚、美作に出勢した尼子晴久の先駆けを務める

証知上人日記

天文二十年（一五五一）十月癸未

『石山本願寺日記』下巻

十五日

尼子氏部少輔至美作令出張之間、以直

札・太刀前元田金代・馬代義兼

同子孫四郎、太刀・馬代・梅染三頭遣後、為使備對馬内兵

郎將三郎義宗、太刀・馬代義兼・先覺元吉・光忠元泰、△屋暮七

書・太刀・重慶、上下五貫計・馬代金十両・△

郎將、号芳春軒越後、△尼子式部少輔義宗・足利以直

書・太刀・重慶、△立原郎衛門、太刀・馬代・△深田四郎

左衛門式部少輔、太刀・馬代・△此奥六人義兼・馬代・

金十武兩出之義兼・又自然之用心・三金五両半持之、太刀にも余慶持之、使僧明朝可立分也、此次二

文中断

作州高田城主竟書

下岩佐文書

『久世町史』資料編 第一卷

三番目八貞助トテ岩屋ノ城主

石瓦坂家文書

尼子晴久、三浦才五郎（貞助）の知行を改定する

月田 隅田領

一井原鶴陰領

○同守護の年次の多くは、他守将との比較から一年のずれがあると思われる。よってひととおりに取め、以下の

『弘治五年主掌諸事帳』第五卷第三回

才五郎殿家之儀、今度取扱之法、弓矢八幡、及政賞候

へ、不可有相違候、然上考、牧兵被題目急度其行肝

要候、最神文政長望之由候つれ共、称晴久前為可

申縮、延引儀き、諸知行出入、既ニ加袖判、如所願

調候、此上三牧兵於難済者、恐不可有其曲候、此等

之趣可仰付達候、恐々謹言

十二月十六日

尼子式部少輔

誠久（花押）

十一月廿六日

牛尾遠江守

圭清（花押）

十二月廿一日

大河原貞孫三郎殿

誠久（花押）

十一月廿九日

尼子式部少輔

圭清（花押）

十一月廿九日

牛尾遠江守

圭清（花押）

十一月廿九日

尼子晴久

牛尾遠江守

十一月廿九日

牛尾遠江守

圭清（花押）

十一月廿九日

尼子晴久

牛尾遠江守

右此旨高田衆へ可被仰達候、為向後、晴久袖判被什儀也

十一月廿九日

牛尾遠江守

三浦貞久感狀等 下河内牧家文書

〔久住町史〕 貢籍編 第一卷
系 三浦思近

今度舊部〔番兵衛尉抽粉骨討死候事、忠加無比類候。然考當知行井代官所与力等篤儀以相違。如前々可申付候。当弓矢於開闢者別而可加褒美者也。仍面下知如件

天文十六

十月廿日

牧善松殿

貞久判

天文一七年（一五四八）

三浦貞久、尼子氏との対峙中に病死し、高田城主落去するという

作州高田城主免書 下岩牧文書

〔久住町史〕 貢籍編 牛井耕

天文十三年八月、雲州より尾山飛驒ト云人取出貞久ヲ賣大合戦候處ニ、貞久者鐵城之内ニテ病死致候。其時分より尾山飛驒城主也

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大總山城 三浦氏十二世家
系 三浦貞久

〔新訂作陽誌〕 三

貞久 初号「下野守」、後改「上野介」（中略）、天文十七年九月十六日貞久病死、法名正法院院月江良円（後略）

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大總山城 三浦氏十二世家
系 三浦貞久
〔新訂作陽誌〕 三

貞久 初号「下野守」、後改「上野介」（中略）、天文十七年九月十六日貞久病死、法名正法院院月江良円（後略）

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大總山城 三浦氏十二世家
系 三浦貞久
〔新訂作陽誌〕 三

貞久 初号「下野守」、後改「上野介」（中略）、天文十七年九月十六日貞久病死、法名正法院院月江良円（後略）

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大總山城 三浦氏十二世家

〔新訂作陽誌〕 三

〔新訂作陽誌〕 三

一城主姓名、山高百八間、半腹古道傍邊、山上之水、山南少下名治者凡、居民言、伯州尼子兵陣此、又大斜山西有荷後嶺、備後兵屯聚大斜山、麓有古墳、嘗祭城兵地也。

忠近 号「美濃守」、居「鷹城」、天文年中与「尼子晴久」相戰、軍敗自殺

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 陣山

〔新訂作陽誌〕 三

陣山 在「高田川西」、此山北組村、東横部村、南

本江村、尼子兵方攻「高田城」、陣于此「山上

有屯跡」

○尼子氏の在陣はこの時か、しばらくに収める

作陽誌 真島郡山川部 金原山妙円寺

高田城下の妙円寺が再興されるという

作陽誌 真島郡山川部 金原山妙円寺

天文一三年（一五四四）

尼子久父子等、高田城等を攻めるという

安西軍策　卷第一　尼子久守・高田城等の諸城事

『新訂作陽誌』第三回　通鑑

同年十月初旬、尼子紀伊守・嫡子式部大輔・次男左衛門大夫・備作／城々崎ント・説・晴久則河添義作守・

森脇長門守一人ヲ相加五十余騎・備後ノ國ヘ打越小早川正平力城ヲ圍・正平於豊川、為一揆難被害

家人等嫡子又鶴丸ヲ取立城監護ニ守ケル・貢手干攻

アクミケルカ義捨テ通り、頼子奴田表ヘ隨營シ高野山久代カ人質ヲ捕・同十一月美作ノ國ヘ打越・浦上カ勢ヲ入籠タル高田・猪突・伊王山等三ヶ城ヲ陥

出雲ヘ帰陣シタリ

王子権現社　在上河内西谷村、相云、円融院貳萬

國司依勤勸請福野社於河内庄、所謂本宮、新

宮、「南下ノ河内村」那智村、是也、天文年中三浦貞久寄

附社田、到宇喜多黄門而没絶矣

『新訂作陽誌』三

天文一五年（一五四六）
代官舟津國之、眞明戸村八幡宮を再建する

作陽誌　眞島郡神社部　建部庄　八幡宮

八幡宮　在見明山村、祭神三座、当社及金山権現

社見明山之氏神也、慶應四年、見明戸村八幡宮建立、

文明五年四月十九日、本願平助守、又曰、奉建立

八幡宮　天文十五年十月六日初同十一月十三日成

就、代官舟津新左衛門尉国之

『新訂作陽誌』三
○新左衛門尉の表名、國之は三浦國の偏諱によろむ。

家兵器、鎧甲、刀忠光者出、且者地名、在勝山

羅一

天正一六年（一五四七）

牧曾工衛殿、備中國守部で討死する。三浦貞久、牧

幸松にその跡職を安堵する

『新訂作陽誌』三

天文一六年（一五四七）

牧曾工衛殿、備中國守部で討死する。三浦貞久、牧

幸松にその跡職を安堵する

『新訂作陽誌』三

大雲寺者在高田村、去府七里、開基為教伝、

至・当住玄立・六代

○寺名は天文十五年（一五四六）の開山とされる。

高田城下に大雲寺が開山されるという

作陽誌　真島郡寺院部　真宗　大雲寺

大雲寺者在高田村、去府七里、開基為教伝、

至・当住玄立・六代

○寺名は天文十五年（一五四六）の開山とされる。

天文一四年（一五四五）

三浦貞久、中藏山田・密寺を害興する。また王子・権現社に社田を奪付するという

作陽誌　大庭郡寺院部　天台宗　中藏山田権現

『新訂作陽誌』三
わざり

○本巻は播磨国広峰御師による天文中期前後の権現騒動、「しもいちは」（下場）、「だた」（旦）はそれぞれ高田城下東方の沼瀬原、篠原高地と同域南麓の舌状台地上に遺存地である。後者からは、旦坂方面に伸びる城下町の最盛期が窺われる。

天文一四年（一五四五）

三浦貞久、中藏山田・密寺を害興する。また王子・権現社に社田を奪付するという

作陽誌　大庭郡寺院部　天台宗　中藏山田権現

『新訂作陽誌』三
わざり

○本巻は播磨国広峰御師による天文中期前後の権現騒動、「しもいちは」（下場）、「だた」（旦）はそれぞれ高田城下東方の沼瀬原、篠原高地と同域南麓の舌状台地上に遺存地である。後者からは、旦坂方面に伸びる城下町の最盛期が窺われる。

作陽誌　大庭郡寺院部　河内庄　王子権現社

『新訂作陽誌』三

船山愚斎　在同村、嘗て工忠光者居此、鉄三浦

天正一六年（一五四七）

牧曾工衛殿、備中國守部で討死する。三浦貞久、牧

幸松にその跡職を安堵する

『新訂作陽誌』三

末本名之事諸役免許扶持仕候、弥^二節奉公肝要

□^一也、仍面状如件

□^一也、仍面状如件

天文六

七月朔日

牧曾兵衛尉殿

貞久判

委細申合勝等事候、恐々謹言

六月八日

六月八日

三浦貞久敷差狀写 下河内牧家文書

「久世町史」資料編 第一卷

石井次郎左衛門・同与三郎・同太郎・同助五郎・松

岡縣次、此者共面々往來仕候間、如前述返付候、然

而松岡次兵衛一人事者面々為力可引廻候、此上候

て遠乱仕候者我々存聞敷候案、面々可相計候者出

て遠亂仕候者我々存聞敷候案、面々可相計候者出

被申候、対庄・三村茂有助言之由、令申候、隨

去比村上左京進等同意既一城取説、雲州衆相共

雖出張、既時取説、被通屬之由候、御勝利無比類候

諸守人事、弥御候不可有御油斷候、不及申候、管是

委細申合勝等事候、恐々謹言

赤松左京亮^{（前政）}から^{（正月）}十六日付の事候に分

國事、尼子方へ御口入之趣、云々と候していたとある。

赤松左京亮^{（前政）}から^{（正月）}十六日付の事候に分

國事、尼子方へ御口入之趣、云々と候していたとある。

○次掲文書と削除するものと見えばらくここに收める。

「大綱當日記」の天文九年二月二十七日条によれば、

赤松左京亮^{（前政）}から^{（正月）}十六日付の事候に分

國事、尼子方へ御口入之趣、云々と候していたとある。

天文一〇年（一五四〇）

三浦氏等、美作國へ出勢した尼子氏に敗北する

始候、龍臣同京ノ神左衛門尉 公子様之頭佩子リ、

同助兵衛尉、当所大工井本六郎左衛門尉井都万井

九郎兵衛、惣書匠衆十人、又餘助藤九郎、仮塙

居子塙侯、院主快田敬白、比砌、作州篠尾中村殿

没落、道封八百人、篠田ノ城・蒲殿洋平、大勢被

討罪、アサ井ノエキ殿大勢被討罪、尼子民部様、

如此御高名、同龜井殿・河本殿ナリ

「山家元子山科集」上巻

上方之儀、色々難脱申候へ共、御寺家無事ニ御座

候由申候、千日目出候、御氣遣奉候

一当國事、二ツわがり候て只今取相可必定候、如

何ニ可成行候哉、子細重而可申候、無事ニテ御

公用等奉走申度候、御祈念奉願候、具々以藝文如

申候、於心中願不存如往候、此趣可然様、上々ヘ

預御技露候者可畏入候、特又、若決斷別情可令申

候ヘ共、無指儀候間、不申候、御言伝之由、能々

申候、恐々謹書

申度候、恐々謹書

六月廿三日

国經(花押)

東寺

公文殿

御宿所

新昌國經書状(印紙) 東寺百合文書 ヤ函三九

同前文 家おもひ料

一(黒引)

去八月晦日之御狀、同十七日二到来、拝見申候

仍御請取下給候、目出存候、路次物急候へ共、

かさはや中間五郎、郎と申あき人、只今疎遠候間、

御公用三漆指中桶六ツ武十貫文之分ニ上申候、三

ツ者去年分、三ツ者当年分御請取を給候者目出可

畏入候、宗見之儀無定候、彼詰つき之事、委細

心得申候

一当年者納帳早々上申候處、いた無沙汰申候、去

年分も路次物急ニ而いた不申候、曲事迷惑仕

候、此者舟便急候間、重而以好便通之、不可有

無沙汰候

一京都大乱候處、御寺中無何事無御座候、目出珍重

候

一孫ニ郎子共かたへ、御意之趣申候、畏入候之由

申候、重而以書状、可申之由申候

一年預様へも御報申候、可預備意得候

一國之事今まで考無事候、雖然大略可為物候候、重

而可申候

一尼子方為合力、作州表へ于今立置候、大儀不

及申候

一尼子方(備後山内)へ出陣候、于今在陣候へ候、

年内開闢あるべく候哉、威勢無申計候、恐々謹言

一一月十日

国經(花押)

東寺

公文殿

御宿所

同前文 家おもひ料

一(黒引)

○次の新昌國經書状封紙(印紙、ヤ函三〇)は本文書の

東寺

公文殿

御宿所

一(黒引)

天文二年(一五三七)一月到來

一(黒引)

天文二年(一五三七)一月到來

一(黒引)

天文二年(一五三七)一月到來

一(黒引)

天文二年(一五三七)一月到來

天文三年(一五三四)

三浦貞久、牧曾兵衛尉に赤野郷の内などを宛行つ

三浦貞久知行宛行状書

下河内牧曾家文書

『久世町史』官科編 第一卷

赤野郷前々良程之時之給人相相除候て、其相残分

面々為経所遣候、全知行可仕者也、但幕代官職之

替地也、仍状如件

天文三年

貞久判

三浦貞久知行宛行状書

下河内牧曾家文書

『久世町史』官科編 第一卷

八月六日

貞久判

牧曾兵衛尉殿

同前文

天文三年

貞久判

開田・法界等分之事、無相違扶持仕様間 全可致知

行者也、仍而後日之ため件付

天文三年

貞久判

牧曾兵衛尉殿

同前文

天文三年

貞久判

石井・松岡兩氏に所領を返付する

三浦貞久知行宛行状書

下河内牧曾家文書

『久世町史』官科編 第一卷

今度貞牛之相属候段中儀候、其付而於貞島庄遺候

貞久判

貞久判

貞久判

- 22 -

尼子経久、宇山氏に「茅部・美吉新庄等を免けり」

者 可然様御取合可畏入候、恐々謹言
（次ノ様） 九月廿三日 国經（北伴）

尼子経久免狀（回函） 是時毛利家藏文書

尼子経久免狀（回函）

〔出處〕尼子忠舟集 上巻

東寺 東寺 公殿 御返報

尼子経久、新見氏等に高田城の在番を命じる

東寺百合文書 ャ函二五

〔出處〕『岡山県史』家作史料

今度遣在所之事
かやへ

（中略）

美甘新庄

竹邊本庄・新庄

徳山
やな瀬一囗
恐々謹言

事禄五年

七月廿六日

経久（花押）

天文元

十月廿一日

孫五郎（花押）

中尾四郎兵衛殿

（中略）

宇山殿

新見國經、美作國での戦いが織城中と報じる

新見國經書状（回函） 東寺百合文書 ャ函三二

〔出處〕『岡山県史』家作史料

天文二年（一五三三）

三浦貞久知行免行状写

下河内牧家文書

（中略）

難關候、其分可被仰付候、具々添拂者、少も先規

二不可有相違候、御不審有間敷候、聊尔者不可申候

一年當此方虫損過分申候、國中之難關、不可有

其隨候、我等も迷惑此事候、（次ノ様）

一作取相、王今無一途候、々々無便宣候、せうへ
二て候、少歎氣候間、如何二申候哉、年預様へ

正月十三日 牧藤兵衛殿

貞久判

天文一

之由、被仰出候也、仍執事如件

大永六

十一月十六日

亮致
（花押影）
盛芳
（花押影）

三浦殿

室町幕府奉行人連署表書等

木村家藏一色家古文書

（岡山県史研究会）

（岡山県金石史）

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

豊前春吉集

美作国久世侯事、先年三浦依有申子細、一旦雖被放

（表）草加郡八幡宮御宝前 順主金田加加弘人卯年
（裏）享禄三卯年九月吉日 大公五郎左衛門

五月十四日

園經
（花押）

奉書、公用之儀、不及其沙汰、一向無音之条、任

法住院殿御判以下度々御成敗之旨、如

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

元被返付之詮者、早守先例、可被全領知之由、所被

（表）草加郡八幡宮御宝前 順主金田加加弘人卯年
（裏）享禄三卯年九月吉日 大公五郎左衛門

五月十四日

園經
（花押）

仰下也、仍執達如件

（表）草加郡八幡宮御宝前 順主金田加加弘人卯年
（裏）享禄三卯年九月吉日 大公五郎左衛門

五月十四日

園經
（花押）

大永六年十一月十六日

（表）草加郡八幡宮御宝前 順主金田加加弘人卯年
（裏）享禄三卯年九月吉日 大公五郎左衛門

五月十四日

園經
（花押）

一色七郎殿

（表）草加郡八幡宮御宝前 順主金田加加弘人卯年
（裏）享禄三卯年九月吉日 大公五郎左衛門

五月十四日

園經
（花押）

右衛門尉 元押影

（表）草加郡八幡宮御宝前 順主金田加加弘人卯年
（裏）享禄三卯年九月吉日 大公五郎左衛門

五月十四日

園經
（花押）

享禄五年・天文元年（一五三三）

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

尼子義久、美作國へ進攻し高田城を攻撃の予定と
いふ

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

新吉賀経書状（弓紙） 東寺百合文書 さ闇一五四

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

『岡山県史』家わけ史料 尚々御公物、今少も可奔走申中候処、作州三

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

浦方へ尼子方四日中可取候候合力之儀被申候、

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

さ様之事云々、殊外短足三て無其儀候、於心中聊

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

不存如往候、此趣可然候等々御申奉頼存候、

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

京都無為之由承候間、目出在候

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

以好便一筆合申候、仍去三月十日比候哉、風早中商

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

五郎部次郎上候間、以書狀申入候、其時御公用以帝、

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

漢、三十貫文之分進申候、船便候へ、つらしま

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

辺ニ還留仕候つる由伝説二申候、何比京着候つる哉、

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

延引候て無御心元存候、只今御公用、諭指申備三、

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

苦厄、此時加社領百石

中折抵三千束、小倍一千束、十五貫文之分三寺納申候、
慈雲庵司被届申候、臣下二郎三郎と申者、三荷物者、

渡候、若慈雲庵他行などの事候者、葉屋延正四郎左

衛門尉二荷物可渡之由申候間、可有御候、此外、
納紙用節料十束五帖、納潔指中一桶、只今同渡候、重

可有御請取候、一升桶者、いた無用意にて候間、重
而可上申候、恐々謹言

（表）五月十四日

園經
（花押）

（裏）五月十四日

園經
（花押）

（表）草加郡八幡宮御宝前 順主金田加加弘人卯年
（裏）享禄三卯年九月吉日 大公五郎左衛門

五月十四日

園經
（花押）

熊野三所権現社 在高田村、（中略）古昔社領若

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

千、嘗三浦下野守貞久病、宿者、命且危、父貞

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

國憂之、致願祈於當社、感瑞多端得脫

東寺
公文殿御宿所

園經
（花押）

『古事記研究』第十七号

三浦次郎

貞國

一
（三浦貞國文書）

飯尾近江守殿

御返報

古呂々鬼村當公用千疋分、差下候。但さいふにて候。
相殘分、追々可申付候。尚同名事者可申候。恐々謹
言

十月六日

飯尾近江守殿

貞國（花押）

（三浦貞國文書）

御宿所

三浦力忠広書状 飯尾文書

『古事記研究』第十七号

一
（三浦力忠広文書）

飯尾近江守殿

御返報

將又少少之至候へ共、點之すし五十、江州標へ
令達候候、可被御心得候。御口へ卅進入候、誠
左道候候へ共、路次大儀候候、非本意候、猶条々
亦右衛門方可被申候、万事御心得、奉達候外無
他候

御公用事、當年分疋足京進申候、加增之事承知

仰候、連々如申入候、在所未帰作候、來年より少々
致加増、可京納候、於御不審考、御上使可給候、

干要者心中無如在候

一若代分々内小中・長谷之事、自去年人出入、只今

さうるん半候、彼方申事二八若代村之内たる上者

飯尾御知行いわれ候、殊若代村、去年より中
村新兵衛と申者、本領候とて中村知行仕候、就其

大永六年（一五六六）

牧園傳 焼失した判物の証明を受ける

下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

此方もおさへし候。古呂々比村井若代村御知行之
由、承及候事、いつの時代より小中名・長谷名計感井見
一高田庄牧村宗重名四分一之事

一神代け・最分之事

一波別之内東分之事

一美甘新庄村之内下今井名之事

一關郷之内切符之事

一久世惣領分之内切□錢五貢文之事

一牧村宗重名一經之□田武反之事

一井原鄉之内魚住分之事

一萱部村之内社田名之事

以上

右此条承代々之判刑之事、大永六年丙戌八月廿六日
二權上宝持坊預置候處二火事三面此支註慈燒失候
間、重牧藤左衛門最重信「判刑行詫、以此旨無
相違末代可知行者也、仍面狀如件

大永六年

丙戌九月廿六日

○藤左衛門の表名「藤左」は三浦貞國の偏諱によるか。

十一月十七日

貞國（花押）

飯尾近江守殿

御返報

三浦氏、幕府に久世保代官職を召し上げられる
室町幕府奉行人連署奉書
木村家藏 芝峯弘文書
岡山県史研究 判考

一色七郎晴眞申作州久世保事、先年依有被望申之子
細、一旦雖被成奉書、公用儀不及其沙汰、一向無音
之条、任 慈照院殿并法住院殿御判り、千度々御成敗
之貞、被返付晴眞訖、早可被去渡之、更不可有違忘

永正二三年（一五六六）

三浦貞國、古呂々比村公用を進納する

三浦貞國書状 舶尾文書

（永正十二年）

「吉備地方文化研究」第十七号

三浦次郎

貞國

飯尾近江守殿

御宿所

尚々此在所事、近年一向二無正軒儀候、悉百姓

等遂送電報、然者在所不作候、殊更境目事候間、

毎度不思議なる事共出来候、条々申通、於御同

心考可為本望候、此上者更々無別儀候、次大

切候紙候、一段為心矣候

御知行分古呂々比村之事承候、此在所之事、親之者

時より至平今、久擅置候處、昨今可被召放之由承候、

迷惑候、雖然前之公用牧大體竟無沙汰之由承候、驚

入之間、加相折候、所詮比在所之事、從当年我等

預給候考、源分可申付候、然者公用之儀、武千疋

分可楚上候、以此言可申付候、又又若代村事承候、

彼在所事考、赤松被官谷太郎左衛門尉と申者、于今

知行仕候、此者方之儀也、一向不存候、尚使使へ申

条、摺筆候、恐々謹言

卯月廿一日
貞國（花押）

飯尾近江守殿

御返報

三浦貞國書状 舶尾文書

去二日比方之裏付、而慙往遣申候、定參着候哉、國方

就御知行分古呂々比村儀、重而被成御奉書候、迷惑

より知行所々へ色々申事候間、于今取相分候、然共、

仕候、其謂考、近年此在所之事、一向二無正軒、茅

所能成候、雖然涯分申付、如形京遣候、成尙以増

仕、御同名大和守殿如時式千疋父、從當年、為我等

就量京着可申候、於御同心考、無御等閑給申、本望

たるべく候、殊若代村事、守護へ知行仕候間、先規

之儀考、可有相連候、於子細ぞ、此便惣申候、恐々

仕、御公用、式指貴文分添指中五種、毫末補三引、

此便用二寺納申候、去年之儀、未遣過分三可被思食

候へ共、國方へ可押領什役段、以色列武略、相拘候

事候、去年之事考、弟候、即討死儀式候間、爰元一

向無正軒成行候、去二日之書狀二委申候、非如往

候事候間、只今上申分考、当毛之御請取三、可被懸

御候、更我等寄事於玄石、非申儀候、三職矣さく、

于今不得室任被料候間、可有御弊候、特又、御年貢

之添者重而可上申候、先御公用分之儀、京都三只令、

漆大切之由、宗竟被申下候間、早々寺納申度候而急

候間、此分候、可然様御取合候へ、御申奉還候、爰

元・國方證候まゝ、寺社本所領大略押領什役候へ共、

我等事、伯州堺目之儀候間、伯州・雲州衆申合、只

今まで者國方へ不相隨、取相候て、御領無相違候、

おほしめしわけられ候者可畏入候由、御申肝要候、

每事重事可令申候、恐々謹言

十月十七日
東寺
國經（花押）

相城申付、日夜國方与取相候、其政者三浦方調

法候て、多治鄙德光以下とへ和仕候へとす

于今國方歎聲望之子細共候て、取相事候、其か

くれあるましく候、少もいつはりハ申ましく候

三浦貞國、古呂々比村公用を進納する

藤涼軒日録 明応二年（一四九一）五月廿四日条

増補藤涼軒大成『藤涼軒日録』四

自一彦龍、使者來云、三浦兵庫助事彦龍（彦龍）鳴食、當寺

參暇事、白里可レ白相公云云、若有御尋者御返

答可、預御意得、建仁宝應院佐藤主第子也、与

佐孤負而出、彼至下、其父以之付嘱余、故云

爾云々、黙送答云、就御尋可レ得其資得云々

○鳴食は藤涼軒の小僧で未だ卒俗半僧の状態

藤涼軒日録 明応二年（一四九一）十一月六日条

増補藤涼軒大成『藤涼軒日録』五

及薄暮、茂叔自東林帰、心月崇寿院事尤本望

金田等、代而守焉（金田、金田、金田）

由、院主被白依頼命近日在作州三浦之化生寺

「年内無余日、定明年早々可レ有上落、其間

御誕生辰等事者可レ弁云々

○東林院、崇寿院はいずれも相田の城頭で、本多正秀

院主の選定に關係する記事。

田城、兵威漸熾毎々山名右近亮、相之尚風時、

右近亮居雅向、遂為所破而死、貞連道、福田。

（左近亮、雅向、遂為所破而死、貞連道、福田、金田、金田、金田）

金田等、代而守焉（金田、金田、金田）

三浦鼎渠、荒廃した神林寺の掌主を遺営するという

宝月房勧進帳写 作陽誌 真島郡寺院部 真宗宗 神村

山神林寺

【新訂作陽誌】三

応仁二年、高城郡内凶惡之族、於弘閣有干戈之角、

其後衆備微力、難當修造、然處文龜之比、高田

城主豆朝臣三浦駿河守貞連付沙門、投財座、御

當遣官速成也

【新訂作陽誌】三

永正六年（一五〇九）

三浦貞連没し、真國が家督を継ぐといつ

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大總山城 三浦氏十三世

室素 三浦貞連

【新訂作陽誌】三

貞連 号駿河守（中略）永正六年卒、法名宝曠

寺殿徳重良實

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大總山城 三浦氏十三世

室素 三浦貞連

【新訂作陽誌】三

作陽誌 真島郡山川部 大庭郷 藤向城

【新訂作陽誌】三

三浦貞連、藤向城の山名右近亮を討つといつ

作陽誌 大庭郷 藤向城

【新訂作陽誌】三

明応元二年（一四九一）三月

僧心昌慧初、三浦の化生寺にありといつ

藤向城（中略）文龜年中、三浦駿河守貞連在高

【新訂作陽誌】三

三浦貞連ト云人、大永七年過享禄二年迄之城主也

文安五年（一四四八）

この年の奉公免御番職に三浦近江守が見える

幕府御番帳

【大日本古文書】家わは第二十一 熊川守文定之

五番
在園業

三浦近江守

○『群書類從』卷第五百十一に「文安年中御番帳」として

同様の史料を取める。

今無沙汰云々

三浦貞後 真島郡紫原村にありという

文明十九年・長享元年（一四八七）

三浦貞連等、將軍足利義尚の六角征伐に伴い近江へ

出陣する

長享元年九月十二日常徳院殿様江州御勤廬當時在陣

衆齋到

（前略）

【群書類從】卷第五百十一

長享三年（一四八九）

三浦貞道 相国寺で聽聞す

長享三年（一四八九）四月十二日条

增補常徳院殿様江州御勤廬當時在陣

三浦貞河守貞連

（中略）

東山殿様紙候人數

三浦兵庫介

○同家承には、貞連と「浦朝の娘、貞連の叔父とする」

年未詳であるが、一説に「に取めり」

文明一五年（一四八三）

三浦兵庫助 借錢を返済せず抵当の所領を押領する

政所賦銘引付 文明十五年（一四八五）

【重刊幕府引付史料集成】上

同前

一 矢部上島播磨助定時 一八 廿五

三浦三郎方

於貢稅地作州三鷹四分三石即押藏之、至借錢者于

今無沙汰云々

湯郷公文職代官事、自「結城越後守方」、以三

浦駿河守吹「疋之」、雖然自此方「先約之由、寺家

返答云々

藤涼軒日録 長享・平（一四八八）九月十一日条

就佐州建部見明深代官職事、寺家返事之趣旨

行、遣三浦駿河守方、波之兆威主、兼駿河守

返章也

藤涼軒日録 長享・平（一四八八）九月十一日条

増補常徳院殿様江州御勤廬當時在陣

三浦貞道

（中略）

笠原備前入道殿・岩山 守・三浦駿河守、其外數

輩、在縁半吉聽聞

増補常徳院殿様江州御勤廬當時在陣

三浦駿河守貞連

（中略）

東山殿様紙候人數

三浦兵庫介

延徳三年（一四五九）

三浦兵庫助息の喝食 相国寺に帰寺する

長享二年（一四八八）

三浦貞連 近隣庄園の代官職を委託する

藤涼軒日録 長享年（一四八八）九月四日条

増補常徳院殿様江州御勤廬當時在陣

湯郷公文職代官事、自「結城越後守方」、以三

浦駿河守吹「疋之」、雖然自此方「先約之由、寺家

返答云々

作陽誌 真島郡寺部 楠宗 玉雲山化生寺

〔新訂作陽誌〕三

歩、馬場長百三十間、横一間、社林六段。

兼連 号「武藏守」、横部村同、父有「墓

玉雲山化生寺者在「高田村」、去「府七里、三浦下野

守貞宗創草、貞宗另「化生寺殿長林道祐大居士」、

勸請源翁和尚^{〔即源翁和尚〕}、為開山祖

作陽誌 真島郡寺部 楠宗 玉雲山化生寺

〔新訂作陽誌〕三

家系 三浦貞宗
作陽誌 真島郡山川郡 高田庄 大總山城 三浦氏十三世

〔新訂作陽誌〕三

三浦貞宗 号「下野守」、領作州、備中之内、最坂
明神（中略、相伝、善射、殺妖狐）、而來福精
每為祟、以故其家世祠之、源翁授戒、後初初
止、貞宗感勝山（建祠山上）、為高田城守、城
廢（後移之化生寺境內）。

行連 号「遠江守」、法名「能登清
作陽誌 真島郡山川郡 高田庄 大總山城 三浦氏十三世
家系

〔新訂作陽誌〕三

三浦貞宗 在「如意山麓」、為「城郭鎮護之神」、神
紋為菊、社内有「鐘一領」、「三浦貞宗納」之、境内
三百步、社禁一段

範連 号「遠江守」、法名「永源守」、駿博愛良仁
政盛 号「下野守」、法名「玉筆宗秀」
持理 号「遠江守」、法名「玉泉寺殿泰顯宗

〔新訂作陽誌〕三

永享年間（一四二九～四一）
この頃の奉公衆御番帳に三浦連江守が見れる
永享以來御番帳

〔新訂作陽誌〕三

見山川郡大總山城下、附名「小山」者山北属、組
村、山南属、横部村、上有「古墳」、亦為三浦家
一、今無築者矣

〔新訂作陽誌〕三

永享年間（一四二九～四一）
この頃の奉公衆御番帳に三浦連江守が見れる
永享以來御番帳

〔新訂作陽誌〕三

八幡宮 在「草加郡村」、此村氏神也、故宮地在「高
田村」常平、相伝三浦貞宗從驗河國、勸請之、
神紋一手矢（中略、祭祀九月十九日、境内九十六

〔新訂作陽誌〕三

作陽誌 真島郡山川郡 高田庄 八幡宮
家系 三浦連江守

〔新訂作陽誌〕三

八幡宮 在「草加郡村」、此村氏神也、故宮地在「高
田村」常平、相伝三浦貞宗從驗河國、勸請之、
神紋一手矢（中略、祭祀九月十九日、境内九十六

〔新訂作陽誌〕三

作陽誌 真島郡山川郡 高田庄 八幡宮
家系 三浦連江守

五番

三浦連江守

〔新訂作陽誌〕三
卷第五十一

○八幡宮は現在の草加郡八幡町社（真庭市草加町）。

明治三十一年三月十七日に没したとある。作陽誌が採録す

るやうに、三浦貞宗が美作國高田庄に所縁のあつたこと、
眞宗が元通といふ子息のあつたことは間違いないが、同

時代史料と近地の伝承上の誤解は、今後検討を要する。

明院殿へ行幸ナル、撰錄大臣諸家ノ卿相、周章騒ア

馳参ル、宮中ノ官女士連詠、徒步ニテ逃フタメケバ、

八座・七弁・五位・六位・大吏・外記、悉堕下座上

ニ立運、禁中變化ノ有様ハ目見不^レ被当事共也、曆

応以来ハ天下武家ニ帰シ、世上モ少穂ナリシニ、去

年橘正行乱ヲ起セシカ共討死シカバ、跡無為ノ世

ニ成ヌト裏見處ニ、俄ニ此輩出来ヌレバ、免ニモ角

ニモ治マラヌ世ノ中ト歐カ又者コソ無ガリケレ、將

軍モ左兵衛督モ、師直・師泰義姪等ト云共、防戰二

及ノ事返テ恥辱ナルベシ、兵門前ニ防バ、御腹召ル

ベシトテ、小真足許ニテ聞り返テ御座ケリ、師直・

師泰義勢ハ是マデナレ共、サスガ押寄ル事ハナク、

徒三時ラン移シケル

○傍註は『新編御帶史』古代・中世IIに挿載した。

師泰義勢ハ是マデナレ共、サスガ押寄ル事ハナク、

徒三時ラン移シケル

貞治四年（一三六五）

三浦行連、幕府から越後国奥山莊金山郷・堰沢条地

頭職を沙汰付けるよう命じられる

旨子孫者、可為不孝之仁候、為後証之狀如件

三浦下野守

文和三年一月晦日

道祐判

妙菴首座 御庵へ

上杉左近御監察

仰之處、盧氏孫次郎井金次称名寺雄掌應妨未休云々、

招事料歟、不日止彼妨、沙汰居下地於志道、可被執

進請取、使節不可有緩怠之狀、依仰執邊如件

中務大輔（花押）

応安元年十一月廿四日

上杉左近御監察

永徳年中（一三八一～三）

三浦貞宗、実峰良秀に帰依するといふ

作陽院 大庭院寺院部 墓宗 横林山堰院

【新編御帶史】古代・中世II

當寺者在上河内下村、去府五里半、瑞景元作一

隨慶、或号稚寺、実峰良秀和尚開基、曹洞派

下名刹也、東嶺者開東人、嗣法峨眉、往来於

美作・備中間而道過大波瀬道、永徳年中三浦

下野守貞宗（本作）僧峰峰德望、常參訪心宗門庭

利落院長林道祐（本作）高田根及

高田根及生（本作）

【新編御帶史】古代・中世II

示道祐居士

一人得祐、一物作略、变天地為黄金、擅長河為蘇蘭

大用現前、諸盛威儀、妙因一片、内外空素、皎潔老

春秋秋、清涼盡屋夜魄、正覺塵埃、汝如何攝紫去、

非思量處、誠懃難測

○以下、美作國における貞宗所縁の寺社所伝を掲出する。

由、而時如諸文出現之後、麥先言之条、失陳謝之故
歟。且可注申寺家知行分限之由、於內談之。既仰
賴掌之處、元弘以前僅二年之所務也。彼代官廳稅房
向背寺家說、不知其故寒、動舌口後者、亦佐々木加
地近江前司邊防之間、不寄付所徵、仍地下事、敢無
才子云々、会合又以下賈、不知行之象勿論賊、凡道
祐所進公驗与寺家所帶書附狀、更難對揚^ハ。然則於
當歸者、奇損害家威望、任御下文、道祐一因知行不
可有相違焉、次寺家所進亞主狀真偽事、道祐雖申子
細、彼狀不及許容之狀、見先段、此上糾明無用也。
貞和一年七月十九日

貞和五年（三四九）
三浦通連、足利尊氏の屢教を図んだ高師直のもとに
参じる

太平記 卷第一七 開所開事

日本古今大系 二年記

頬氏・島山大藏少輔直宗・上杉伊豆守重能・同左馬
助朝房・同津大輔朝貢・長井大輔大友秀・和田
越前守宣茂・高士佐守師秋・千秋三河左衛門大夫准
波多野下野守・同因守・柳津小次郎・和久四郎左
衛門尉・吝藤左衛門大夫利康・飯尾修理連入道・須
賀忠義守清秀・山内新藏人朝政・島津四郎左衛門尉
是等ヲ宗ノトシテ都合真勢七千余騎、轄門ヲ固
テ扣タリ、執事直ノ鳳形・駒加ル人々ニ、山名
伊豆守時氏・今川五郎入道心省・同駿河守頬貞・吉
良左近大夫守監貞・太島龍岐守盛真・仁木左近大
夫頬貞・會弟越後守善長・同禪正少弼勝勝・桃井修
理元義盛・畠山宮内少輔國賴・細河相模守清氏・土
岐刑部大輔頼康・同明智次郎頼兼・同新藏人頬雄・
佐々木佐渡守宣秀・同四郎左衛門尉秀定・同近江
四郎氏綱・佐々木大夫判官氏頼・會第四郎左衛門尉
直綱・同五郎左衛門尉定経・同大原判官時親・千葉
介貞胤・宇都宮三河入道・武田伊豆守司儀氏・小笠
貞和五年八月十二日ノ宵ヨリ數万騎ノ兵上トへ馳連
フ、馬ノ足音草摺ノ音、鳴休隙モ無リケリ、
先ニ桑殿^ハ参リケル人々ニ、吉良左近大夫大藏義・
同上總三郎瀬貞・石堂中務大輔精房・同左馬頭精直・
石橋左衛門佐和義・子息治部大輔直義・尾張修理大
夫高絆・子息民部少輔氏經・舍弟左近大夫將監氏頼・
荒河三河守詮詮頼・細川刑部大輔精春・同兵部大輔

守清風・二階堂山城ニ即行元・中条備前守秀長・伊
勢^ハ、御所東北ヲ十重二十重二四ミテ、三度所ノ揚^ハ
タク、勢總解田左衛門・設置五郎兵衛尉・宇佐美三郎・
清右衛門次郎・富次保四郎・寺尾新藏人・厚東駿
河守・高橋介始トシテ、多田院御家人・常陸平氏・
甲斐源氏・高家ノ一族ハ申ニ不^レ及、畿内近國ノ兵
芳志恩顧ノ聲、我モ^ハト馳騒聞、其勢無^ハ程五万
余騎、一条大略・今出河・軒法輪・柳ガ辻・出雲路
河原三至ルマデ、無漏闇・打込タル
河原^ハ是ニ舞方セ給ヒ、三条殿へ使ヲ以テ被^ハ仰ケル
ハ、^ハ師直・師泰過分ノ著侈身ニ余テ忽主從ノ札ヲ
乱ル、先帝ト^ハ云事常篇ニ絶タリ、此上ハ如何様
其ヘ寄ル事モ可^ハ有、急是^ハ御渡候、一所ニテ安
否^ハ定ス^ハト被^ハ仰ケレバ、左兵衛督馳集タル兵
共ヲ召具シテ、將軍ノ御所・近衛東洞院ヘゾ御坐ケ
ル、此事ノ様ヲ見、不レ叶トヤ思ケン・初馳集タル
兵共、五騎十騎落失テ師直ノ手ニシガリケル、サレ
バ宗徒ノ御一族・近習ノ輩無^ハ矣、武忠^ハ存スル兵僅ニ
千騎ニモ不足ケリ、明レバ八月十三日ノ卯刻^ハ、
武藏守直・子息武藏五郎節夏・雲霞ノ兵ヲ相卒テ、
法成寺原三打出子、一手ニムズト押分テ、將軍ノ
御所ノ東北ヲ十重二十重二四ミテ、三度所ノ揚^ハ
タク、勢總解田左衛門・設置五郎兵衛尉・宇佐美三郎・
清右衛門次郎・富次保四郎・寺尾新藏人・厚東駿
河守・高橋介始トシテ、多田院御家人・常陸平氏・
甲斐源氏・高家ノ一族ハ申ニ不^レ及、畿内近國ノ兵
芳志恩顧ノ聲、我モ^ハト馳騒聞、其勢無^ハ程五万
余騎、一条大略・今出河・軒法輪・柳ガ辻・出雲路
河原三至ルマデ、無漏闇・打込タル
河原^ハ是ニ舞方セ給ヒ、三条殿へ使ヲ以テ被^ハ仰ケル
ハ、^ハ師直・師泰過分ノ著侈身ニ余テ忽主從ノ札ヲ
乱ル、先帝ト^ハ云事常篇ニ絶タリ、此上ハ如何様
其ヘ寄ル事モ可^ハ有、急是^ハ御渡候、一所ニテ安
否^ハ定ス^ハト被^ハ仰ケレバ、左兵衛督馳集タル兵
共ヲ召具シテ、將軍ノ御所・近衛東洞院ヘゾ御坐ケ
ル、此事ノ様ヲ見、不レ叶トヤ思ケン・初馳集タル
兵共、五騎十騎落失テ師直ノ手ニシガリケル、サレ
バ宗徒ノ御一族・近習ノ輩無^ハ矣、武忠^ハ存スル兵僅ニ
千騎ニモ不足ケリ、明レバ八月十三日ノ卯刻^ハ、
武藏守直・子息武藏五郎節夏・雲霞ノ兵ヲ相卒テ、
法成寺原三打出子、一手ニムズト押分テ、將軍ノ

隨兵

同前

三

三浦下野前司貢宗法師法名代賴円與武州金沢称名

通稱寺雜掌持因相論

越後國山内金山鄉事

後確以有為上

右

中略

六 三浦遠江守

右無

三浦遠江守

中略

天龍寺供養日記

結城文書

前略

「新編須賀市」古民・中世Ⅱ

隨兵

中略

三浦遠江守行連

中略

天龍寺供養供奉人交名寫

東北大學日本文研究會所蔵

「新編須賀市」古民・中世Ⅱ

隨兵

上杉原左衛門

前略

三津下野入道息

中略

貞和二年（三四六）

三浦遠祐（貞宗）、武藏國林名等雜掌と越後裏山莊内
金山鄉を管す

御判

〔新編須賀市〕古民・中世Ⅱ

足利直義御許状案 三浦和田文書

〔新編須賀市〕古民・中世Ⅱ

或被付 勅載之地位於兩寺、或被勒江間尼充元請附

寺家雜掌、自建武主令致一領補任訴訟院、敢不立除

〔新編須賀市〕古民・中世Ⅱ

或被付 勅載之地位於兩寺、或被勒江間尼充元請附

寺家雜掌、自建武主令致一領補任訴訟院、敢不立除

之地信田伊賀良、於開運寺 大権現之由所見也、於
教之地者、各別御沙汰出、至淨元等附地者、為庄

內寺領之上、新給人承諾之由所見也、不足比量三

次成敗免仁之等父、被許寄附之条、後年別儀之大

法也、於沒收之地者、就後家女子行赎、新法已前之

安堵不足借用是、次同四年施行者、被施行先日安堵

之由所見也、顯稱裁斷之上、理非者不依安堵之条

定例也、仍同前是、次如本所雜掌所帶正慶元年御下

知狀並時如同年譯文第者、本主平氏者、元德二年死

去之条顯然也、同三年九月六日寄附狀、謀作之条勿

論、且當時如相依之条、証跡既分明出、寺領不實

之条、不及御不寄之由、道祐申之處、被狀者、擅下

左近大夫淑連法銘對也、當時現存之間、有疑殆之

上、平氏者同三年十一月廿四日死去、崇顯通稱入道惠、元

禁忌之日限無其隱、宣被札尺之由、雜掌陳之、如下

知狀者、當攝四年四十四貫文也、而頭目女子通稱入道惠、元

德三年兩年對擇云々、如時如譜文者、於元德一年分

者、本主存亡之時、致并帶返抄訖、至同三年時如分

者、可令空落候、喪入道者、懸面々領主、可訴申云々、

云時如判形、云潔連鉗封、無指牒聽之簡、於本主死

去年限者、聊雖有了見、至下地者、寺家不知行之条

明白也、道祐所難有其謂是、而寺領者、自元非一

円、有各別分領之条、見寄附狀、寺家雜掌誤不申

物別分領之由、雜掌雖通申之、如寄附者、人々

申候者、不過可有御計候云々、為一円寄附之

地、本主被管之藝活計、可為寺恩之由所見也、隨而

曇広寺

備後國三谷西条地頭職事

右 為当寺添置料所

泰和如件

慶元四年四月廿一日

權大納言源朝臣御判

一荷 尾張守

海老名 梶原刑部右衛門尉清風

其後着本庶、被行御時之後、開山以下真俗共以御出

真如寺^(中略)、上種云々

(後路)

康永三年五月一日

（押）
（押）

越後守護代長慶景空打渡狀

三浦和田文書

「新橋須賀市史」古代・中世II

越後國奥山莊内應沢条地頭職事、任被仰下之旨、沙汰付于三浦下野入道々祐代候狀、仍義狀如件

（押）

康永三年正月廿九日

（押）
（押）

備後國三谷西条地頭職事

泰和如件

慶元四年四月廿一日

權大納言源朝臣御判

一荷 尾張守

海老名 梶原刑部右衛門尉清風

其後着本庶、被行御時之後、開山以下真俗共以御出

真如寺^(中略)、上種云々

(後路)

康永三年五月一日

（押）
（押）

越後守護代長慶景空打渡狀

三浦和田文書

「新橋須賀市史」古代・中世II

越後國奥山莊内應沢条地頭職事、任被仰下之旨、沙汰付于三浦下野入道々祐代候狀、仍義狀如件

（押）

康永三年正月廿九日

（押）
（押）

曇広四年（三四一）

三浦道祐（貞宗）、曇広寺の地曳に加わり一荷を遣ふ

天龍寺遣官記錄

同年七月十三日 晴 鬼鹿遂行

（中略）

國師取納芝士於平籠^(中略)、出當前東向、持置之給、

是則為表開山之儀也

次將軍^(中略) 次武衛同前

其後一荷兩人連送之次第不同

僧収分

一荷 鹿川長老^(中略) 等持院主^(印元古) 先和尚

一荷 端臨塔主^(山主) 妙了都師

俗家分

一荷 武藏守^(中略) 越後守^(茶) 越後守^(中略)

一荷 婦部頭親秀 信濃入道行珍

一荷 阿波守^(中略) 伊与權守^(重成)

一荷 南遠江守^(中略) 大和權守^(重茂)

一荷 三浦下野入道 宇都寫遠江入道

引田妙玄

康永二年（三四二）四

三浦道祐（貞宗）、足利尊氏から戰功を賞される

足利尊氏下文

三浦和田文書

（中略）

下 三浦下野守 法師^(法師)

可令早領知越前關栗田島、越後國奥山莊内開鄉、

飯江村、堰沢条、金山郷等事

右以人、為歎功之質所充行也者、守先例、可致也体

之狀如件

康永二年十一月廿六日

（花押）

「新橋須賀市史」古代・中世II

（花押）

塞町幕府執事高塔直奉書

三浦和田文書

「新橋須賀市史」古代・中世II

越後國奥山莊内應沢条事、任去年十一月廿六日御下

文、可被沙汰付三浦下野入道々祐代官之状、依仰執

達如件

康永三年正月廿九日

（押）

三浦道江守

（中略）

康永四年（三四五）

三浦道祐（貞宗）の恩行通、天龍寺供養に奉供する

「新橋須賀市史」古代・中世II

（前略）

後

（中略）

三浦道江守

（中略）

（中略）

後隨隨兵

（中略）

（中略）

（中略）

師守記

康永四年八月二十九日

（前略）

隨兵

（中略）

三浦道江守

（中略）

ハ御本訴等召文にて候。」候。是ハ御本訴に

て候へ、悦入候へとも、但終^レにして、

鶴發候にて候。一旦ニ可被擲取、八院^レ〔彼等事

下狂勢^レ。當方ハ無案内の他院^レ只仰上

裁許^レ。如此令中候^レ。毎度以強訴^レ「難運行

候、其上守護一味にて、先度未遂行」百姓等

二いたり候までも、皆^レ引領所存之^レ「い」

も不可申奏^レ候。所詮御和談の道候へ^レ」

氏名未詳某書状

金沢文庫

佐藤名等文書

金沢文庫蔵本名等文書

同泰行 雜民

金沢文庫蔵本名等文書

次軍萬物科木頭

金沢文庫蔵本名等文書

奉書

武州奉

田忠成革 師英清書

三浦道祐（貞宗、越後國奥山莊内金山郷を拝領するも武藏称名寺との相論に敗れる。）

室町幕府引付頭人細川和氏書業（金沢文庫保管名跡）寺子書

【新編資治通史】古代・中世II

御參書葵金山郷事
（元和元年正月四日）

金沢称名寺雄掌光信申、越後國奥山莊内金山郷事、重解状如此、子細見狀、三浦下野入道祐祐帝後日御下文、雖申子細、依爲寺領、可充賜其夢之旨御沙汰畢、早任先日安堵狀、止方々違乱、可沙汰付下地於雄掌、遵行之後亦有澁流之詛語者、重難不破仰下、每度加對治、全寺家知行、戴起請之詞、可注申子細、信筋緩急者、可有其科之狀、依印証達知件

建武四年十一月五日

阿波守在判
（元和元年正月五日）

氏名未詳其書狀
金沢文庫保管名寺文書
撰寫或八十
一紙傳文書
【新編資治通史】良八、中世II
「私を存候へ、又そろへの儀候へす候、在候はす」「ども、からず候へへ、御心本な
く候、もし又人／＼も御候へへ、別にも仰付候て、當猶衆をもおせ付候へかしと存候、愚身は」
愚身は「」所詮御意にて候へ候

当郷を八人の給へりて候なんと申合候、心「」
三勝下野入道・和田黒川（足等）一人・加地近江守も「」
内々所中普聞にて候へへ、相博（眞知）「」事も

両使の渡状をも御上候て、能うるに御はか「」
何事もまことしからぬことにて候へとも、御用

□候へく候、これにも當時当郷を寺家二知行仕候へへ、なにさま近江守寺家へ渡候へへ、打

入「」打落一旦押領之事、内々巧候よし、普聞是も心苦候、但愚身へ忽へ御寺僧衆の御口「」
当郷の猿猪の仁「」〔百万〕にても候へ「」を

き候へ、事の体をもうり、打死をも仕て世体なんきに候間、餓死仕候へきにて「」寺のため

人きゝもはかり入候へへ公私お「」罷候へ此使「」添候へ、日記ニまかせてかへさせて始はり

御寺にて餓死仕候へく候

近江守方より物をかい候使者、さうへしがら「」御寺下部、町賈よくしつへく候ハん仁ニ、

候よし申「」

義憲房方より罷ト候し時、茶を給へりて候之間

六室と茶を種、近江守ニはたこふるいに

六室に、凡當御代無双之事にお「」め

候しついて、凡當御代無双之事にお「」め

候も、令受用候へ、可為何様候哉「」啓案内候

ハ、委細不給候者畏入候

貴八百金候「」を京都へ「」候、所残十

筑前房方へ令調達之儀き、定參着「」御不審候

ハ、可進上之候、次去年貢結度状、御寺へ可進「」

當郷去年御年貢用口事、先日又三郎「」如申入

候、百貫文へ光接寺前殿許令「」候、所残十

貴八百金候「」を京都へ「」候、

一智師去年貢事、十六貫文進候云々、先にも如申入候、雜掌料足の文、相擬候き、「」京都相残候も、令受用候へ、可為何様候哉「」啓案内候き、自國より結度状定古進上「」

又彼代宣官攝門状とて、愚身方へ光接「」被下候寺家へも令進覺よかしと国「」候程三合遣

覺之候、為得御意候

近日京橋掌方より申たひて候へ、八〇重申成

史料の理解を助けるため、箇号が付した括文には○を

凡例

- 一 本稿叢書は、中世から近世初期に至る高田城関係史料を収録する。
- 一 収録にあたっては、既刊の西行物からの収集と古籍を中心としたものとされ、その他の古文書や思われるものは新たに収録した。なお東大史料編纂所公開用データベースに掲載している。
- 一 中村は説明的に肩名を付して代用に軽用し、事件毎に網文を付す。遺失物を加える。
- 一 中村の体裁は、そのまま肩名等を参照。その外因の直訳に従ふが、改行はいらない。指摘せず、文書の年月・差出の位置などを略記した。
- 一 中村本文の字体は、原則として常用漢字を用い、異体字・略字・俗字・二字については、部を使用する。また表体かなは平かな表記だが、格調的のうえ次の文字は原文書の体裁に沿うる手書きを小さくして使用した。
- 一 中村本文の字体は、原則として常用漢字を用い、異体字・略字・俗字・二字については、部を使用する。また表体かなは平かな表記だが、格調的のうえ次の文字は原文書の体裁に沿うる手書きを小さくして使用した。
- 一 者は(江(一)二(二)表(一)身(一))
- 一 面(一)越(一)面(一)の(一)
- 一 中村の句読点は、引用中村集の体裁にならうとする(点(一)に脱(一)し、複音並列点(一)を付した)。
- 一 聞学・平出は原文書又は引用中村集の体裁を尊重した。
- 一 読字・翻訳は古文書を(一)で示す。意味不明の場合には(二)を示す。疑問が残る場合には(?)を加えた。脱字は(一)脱、衍字は(衍)と注記した。

主要参考文献

- 久世町史資料編纂委員会編『久世町史』資料編第一巻編
年次資料 久世町教育委員会 100回(図書類の多くは本書に依拠している。卷末に詳解を記す。買取価値として左側に示す。)
- 一 本文にある採用訂正は、特に必要とする場合には、原則として採用する。採用する場合は、右側に記した。採用なしで文字が判認できない場合は(一)で示す。
- 一 文書・破損等について文字の判認し難い箇所で、字数のわかるものは□□□で示し、わからないものは(一)で示した。
- 一 朱書の箇所及び墨書・墨書・墨墨書・後筆・付紙・裏紙を含むまま其時の虫封・蟲封封の文書などは、「付」(その見落しに(一)で注記した)。
- 一 原本に花押・押印がある場合には(正押)(元押)を(墨)印で表現した。筆で印・押・花押と記している場合はそのまま印・印・花押などとし。
- 一 前近代の社会では、身分制によって支配が行われ、社会の様々な場面において厳しい差別が存在していた。そのため当時の史料中には差別的な用語が記されていることがある。本稿叢書は、差別を差別民の生活の実態について、科学的な歴史認識を進め、差別を根絶する立場から、それを原史料のまま掲げた。但し差別の助長につながりかねない固有名詞等については「(一)」で示す。あるいは記載を差し控える場合もあり。
- 一 本稿叢書の編集は、森 勝が担当した。
- 同 森 勝著『岡山城とその城下町の形成過程』(岡山地方史研究会 一八一〇〇九)
- 同 同『中古御城主森氏に関する通説の説をめぐり』(『鳥取県地城史研究』一五一〇一〇)
- 同 同『中世移行期の篠井氏とその「門禁」(合意)の歴史』(二四一〇二四)

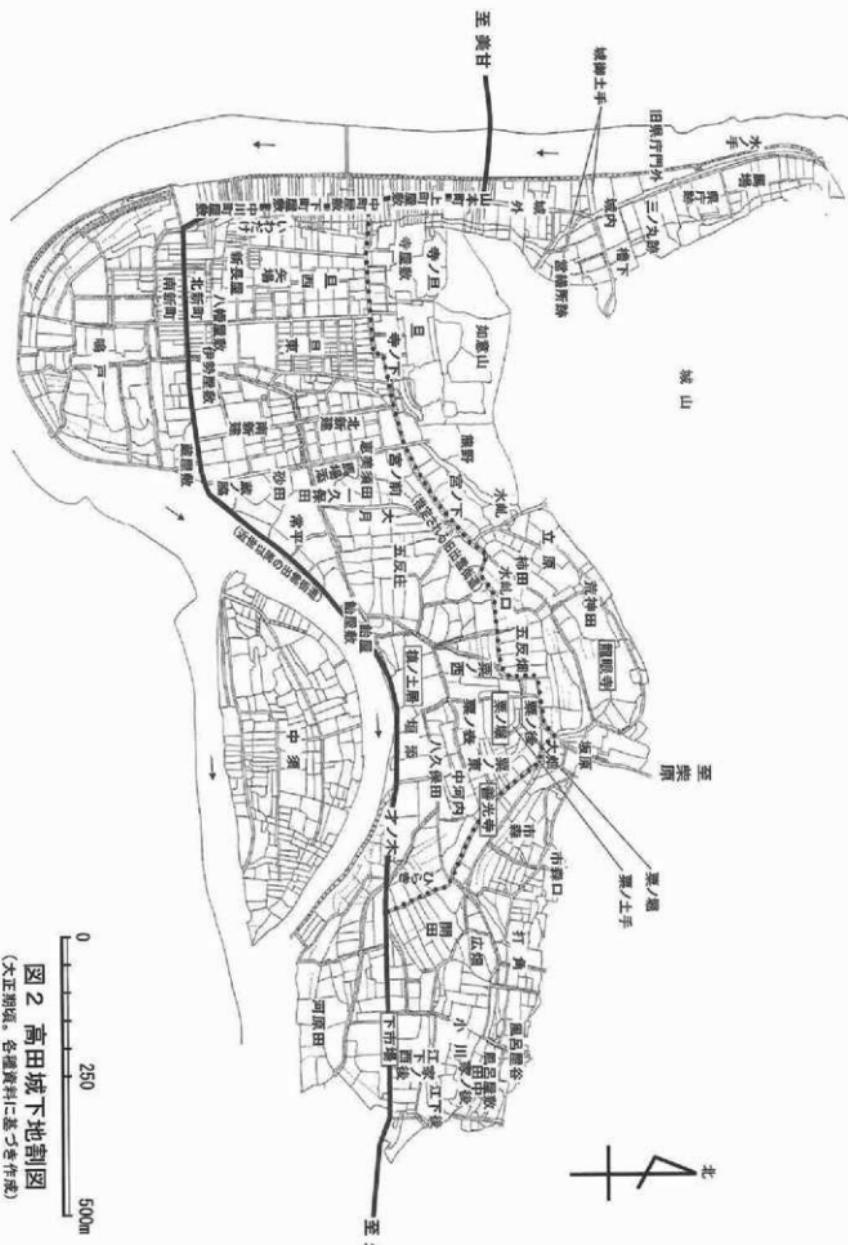


図2 高田城下地割図
(大正期図。各種資料に基づき作成)

山城としての高田城は、この期間に含まれる正保二年（一六四五）までに廃城となり「古城」の状態であったことが確認できる。ただし、廃城年次や具体的な措置は、不明である。

これに先立ち、江戸幕府から元和の一国一城令が発せられているが、森氏が履行したのかは不明である。

確実などころでは、寛永十五年（一六三八）の平地居館の破却が数例知られるが、これも山城破却の事例までは確認できない。今後の博搜による関係史料の発見に期待したい。

× × × ×

- 主要参考文献
- 森本清丸・勝山町史編集委員会編『勝山町史』前・後編 勝山町
九七四、八二
牧 桂三『美作地侍戦国史考—岡山県・美作・真庭郡牧一族の史料に
拂りつづ—』私家版 一九八七
角田 誠編『播磨利神城』城郭談話会 一九九三
長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館 一二〇〇〇など

※参考として高田城下の地割図を掲載しておく。

なお、近世後期、明和元年（一七六四）に三浦明次が三河から入部して以降の状況については、史料の悉皆的調査に至らず、紙幅の関係もあつて今後の課題となつた。

ちなみに、三浦家では、まず城下に長屋を建築して藩士を入れている。

そして、翌々三年には、出丸（勝山）山頂に太鼓櫓を、翌四年には、城山（如意山）の西麓に大手門を築き、同七年には、藩庁の御殿を完成させている。

その後も、領民からの御用銀などにより、城山中腹の「小屋ヶ壇郭」に土塙を築造し、安政四年（一八五七）頃からは、領民による多數の「御城築御手伝人足」差しにより、何らかの造成工事を続けている。これは例えば兵練場（訓練場、現二の丸グラウンド）の掘削の可能性が考えられる。

この兵練場は、入部当時の築城計画を示す絵図に、「二之丸」として記されているものである。しかし、結局は山上の城郭整備はほとんど実現していない。廃城直前の明治初年の時点では、城内の施設としては、小屋ヶ壇郭の土塙、兵練場の小屋、出丸の守辰場（太鼓櫓）程度があるに過ぎなかつた。

によって、まったく別の年代のものとなっているが、「隱岐守」が美作西郡の社役を安堵した史料も存在する。

隱岐守の子孫は、岡山藩士となつた。同家の家伝によれば、隱岐守は、大坂の陣で籠城して戦死したとされる。嫡子の藤内は、秀家に奉公し、知行千石等を与えられて高田城を預り、「城代」となつた。しかし、秀家没後は率人して、備前國の上道郡浦間村（岡山市東区浦間）に居住したと伝えている。事跡の混乱がみられるものの、服部氏と高田城との関係はこれによつても確認できる。

以上から、勘助と隱岐守は、おそらく同一人物で、播磨利神城から高田城に転じ、隱岐守の受領名を称したとみられる。時期的には、天正十六年（一五八八）の岡山築城開始を契機として、翌十七年に実施されたとみられる。領国内の破城、支城整備に関連した措置である可能性が考えられる。

三 その後の高田城

宇喜多氏Ⅲ期（岡市丞・不破内匠・小瀬中務）

岡山藩士服部氏の家伝からは、慶長五年（一六〇〇）の宇喜多家没落まで、同氏が「城代」を継けたようにも受け取れる。しかし、文禄末年に原形が成立した宇喜多家の分限帳にも、隱岐守父子の名前は見えず、以降は不明の点が多い。

高田城の所在する高田村は、文禄四年（一五九五）以前から岡市丞といふ人物が給人となつてゐる。

その後、慶長三年（一五九八）九月に、市丞の異父兄で宇喜多家重臣の戸川達安が、当主の秀家から「山内・高田近辺」五一〇〇石を預け置かれ、市丞も同時に「高田城領」として一〇〇〇石を加増されている。こうした所領の預け置きや、城領の加増は、時期的に、同年八月の豈臣秀吉死去に伴う徳国防備の一環と考えられ、高田城にも何らかの改修

が加えられた可能性がある。

戸川達安は、同五年初頭に起つた、いわゆる「宇喜多騒動」を経て、他家へ蟄居となつた。同年八月、關ヶ原合戦に先立ち、宇喜多秀家は、領國內の城に籠めた在番に対して、人質の差出を求めており、その内に「高田中務」として小瀬中務正による高田在番が確認できる。

このほか、正保期（一六四四～七）前後に成立した「美作國中古城之覚」（以下、「古城之覚」）には、天正年中から宇喜多氏の家臣「不破内匠」が高田城を抱えたとしている。ただし、他に掲るものが多く不明である。

小早川氏（木下斎之助）

宇喜多氏没落後の高田城について「古城之覚」は、慶長六年（一六〇一）から小早川秀秋の陪臣、木下斎之助が城を抱えたとする。「作陽誌」は小早川氏の支配期に「服部隱岐守・同勘助・木下斎之助等」が城を守つたとあるが、前者は先にみたおり誤りである。

秀秋は、同七年十月に急死したことから、その支配は二年で終わった。

森氏Ⅰ期（各務元重）

慶長八年（一六〇三）二月、美作国は、森忠政に与えられた。「古城之覚」は、同八年から、各務四郎兵衛が城を抱えたとする。

四郎兵衛の実名は、元重。津山藩森家の執權で、高田城下に多くの家臣「高田侍」を抱え支城支配を行つたが、同十三年に起つた家中騒動の責任を取つて切腹した。

森氏Ⅱ期（大塚氏）

「古城之覚」は、慶長十四年（一六〇九）春以降は、大塚丹後とその子孫五代が、相次いで城を抱えたとする。

大塚氏は森家の重臣で、各務元重没後の同十三年冬に執權となり、慶安二年（一六四九）夏まで大塚（森）丹後某、主膳三俊、丹後氏次の三代が同職にあつた。以降、内膳某、監物氏重、左門可明と続き、可明は、延宝三年（一六七五）に森家を致仕し、退去している。

に「番所」があり、兵糧が備蓄されていたことが記されている。また別

に、当事者である、香川家の子孫が記した軍物語「安西軍策」には、「兵糧藏」と「門」が見える。さらに、同書を増補した「陰徳記」には、加えて「三ノ曲輪ノ懸出ノ雪隠」と、「堀」「棚（樋か）」の伴う「矢倉」が記される。管見で城内施設の具体的な記事はこれだけである。

三浦貞広二期 才五郎、次郎、能登守。

「覚書」は、難を逃れた「牧」が、当時備中にあった三浦貞広を擁立し、元亀元年（一五七〇）七月に築向城を攻略。十月に高田城を攻撃し、「大合戦」となり、城を取つて貞広を入城させたとする。貞広の不在理由は不明である。

毛利勢の籠城するなか、備前の浦上宗景からの加勢を受け、十月五日に行われたというこの戦いは、同時代史料などから、永禄十二年であることが確実である。「覚書」と一年のずれがある。

以降、「覚書」は、貞広が「七年程」城主の後、備前の宇喜多直家が「芸州衆」へ高田城を渡すよう調停、十月に橋崎氏へ城を引き渡したとする。同時代史料では、三浦氏は、天正二年（一五七四）二月に織を發する浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、宗景に与している。その結果、同氏は、同年末から翌三年早々にかけて宇喜多勢、次いで毛利勢の攻撃を受けた。ついに九月十一日に高田城は落去し、貞広は直家の仲介で下城した。

ちなみに、長く通説となっていた、高田城が天正四年に落城したとする説の年次は、「覚書」に由来する元亀元年から起算したものであると考えられる。起点が永禄十二年となれば天正三年落城となり、同時代史料からの推定と一致することになる。こうした一年のずれは、おそらく「覚書」の筆者牧藤助が、自身の年齢を元に事件の年次を逆算した過程で生じたものと思われる。

毛利氏二期（樋崎元兼）

以降、同城は、毛利方の拠点としてしばらく推移する。牧氏は、宇喜多氏に従い高田城を離れたため、「覚書」の記事は、橋崎氏の在城をわずかに伝えるのみである。

ただし、天正七年（一五七九）以降の宇喜多氏と毛利氏の対立にあたっては、毛利輝元、吉川元春、小早川隆景をはじめとした諸将が入城し、高田城を拠点に、美作平定に当たったことが確認できる。

そして同十年の和睦ののち、翌十一年に始まる毛利・宇喜多領の国分け交渉にあたっては、高田城も引き渡しの対象となっている。

宇喜多氏一期（牧一党）

「覚書」は、「直家」が橋崎元兼に、高田城を牧氏に渡せと命じ、牧氏は天正十三年（一五八五）三月に入城したとする。なお、巻末には、牧家信をはじめとした、在番者の交名を載せる。

直家を主体とするのは、同年正月までに没していることから明らか

な限りである。しかし、牧氏の入城の年次は、先の例に従えば、前年の同十二年三月となる。これは、国分け交渉の一応の決着に添う、妥当な年次といえる。

なお、「覚書」には、三浦貞広の頃の状況という交名も收められており、双方を比較すると、高田城における城郭利用の規模縮小が窺われる。

宇喜多氏二期（服部勘助・介・隱岐守）

「覚書」は、その後、宇喜多秀家の時代に行われた「人直」によって、「八鳥勘助」が高田城主に命じられたとし、ここで「覚書」の本文は纏筆されている。「八鳥勘助」は別に、「服部勘介」として、宇喜多氏が播磨の佐用郡を領国に編入するに伴い、利神城（兵庫県佐用町）で在番したことが知られている。

これらとは別に、「高田城主服部隱岐と申仁」が、篠向城王江原親次の家臣、中島本政に駕籠を与えたとする史料がある。また、後年の付年号

市勝山)に、同氏不入と宇山氏守護を祈願し、玉靈權現(玉藻前・九尾狐)の影像を像立したとする。

こうした宇山氏の活動の背景には、天文二十三年(一五五四)十一月に新宮党が粛清されたことによる、太河原・三浦氏の没落があつたとも考えられる。弘治三年には、美甘八幡宮(同市美甘)、高田莊内の草加部八幡宮(同市草加部)で、久兼の一門宇山誠明による寺社造立が行われていることから、現地支配は誠明が司つていたとみられる。

三浦貞勝 孫九郎、達江守。

「覺書」は、永祿二年(一五六七)三月、貞勝が宇山氏を攻撃し「大合戦」の末、高田城から立ち退かせて城主となつたと記す。そして功績のあつた牧右衛門尉に河内の受領名を名乗らせた。しかし同八年十二月に家臣の金田氏が翻心、備中三村氏と謀つて貞勝に切腹させたとする。

二十二歳、称名院貞月宗金。

「系図」では、貞広の前に配列するが、「覺書」は、特に兄弟の順を明記せず、貞広を特に「貞久御子」と記す。状況的には、貞広・貞勝の順である。また、貞勝の没年月日は、別に地元で伝えられる、永祿七年十一月十五日の可能性が高く、一年のずれがある。

この前後を通じて、貞広は、出雲尼子氏のもとにあり、家の牧尚春も尼子方として活動している。このことから、貞勝は、金田弘久や・尚春の弟と伝わる牧河内ら、家中の反尼子派勢力に擁立された存在と考えられる。このように「覺書」は、牧河内・藤助父子の視点から記されているらしいことにも留意する必要がある。

三浦貞守・貞広Ⅱ期

貞守は、「系図」では、「貞盛」として貞久の末弟に位置付けられている。

しかし、「覺書」には、貞久の兄弟は、「おき国」と「貞尚」の二人とし、貞守を貞勝・貞広の「祖父」とする。生母の父か。

貞勝切腹の際に、「牧」とは、貞守を擁立、永祿九年(一五六四)

九月に高田城へ戻ったとする。ただし、これは牧河内父子の視点であつて、同時代史料では、同八年

九月頃に出雲尼子氏から帰國を許された貞広が高田城へと戻つてゐる。貞

広は、翌九年には、焼失して、いた神林寺の再建、近隣への軍事活動を展開するとともに、翌十年には、東に所領を接する岩屋城(津山市中北上)の

城主中村氏との交戦を続けている。ここで、も「覺書」と同時代史料で一年のずれがある。

毛利氏一期(長就連・香川光景ほか)

「覺書」は、永祿十一年二月十九日と日付まで記したのち、「芸州衆」の「長・(番脱カ)川・志ん(道カ)」の三人が謀り、貞守を切腹させたとする。年次はこれで正しいようである。

同時代史料には、毛利元就と輝元が「高田表之儀」を命じ、足立信泰や宇山氏、「一所衆」が同月、「三浦衆其外逆意輩」を「討罪」したとある。ただし、具体的な経緯については、不明な点が多い。

以降、足立氏をはじめ、長就連・國弘高実・香川光景・出雲・伯耆衆らが在番、長・香川の二人が「高田領」の支配を司つてゐる。

永祿十二年(一五六七)前後の状況を記す「森脇覺書」には、「二丸」

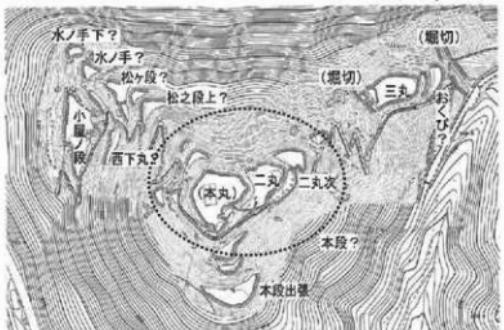


図1 「覺書」による曲輪名比定試案

根本史料の「覚書」を縦軸に、諸史料によって高田城史の通覧を試みることにしたい。

二 高田城史をたどる——「作州高田城主覚書」を縦軸に——

近世初頭の成立とみられる「覚書」によると、高田城は、文龜元年（一五〇一）、十六世紀初頭の三浦貞連の居城に始まるとの認識されていた。この認識は、応仁・文明の乱を契機とした、戦国期への突入と軌を一にし、中世山城をめぐる普遍的な傾向とも一致する。

三浦貞連 駿河守

「覚書」は、文龜元年から永正六年（一五〇九）までの城主とする。貞連以前にも、室町幕府奉公衆として、三浦遠江守・近江守の名前が見える。しかし、具体的な行動を確認できるのは、貞連からである。

断片的な史料からではあるが、当主の貞連は、奉公衆として在京、足利將軍家に近侍するとともに、美作内の御料所の代官職獲得に奔走。荒廃した神林寺（眞庭市神）を再建し、篠向城（同市三崎・大庭）に拠る山名右近亮と戦ったとも伝わる。

また、本拠の高田荘（同市勝山一帯）を中心に、「作州三鷹」（同市美甘一帯）など周辺へと拡大していた所領は、一門の三浦兵庫助が經營に当たっていたようである。宝幢寺殿徳岩良賢。

三浦貞國 次郎、駿河守

「覚書」は、大永七年（一五二六）から享禄二年（一五二九）までの城主とする。大永は永正の誤りと考えられる。

永正十三年には、隣国備中の紛争を仲裁。また、「親」（貞連か）から継承したという古呂々比村（同市古呂々尾）の代官として、未納している家臣を処罰し、年貢錢を納入している。その一方、大永六年には、幕府から与えられた久世保（同市久世一帯）の年貢を納済したとして、これを取り上げられている。貞連と同様に、平時は在京し、現地では、一

門の三浦忠広が經營に携わっていた可能性がある。

享禄五年（天文元年。一五三一）五月、出雲尼子氏が美作国へ侵攻、

備中國の新見氏を高田城に在番させた。貞国は、その最中、同元年七月九日没。慈光寺殿伯々良親。「覚書」と年忌史料では三年のずれが生じている。

三浦貞久 稲五郎カ、次郎カ、下野守、上野介

「覚書」は、享禄三年（一五三〇）から天文十三年（一五四四）までの城主とする。

父貞國の没後もなく孫五郎の通称で文書を発給。以降細かな推移は不明なもの、出雲尼子氏に対する立派な姿勢をとる。

「覚書」は、同十三年八月に出雲の宇山氏が出勢、「大合戦」となったところ、城主の貞久が高田城の籠城中に病死したという。

尼子氏が美作に侵攻した享禄五年の時点で、宇山氏は、茅部（眞庭市新庄）同市見明戸など旧湯原町西部一帯、徳山（同市蒜山上徳山・下徳山）などを与えられている。のことからみて、三浦氏と宇山氏の戦いは、所領境を接して行われたことになる。

天文十七年九月十六日没。正法院殿月江良円。「覚書」と年忌史料では四年のずれが生じている。

三浦貞広一期 才（道祖）五郎

「覚書」は、貞久の「御子」とする。貞久の没後、天文二十年（一五一）の頃か、貞久の弟太河原貞尚を通じて、遺児才五郎（貞広）に本領が安堵されている。貞尚は当時、尼子氏に属し、新宮党の一門となっていた。従つて、以降の三浦氏当主は、この貞広ということになる。

尼子氏（宇山久兼）飛驒守

尼子氏の家臣。「覚書」は、貞久病死の頃から高田城の城主となつたと記す。そして、弘治二年（一五五七）には、三浦家菩提寺の化生寺（同

森 俊 弘

(真庭市教育委員会)

「家系」は、その名のとおり、三浦氏の始祖とされる貞宗から、最終的に高田城から退いた貞広までを対象とした、十三代の系図史料である。三浦氏については、近年、複数の研究者によつて、同時代史料を元に再検討が行われ、尼子氏はじめ、諸近隣勢力との関係などに新たな知見がもたらされている。

高田城（真庭市勝山）は、主に中世から近世初頭にかけて機能した、美作西部有数の山城である。

元禄四年（一六九一）に成立した地誌「作陽誌」は、「大總山」として立項、「本城」を如意山、山へは二〇間、周り一六町、その南は「二郎」で勝山といい、合わせて「大總山城」と称したと記す。

如意山とは、手許から奥に立ち上がる山容を仮具の如意になぞらえ、また大總山もその「粒」さな山容を形容したのである。特に後者は、現在も地域で用いられている雅名、「勝山」の由来と考えられる。

同書は、高田城を本拠に近隣を支配した、高田三浦氏（以下、三浦氏）の始祖とされる貞宗について、関東から近藤・石井・宇野・白石の四氏を伴い来住したと記す。そして、一四世紀後半を中心活動、高田城を築き、諸寺社を開いたとする。現在、貞宗が高田莊の地頭として入部し、高田城の初代城主となつたとされる所以である。

しかし、こうした貞宗像は、同時代史料から知られる活動年代と一世代近くずれており、必ずしも一致しない。従つて、そのまま史実とするのは難しく、今後のさらなる検討が必要である。このことは、程度の差こそあれ、貞宗以降の三浦氏、そして高田城をめぐる通説に対しても、同様といえる。

一 「三浦氏十三世家系」とその依拠史料

さて、「これまで高田城や、三浦氏の叙述で参考してきた基本史料として、『三浦氏十三世家系』（以下「家系」）がある。」

しかし、同氏の系譜關係や、動向の具体的な叙述にあたつては、やはり、「家系」を原典に派生した、通説を参照せざるを得ない現状がある。となれば、通説の根本的な見直しには、その溯源である「家系」そのものの検討・解明も欠かせないと考える。

「系図」の成立について、「作陽誌」の前文には、「今擴諸家記」、採「士民說」、贅「錄于此」とあり、同書の編者江村宗晋（春軒）が、「諸家記」と「士民說」をもとに編纂したことが知られる。

このうち、「諸家記」については、特に「牧氏家譜」及び家譜と同一とみられる、「本州牧氏家有」一冊子（以下「家譜」）と、「杜村美甘氏家譜」の史料一点を具体的に掲げている。

「家譜」は、近世初頭の成立とみられる貴書、「作州高田城主覚書」（下岩牧家文書。以下「覚書」との対応關係が指摘される。筆者については、その内容から、三浦氏の旧臣牧河内の長男で、杜村（真庭市杜）に帰農した、牧禪助とみられる。「系図」と比較しても、両者の参照關係は明らかで、「覚書」に由來する年次や、系譜の混乱、破損を原因とする誤訛もある。

次に、「家系」から「覚書」由來の要素を除くと、実名・通称・官途名・没年月日・戒名・没年齢のまとまりが現れる。三浦貞連より前代の人物は、ほぼこうした情報のみで、別に年忌史料などが参照された可能性を示す。残る三浦忠近や、舟津氏に嫁した女子、桃寿丸らの情報が、「諸家記」あるいは「士民說」、書上や聞き取りに当たるのだろう。

「系図」については、概ね以上である。以下では、その性質に鑑み、

慶長三年（一五九八）

元和六年（一六二〇）

宇喜多秀家、戸川達安に高田周辺の地を預け置く 66
高田町が焼失し、街道が付け替えられる 70

この頃か

宇喜多秀家、不破内匠を高田城番に命じる 67
宇喜多秀家、高田城番小瀬中務正等に人質の供出を命じる 67

同五年（一六〇〇）

同一年（一六三八）

宇喜多秀家、木下貞之助を高田城番に命じる 68

小早川秀秋、化生寺に寺領を寄進する 68

同六年（一六〇一）

正保二年（一六四五）

小早川秀秋、木下貞之助を高田城番に命じる 68

正保の国絵図に古城・勝山が見える 70

同七年（一六〇二）

明暦元年（一六五五）

西部五左衛門、化生寺の寺領を安堵する 68

大塚守周、高田城下の熊野大権現社を修復する 71

同八年（一六〇三）

延宝三年（一六七五）

森忠政、各務元峯を高田城番に命じるという 68

大塚可明、森家を退出する 71

同九年（一六〇四）

貞享元年（一六八四）

森忠政、化生寺に寺領を寄進する 68

元禄元年（一六八八）

高田城番の各務元峯が開死する 68

化生寺境内に三之丸・勝山本丸の地名が見える 71

高田城番の各務元峯が開死する 68

元禄元年（一六八八）

森忠政、森（大塚）丹後守に高田村等を加増する 69

化生寺境内に三之丸・勝山本丸の地名が見える 71

同一年（一六〇八）

73

森忠政、大塚丹後守を高田城番に命じるという 69

同一年（一六一〇）

大塚丹後守死去し、高田城下に葬られる 69

大塚氏の歴代

参考史料

一作州高田城主覚書

二作陽誌

真島郡山川部

高田庄

大總山城

小早川隆景、三村元親の高田方への逃走に備える	48
牧尚泰、小早川隆景の捕虜となるも許されるという	49
三浦貞広、宇喜多直家の仲裁で高田城を毛利氏に明け渡す	50
同 四年（一五七六）	50
三浦貞広、牧曾兵衛尉に高田下城時の気遣いを謝す	50
この頃か	50
備前伊賀氏の侵攻した地に高田が見える	50
橋崎元兼、備中植木氏を頼み同名藏人を討つという	50
同 五年（一五七七）	51
高田城に忍びが付くという	51
同 七年（一五七九）	51
鈴木氏が宇喜多方に属し、高田・松山間を封鎖する	52
吉川元春と小早川隆景、高田表の儀につき連絡を受ける	52
同 八年（一五八〇）	52
吉川元春、一両日中に高田表へ陣替と報じる	53
吉川元春、近日中に高田陣替と報じる	53
小早川隆景、まもなくの高田着陣を報じる	53
吉川元春、二月三日に高田へ陣替したと報じる	53
同 一四年（一五八六）	64
吉川元春、勇山寺領を安堵する	64
牧家信、勇山寺領を安堵する	64
同 一七年（一五八九）頃か	65
宇喜多秀家、服部鷦鷯守を高田城に置くといふ	65
高田城主服部鷦鷯、中島本政に脇指を与える	65
毛利輝元、一両日中の高田陣替を報じる	65
毛利輝元、高田城から山見に出陣、高仙築城を命ずる	65
毛利輝元、要時には高田へ連絡するよう梯形城特に指示する	65
同 九年（一五八一）	65

岡本秀広・牧左馬助、高田近辺の通路で鷲見氏を討ち取る。また宇喜多直家、左馬助と市三郎兵衛に命じ寺畠城を夜討させる	59
牧左馬助、高田神代で橋崎元兼の家臣を討ち取る	59
同 一〇年（一五八二）	59
高田表で羽柴秀吉の使者が碌となる	59
同 一一年（一五八三）	59
福原元俊、草刈氏への対応のため高田表に赴く	59
羽柴秀吉と毛利氏の和睦交渉の過程で、高田城など美作国内諸城の引渡しが話し合われる	59
橋崎元兼、高田城下の熊野大権現社を造修する	62
同 一二年（一五八四）	62
羽柴秀吉、高田城の毛利氏保有を許容せず	62
宇喜多氏、橋崎元兼が退去した高田城に牧一党を置く	63
三浦貞勝の子桃寿丸、京都で圧死するといふ	64
同 一四年（一五八六）	64
吉川元春、勇山寺領を安堵する	64
同 一七年（一五八九）頃か	65
宇喜多秀家、服部鷦鷯守を高田城に置くといふ	65
高田城主服部鷦鷯、中島本政に脇指を与える	65
文禄三年（一五九四）	65
宇喜多秀家、高田商人の岡山城下移住にあたり措置を命じる	65
同 四年（一五九五）	65
宇喜多秀家、高田村の給人岡市丞に替地を与える	65

牧尚春・合戦に先立ち美甘氏より異心なき旨の誓紙を受ける	31
尼子義久、高田衆の寺社建立に私領内の段錢を免除する	31
三浦貞広、浦上宗景の計らいで所領支配を継続し、斎藤親寛から配慮の誓約を受ける	32
三浦貞広、山内衆など諸境目に出陣する	32
同 一〇年（五六七）	32
三浦貞広、關所とした金田・舟津氏等の所領を松井氏等に宛行う	32
高田衆が日木村の神森、次いで篠向城下で岩屋衆と戰う	32
牧尚春・太河原貞尚の所領書立に加判し美甘氏に与える	33
同 一一年（五六八）	33
三浦衆等、小早川勢に討たれる。三浦貞広の祖父貞守（盛）も自刃するという	33
長就連・香川光景、注連大夫に高田領の社役を安堵する	33
同 一二年（五六九）	34
牧菅兵衛尉、金田氏等の敵対に隨身せず。三浦貞広、これを賞し所領を宛行うとする	34
美作罕人衆、尼子氏を支援して蜂起。浦上宗景の合力で高田城を攻め	34
る	34
三浦貞広、高田城に入るという	37
同 一三年・元龜元年（五七〇）	37
豊後の大友宗麟、牧尚春に尼子・浦上両氏との談合が重要とする	37
牧尚春、豊後大友氏に硯を送る	37
元龜二年（五七一）	37
牧尚春、豊後大友氏から書状を受ける	38
浦上宗景、三浦貞広の知行所段錢につき牧尚春の裁判による進納を定める	38
同 三年（五七二）	39
昨年より美作国に滞在の亀井（山中）幸盛、今は但馬國にありという	39
牧尚春、豊後大友氏へ太刀・馬・硯を送り近況を報じる	39
同 四年・天正元年（五七三）	40
山中幸盛、尼子勝久を奉じ因幡で毛利方の城を攻略、日野衆・牧尚春等はこれに協力するという	40
岡本氏秀、牧尚春の質問に答える	42
牧尚春、豊後大友氏に硯を贈り、煙硝・鈍金の進量を受ける	43
山中幸盛、豊後大友氏に高田城の堅固を報じ、煙硝を乞う	43
天正二年（五七四）	43
浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、三浦貞広は宗景に与同し所領を宛行われる	43
三浦貞広等、豊後大友氏に備作情勢を報じる	44
同 三年（五七五）	43
備中譲葉城主三村元範、落城に際し三浦貞広を頼らんとする	45
牧菅兵衛尉等、宇喜多勢の陣所多田山を夜討する	46
浦上宗景、織田信長の上洛と備前表への加勢を報じる	46
山中幸盛、美作境出勢について三浦氏に誓紙を送る	47
牧氏等、真木山城を夜討ちして伊賀勢を逐う	47

同 一三年（一五四四）	宇山久兼、化生寺に玉雲権現の像立を行うという	26
尼子国久父子等、高田城等を攻めるという
同 一四年（一四五五）	宇山誠明、西美作の諸社で造立等を行ふ	27
三浦貞久、中藏山田融寺を再興する。また王子權現社に社田を寄付するといふ
この頃か
播磨広峰社の檀那に高田城下の下市場・旦の住人が見える
刀工忠光が高田城下の旦に居住し、三浦氏の武器を鍛造するといふ	24	24
同 一五年（一五六六）	代官舟津國之、見明戸村八幡宮を再建する
高田城下に大靈寺が開山されるといふ
同 一六年（一五七）	牧菅兵衛尉、備中國告部で討死する。三浦貞久、牧幸松にその跡職を安堵する	24
同 一七年（一五四八）	牧菅兵衛尉、備中國告部で討死する。三浦貞久、牧幸松にその跡職を安堵する	24
同 一八年（一五四九）	三浦貞久、尼子氏との対峙中に病死し、高田城も落去するといふ
同 二〇年（一五五一）	高田城下の妙円寺が再興されるといふ
同 二四年・弘治元年（一五五五）か	太河原貞尚、美作に出勢した尼子晴久の先駆けを務める	26
尼子晴久、三浦才五郎（貞広）の知行を安堵する
同 二四年・弘治元年（一五五五）か	尼子晴久、三浦才五郎（貞広）の知行を安堵する	26
同 九年（一五六六）	宇山久兼、化生寺に玉雲権現の像立を行うといふ	26
弘治三年（一五五七）	宇山誠明、西美作の諸社で造立等を行ふ	27
同 四年・永祿元年（一五五八）か	牧右衛門尉等、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回する。またこの時金田弘久が戦死するといふ
同 永祿四年（一五六一）	三村家親、西美作へ侵入し真島郡月田口で交戦する
同 六年（一五六三）	宇山誠明、中尾四郎兵衛へ美作西六郡の商人間に命じることを約束し、通路の確保を命じる	27
同 七年（一五六四）	尼子義久、倉敷江見キを通じ、高田衆の働き次第で三浦道祖五郎（才五郎、貞広）の帰国を認めるとする	28
同 八年（一五六五）	三浦貞勝、家臣の離反で自害する。貞勝の室はその後、宇喜多直家に迎えられその室となるといふ	28
同 九年（一五六六）	三浦氏の家臣、舟津与三兵衛が讒言により自刃するといふ	30
同 十年（一五六七）	牧尚春、久米南条郡原田にあり。尼子義久これを謝し所領の宛行を約束する	30
同 十一年（一五六八）	三浦貞広、高田城を回復するといふ	31
同 十二年（一五六九）	三浦氏、浦上宗景による三星表攻撃の軍勢催促に応じる	31

長享二年（一四八八）

三浦貞運、近謙莊園の代官職を要望する

同 三年（一四八九）

三浦貞運、相國寺で聽聞す

延徳三年（一四九一）

三浦兵庫助息の喝食、相國寺に帰寺する

明応元、二年（一四九二、三）

僧心月梵初、三浦の化生寺にありという

文龜元年（一五〇一）

三浦貞運、高田城主になるという

文龜年間（一五〇一～三）

三浦貞連、篠尚城の山名右近亮を討つという

三浦貞運、荒廃した神林寺の堂宇を造営するという

永正六年（一五〇九）

三浦貞連没し、貞国が家督を継ぐという

同 一三年（一五一一六）

三浦貞國、古田々比村公用を進納する

三浦貞國、備中新見莊の内紛を仲裁する

三浦貞國、古呂々比村公用を進納する

大永六年（一五二六）

牧国信、焼失した判物の証明を受ける

三浦氏、幕府に久世保代官職を召し上げられる

この頃か

三浦貞國、子息貞久の疾病平癒にあたり熊野三所権現社に社領を寄進

するという

享禄二年（一五二九）

金田弘久、島原郡草加部村八幡宮に歸口を寄進する

同 五年・天文元年（一五三一）

尼子経久、美作国へと進攻し高田城を攻撃の予定という

三浦貞國没し、貞久が家督を継ぐという

尼子経久、宇山氏に茅部・美作新庄等を宛行う

新見国経、美作國での戦いが継続中と報じる

三浦カ孫五郎、中尾氏に月田郷代官職を命じる

天文二年（一五三三）

三浦貞久、牧曾兵衛尉に永富保等の諸役を免除する

尼子詮久、新見氏等に高田城の在番を命じる

同 三年（一五三四）

三浦貞久、牧曾兵衛尉に赤野郷の内などを宛行う

同 六年（一五三七）

三浦貞久、牧曾兵衛尉に赤野郷の内を宛行う。また石井・松岡兩氏に

所領を返付する

同 九年（一五四〇）

三浦次郎、岩屋城に撫り山下で合戦する

同 一〇年（一五四一）

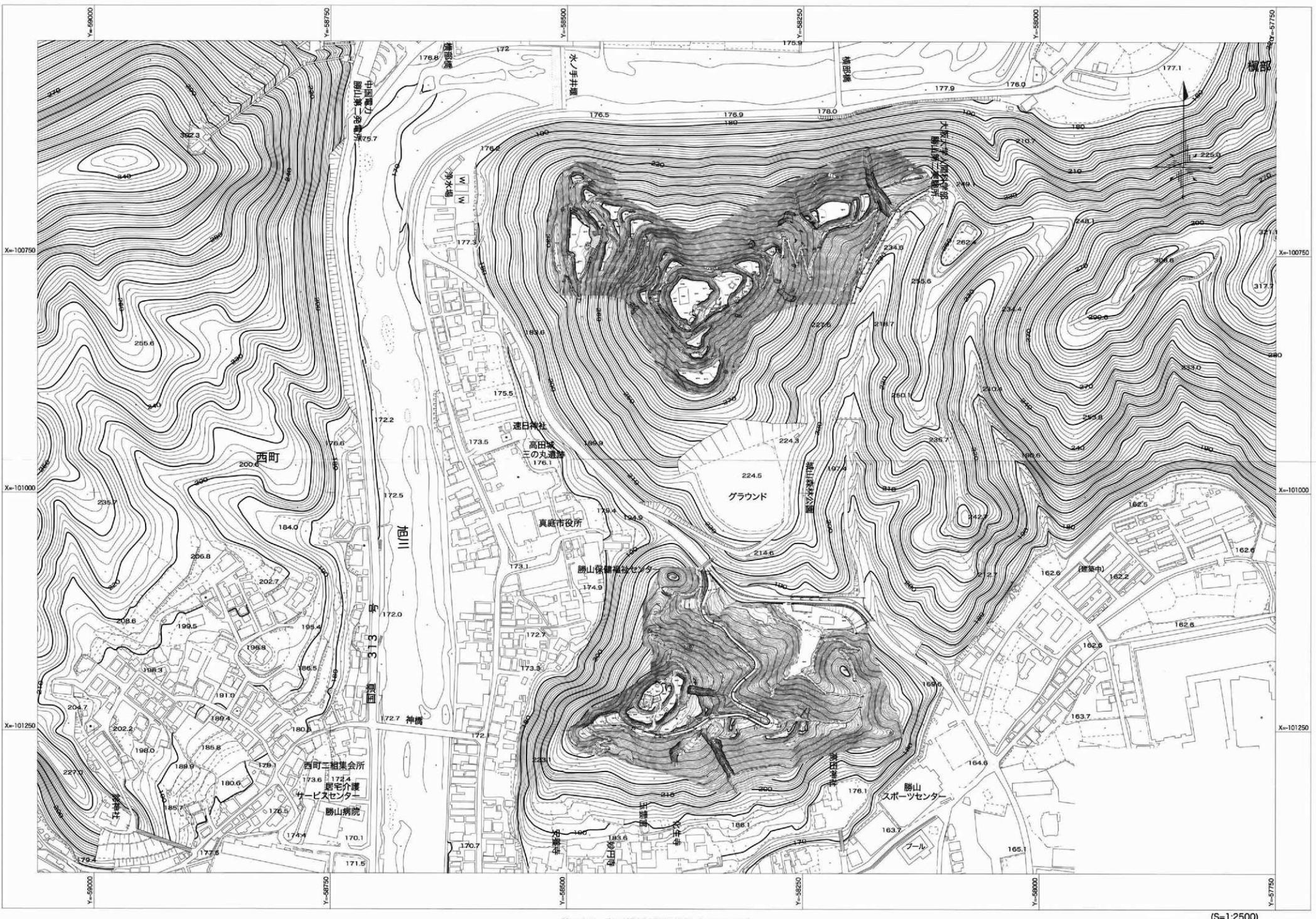
三浦氏等、美作國へ出勢した尼子氏に敗北する

三浦貞久、牧曾兵衛尉に赤野郷の内を宛行う

23 23 23

真庭市指定史跡 高田城総合調査報告書 文獻編 目次

文献史料でみる高田城と城主の推移	1
高田城関係史料集 凡例	1
建武四年（一三三七）	8
三浦道祐（貞宗）、越後国奥山莊内金山郷を押領するも武藏称名寺との 相論に敗れる	9
暦応二年（一三三九）	10
三浦道祐（貞宗）、越後奥山莊内金山郷での虐暴を停止される	10
同三年（一三四〇）	11
三浦道祐（貞宗）、暦応寺木作始の儀につき行事所の警固を務める	10
同四年（一三四一）	11
三浦道祐（貞宗）、暦応寺の地曳に加わり一荷を運ぶ	11
康永二年（一三四三、四）	11
三浦道祐（貞宗）、足利尊氏から戦功を賞される	11
同四年・貞和元年（一三四五）	15
三浦道祐（貞宗）、足利尊氏から戦功を賞される	15
貞和二年（一三四六）	16
三浦道祐（貞宗）、武藏称名寺難掌と越後国奥山莊内金山郷を争う	16
同五年（一三四九）	16
三浦道祐（貞宗）、美作国高田莊内の寺領に替え、土佐国吾川山莊内の 私領を土佐吸江庵へ寄進する	14
貞治四年（一三六五）	14
三浦行連、幕府から越後国奥山莊内金山郷・塩沢条地頭職を沙汰付け するよう命じられる	14
同七年・応安元年（一三六八）	14
三浦道誠（行連）、幕府から越後国奥山莊内金山郷・塩沢条地頭職を沙 汰付けるよう命じられる	14
永徳六年中（一三八一～三）	14
三浦貞宗、実峰良秀に帰依するという	15
三浦貞宗以降の歴代	15
応永年間（一三九四～一四二七）か	15
三浦貞宗、死去するという	15
永享年間（一四二九～一四一）	15
この頃の奉公衆御番帳に三浦達江守が見える	15
文安五年（一四四八）	16
この年の奉公衆御番帳に三浦近江守が見える	16
「この頃か	16
三浦貞俊、真島郡柴原村にありといふ	16
文明一五年（一四八三）	16
三浦兵庫助、借錢を返済せず抵当の所領も押領する	16
同一年・長享元年（一四八七）	16
三浦貞連、將軍足利義尚の六角征伐に伴い近江へ出陣する	16
文和三年（一三五四）	16



第2図 高田城城域地形図 (1/25,000)

(S=1:2500)
0 50 100m

真庭市指定史跡 高田城総合調査報告書 文献編